

令和7年度

年次報告

公正取引委員会

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の令和7年度におけるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
取適法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号） ※特段の書き分けがない限りは、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）による改正前の下請代金支払遅延等防止法（下請法）を含む
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）
フリーランス・事業者間取引適正化等法	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）
スマホソフトウェア競争促進法	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）

目次

第1部 総論	1
第2部 各論	19
第1章 独占禁止法制等の動き	21
第1 独占禁止法の改正	21
第2 下請法の改正及び改正法の施行に伴い必要となる関係政令等の整備	21
第3 スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に伴い必要となる関係政令等の整備	22
第4 その他所管法令の改正	22
第5 独占禁止法と他の経済法令等の調整	23
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	25
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	25
第2 法的措置等	41
第3 その他の事件処理	63
第4 告 発	69
第3章 訴 訟	71
第1 審決取消請求訴訟	71
第2 排除措置命令等取消請求訴訟	81
第3 その他の公正取引委員会関係訴訟	86
第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	88
第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	88
第4章 競争環境の整備	89
第1 「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」の公表	89
第2 ガイドラインの策定等	90
第3 実態調査	91
第4 独占禁止法適用除外の見直し等	96
第5 競争評価に関する取組	107
第6 入札談合の防止への取組	107
第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	108
第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等	109
第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	109
第2 競争政策・法執行における経済分析の活用	112
第3 政策評価等	113
第6章 株式取得、合併等に関する業務	115
第1 概 説	115
第2 デジタル分野の企業結合審査への対応	115
第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出	116
第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	116

第5章	株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	116
第6章	審査結果の公表	127
第7章	不公正な取引方法への取組	131
第1節	概説	131
第2節	不当廉売に対する取組	131
第3節	優越的地位の濫用に対する取組	132
第8章	取適法に関する業務	135
第1節	概説	135
第2節	違反事件の処理	135
第9章	適切な価格転嫁の実現に向けた取組	159
第1節	概説	159
第2節	独占禁止法の執行強化	159
第3節	独占禁止法及び取適法の考え方の周知徹底等	161
第4節	企業取引研究会等	163
第10章	フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務	165
第1節	概説	165
第2節	違反事件の処理	165
第3節	フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等	169
第11章	スマホソフトウェア競争促進法に関する業務	171
第1節	概説	171
第2節	運用状況	172
第3節	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会	173
第4節	デジタル競争グローバルフォーラム	173
第5節	スマホソフトウェア競争促進法の普及・啓発等	173
第12章	国際関係業務	175
第1節	独占禁止協力協定等	175
第2節	競争当局間協議	175
第3節	経済連携協定等への取組	176
第4節	多国間関係	178
第5節	海外の競争当局等に対する技術支援	183
第6節	海外調査	184
第7節	海外への情報発信	184
第13章	広報・広聴に関する業務	187
第14章	相談その他の業務	191
第1節	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	191
第2節	事業活動に関する相談状況	191
第15章	景品表示法に関する業務	195
第1節	概説	195
第2節	景品表示法違反被疑事件の処理状況	196

第3	公正競争規約の認定	205
第16章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	207
第1	概説	207
第2	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	207

第 1 部

総 論

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を通じた企業の活力向上、消費者の効用拡大及びイノベーションの活性化を図るため、令和7年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1 独占禁止法制等の動き

(1) 下請法の改正等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、下請法において協議に応じない一方的な代金決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制の対象となる取引への特定運送委託の追加等の措置を講ずること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、令和7年3月11日、第217回通常国会に提出された。同法律案は同年4月24日に衆議院において、同年5月16日に参議院においてそれぞれ可決されて成立し、同月23日に公布され（令和7年法律第41号）、令和8年1月1日に施行された。下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（以下「下請法等改正法」という。）の施行に伴い、「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に法律の題名が改められた。

公正取引委員会は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」（令和7年公正取引委員会規則第8号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則」（令和7年公正取引委員会規則第9号）及び「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」（令和7年公正取引委員会規則第10号）を制定する（令和7年10月1日）など下請法等改正法の施行に伴い必要となる関係規則等の整備を行った。

(2) スマホソフトウェア競争促進法の施行等

令和6年6月12日、第213回通常国会において可決・成立し、同月19日に公布されたスマホソフトウェア競争促進法は、令和7年12月18日に全面施行された。

スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に伴い、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」等について所要の改正が行われた（令和7年政令第279号。令和7年8月1日公布、同年12月18日施行）。

また、公正取引委員会は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則」及び「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」について所要の改正を行った（令和7年公正取引委員会規則第6号及び令和7年公正取引委員会規則第7号。いずれも令和7年8月20日公布、同年12月18日施行）。

2 厳正・的確な法運用

(1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合及び受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用及び不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 独占禁止法違反被疑事件として令和7年度に審査を行った事件は97件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは85件であった。

ウ 令和7年度においては、排除措置命令11件及び確約計画の認定4件の計15件の法的措置を行った。これを行為類型別にみると、価格カルテル7件、入札談合2件、不公正な取引方法6件となっている（第1図参照）。また、延べ36名に対し総額95億5373万円の課徴金納付命令を行った（当該総額の算定に当たり、課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者の課徴金の額については、独占禁止法第63条第1項の規定に基づく変更後の課徴金の額を用いている。表参照）。

なお、令和7年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は182件であった。

＜令和7年度における排除措置命令事件＞	
価格カルテル	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごま油の製造販売業者に対する件（3件） ○ 食品ごまの製造販売業者に対する件 ○ 特装車製品の製造販売業者に対する件 ○ トレーラの製造販売業者に対する件 ○ 長野県石油商業組合北信支部に対する件
入札談合	<ul style="list-style-type: none"> ○ （公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する件 ○ 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道㈱が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件
優越的地位の濫用	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハーレーダビッドソンジャパン㈱に対する件
拘束条件付取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ Google LLC に対する件

＜令和7年度における確約計画の認定事案＞	
優越的地位の濫用	○ (株)ニシムタに対する件 ○ (株)ロピアに対する件
再販売価格の拘束	○ (株)ダンロップタイヤに対する件
拘束条件付取引	○ ビザ・ワールドワイド・パーティーイー・リミテッドに対する件

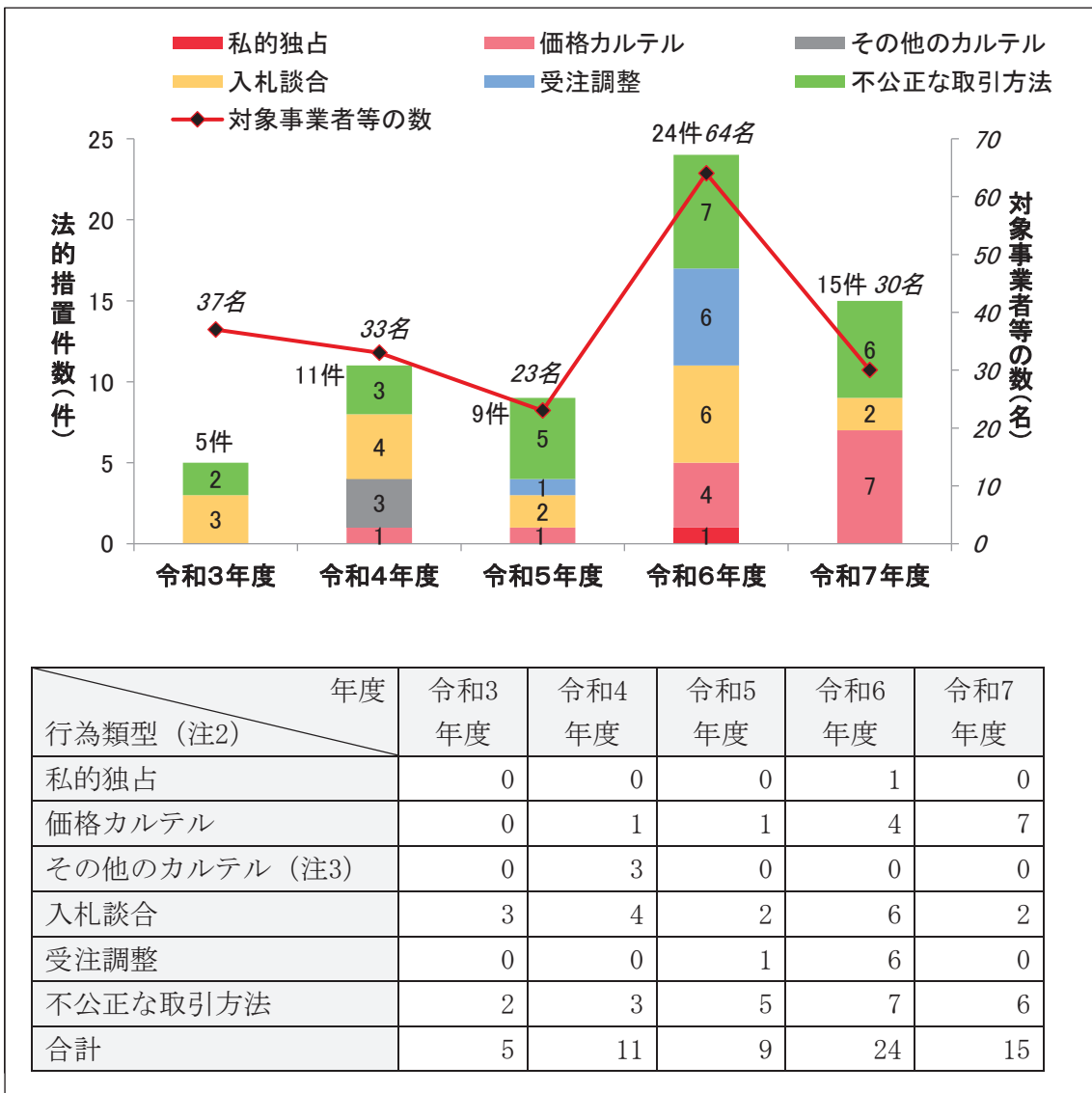
エ 加えて、令和7年度においては、警告を行った事案が9件、注意・公表を行った事案が4件あった。

＜令和7年度における警告事案＞
○ トヨタモビリティ東京(株)に対する件
○ ホテルの運営事業者に対する件
○ (一社)日本野球機構に対する件
○ 新明電材(株)に対する件
○ 長野県石油商業組合北信支部の非支部員に対する件
○ 村上商事(株)に対する件
○ (株)デリシアに対する件
○ (株)かましんに対する件
○ (株)ザグザグに対する件

＜令和7年度における注意・公表事案＞
○ ライバー事務所を運営する事業者に対する件（4件）

（前記ウ及びエの事案の処理の類型別件数について第2図参照）

第1図 法的措置（注1）件数等の推移



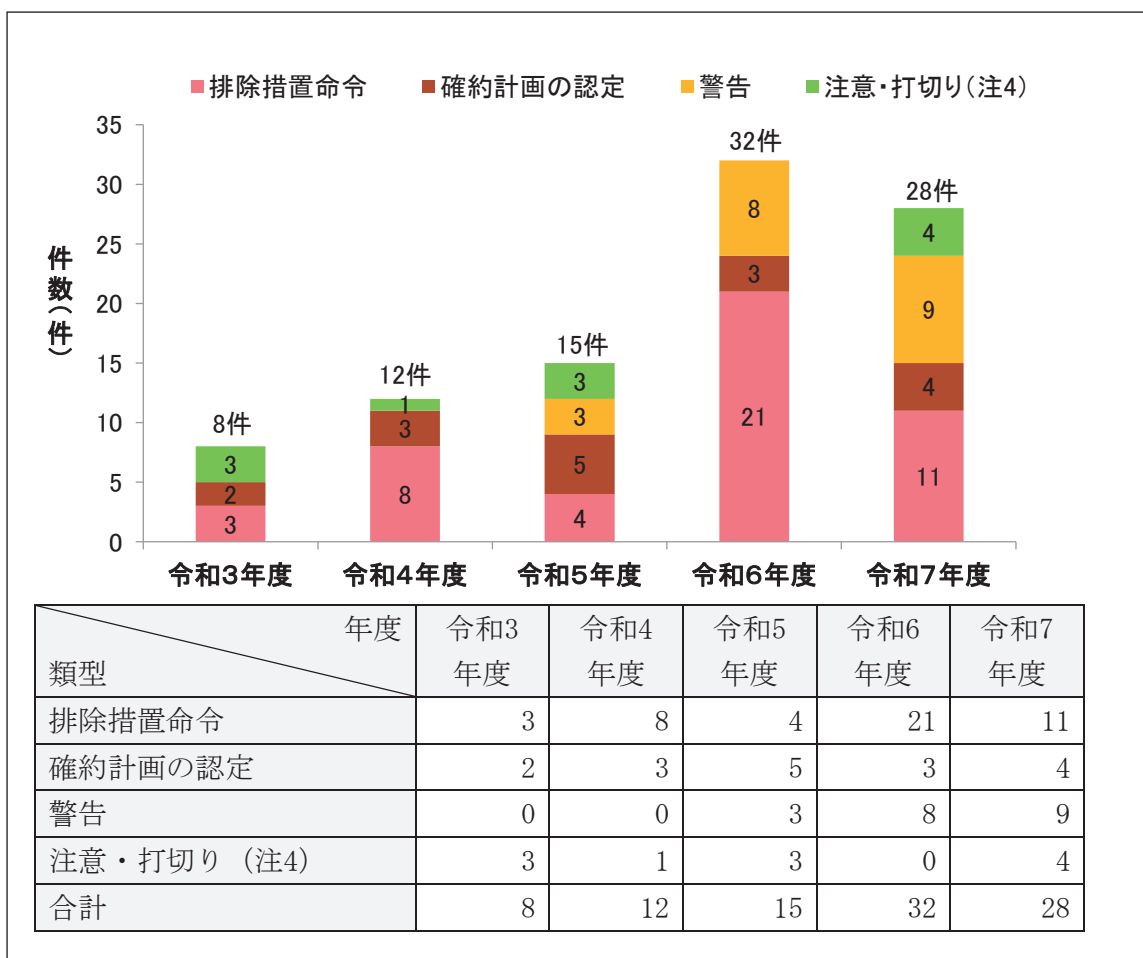
行為類型（注2）	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
私的独占		0	0	0	1	0
価格カルテル		0	1	1	4	7
その他のカルテル（注3）		0	3	0	0	0
入札談合		3	4	2	6	2
受注調整		0	0	1	6	0
不正な取引方法		2	3	5	7	6
合計		5	11	9	24	15

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

第2図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注4) 事案の概要を公表したものに限る。

表 課徴金額等の推移

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)(注5)	21.8	1019.8	2.2	37.0	95.5
対象事業者数(名)	31	21	16	33	36

(注5) 課徴金額(総額)については、千万円未満切捨て。令和7年度の課徴金額の算定に当たり、課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者の課徴金の額については、独占禁止法第63条第1項の規定に基づく変更後の課徴金の額を用いている。

オ このほか、違反につながるおそれのある行為に対する注意57件(前記エの注意・公表を行った4件を含み、不当廉売事案について迅速処理による注意を行った159件は除く。)を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ 公正取引委員会は、違反行為者に対する措置に併せて、競争政策上必要な措置を講

すべきと判断した事項について、発注機関や関連団体等に要請等を行っている。

令和7年度においては、トヨタ自動車(株)及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本ホテル協会及び一般社団法人全日本ホテル連盟並びに長野県石油商業組合に対して要請等を行った。

(2) 公正な取引慣行の推進

ア 優越的地位の濫用に対する取組

公正取引委員会は、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われぬよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為には厳正に対処している。また、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、調査を行っている。

令和7年度においては、優越的地位濫用事件タスクフォースで得た端緒を基に、優越的地位の濫用に係る事件審査を行い、1件の排除措置命令及び課徴金納付命令、2件の確約計画の認定、4件の警告を行ったほか、27件の注意を行った。

イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事業活動への影響等を個別に調査し、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

令和7年度においては、石油製品の小売業に係る不当廉売の事件審査を行い、1件の警告を行ったほか、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の迅速処理を行い、159件（酒類7件、石油製品124件、その他28件）の注意を行った。

ウ 取適法違反行為の積極的排除等

(7) 公正取引委員会は、中小事業者を取り巻く環境が依然として厳しい状況において、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、取適法の迅速かつ効果的な運用により、取引の適正化及び中小受託事業者の利益の保護に努めている。

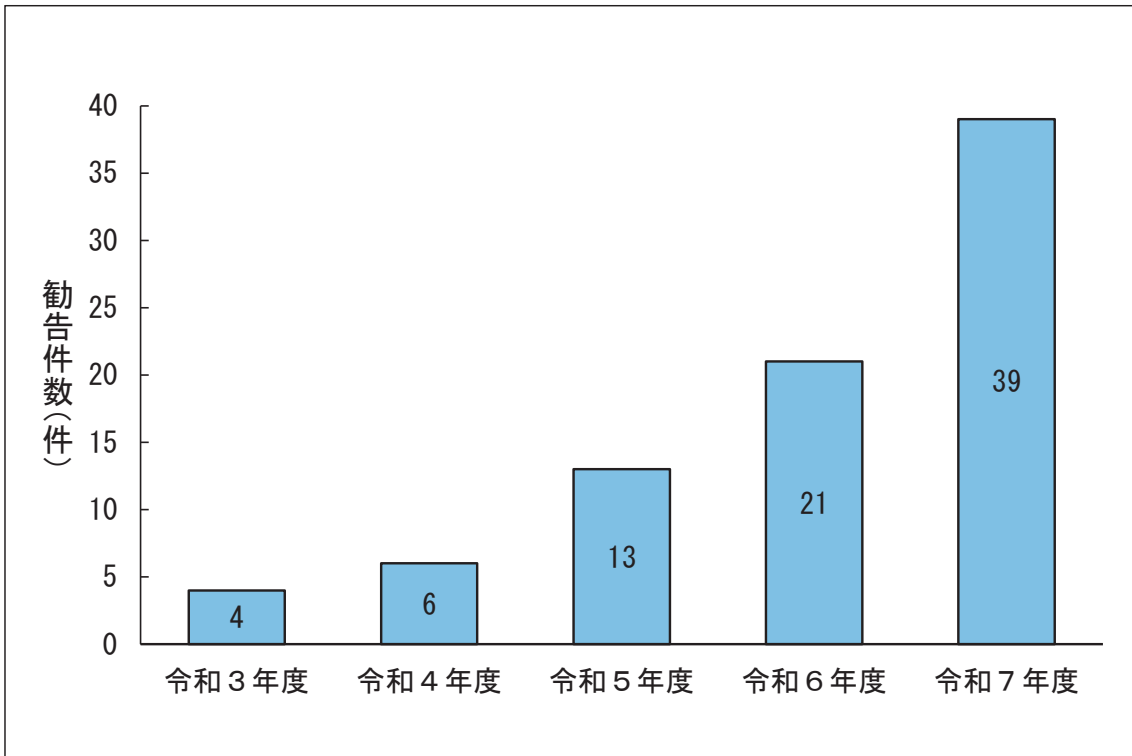
中小受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、委託事業者及びこれらと取引している中小受託事業者を対象として定期的な調査を実施するなど、取適法違反行為の発見に努めている。

令和7年度においては、委託事業者6万5000名及びその中小受託事業者30万名を対象に定期調査を行った。定期調査の結果や中小企業庁長官からの措置請求等を踏まえ、取適法に基づき39件の勧告を行うとともに、8,261件の指導を行った（第3図参照）。

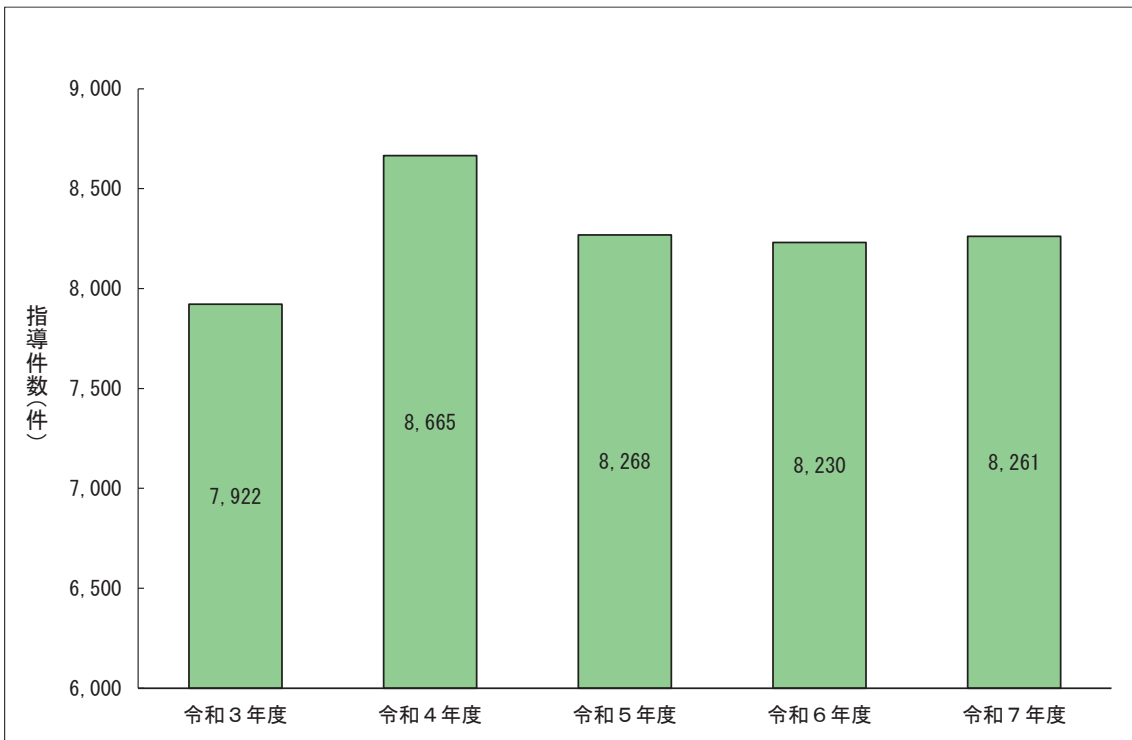
<令和7年度における主な勧告事件>

- (株)スズキ自販大分に対する件（自動車販売業における不当な経済上の利益提供要請事件）
- 日精樹脂工業(株)に対する件（射出成形機等の製造販売業における不当な給付内容の変更事件）
- 不二サッシ(株)に対する件（アルミサッシ等の製造販売業における返品事件）
- (株)ヨドバシカメラに対する件（家庭用電気製品等の販売業における減額事件）
- トヨタ自動車東日本(株)に対する件（自動車等の製造販売業における不当な経済上の利益提供要請事件）
- (株)スニックに対する件（自動車用部品等の製造業における買ったたき事件）
- センコー(株)に対する件（貨物運送業における不当な経済上の利益提供要請事件）
- 東芝産業機器システム(株)に対する件（電動機、変圧器等の製造販売業における不当な経済上の利益提供要請事件）

第3図 取適法の事件処理件数の推移

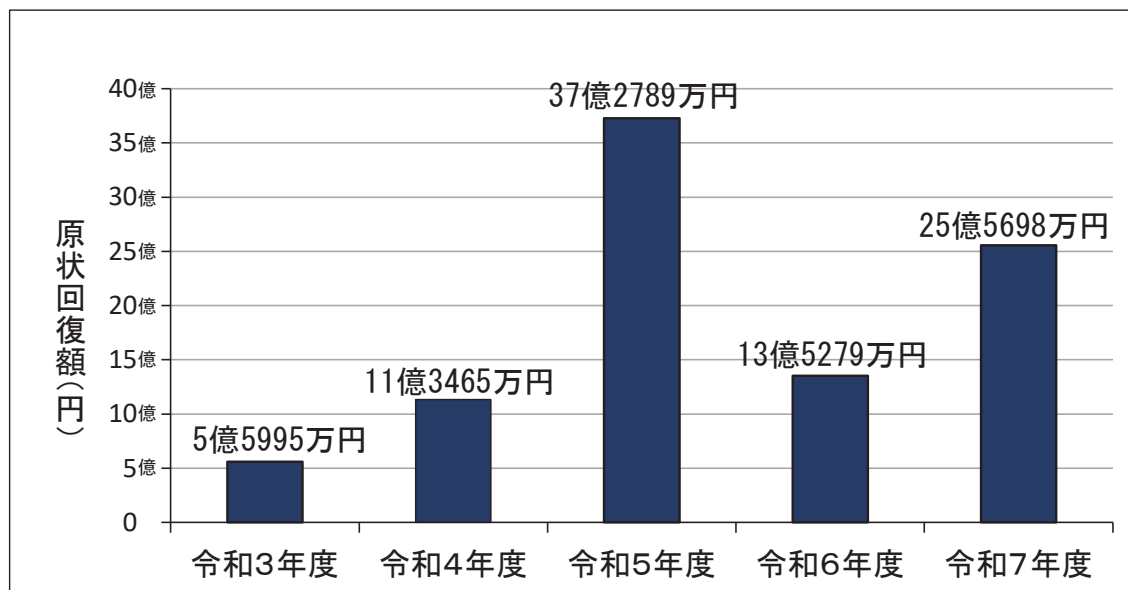


(注) 自発的な申出事案については後記(ウ)参照。



(イ) 令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者177名から中小受託事業者5,165名に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額25億5698万円相当の原状回復が行われた(第4図参照)。

第4図 原状回復の状況



㊦ 公正取引委員会は、委託事業者の自発的な改善措置が中小受託事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

令和7年度においては、前記のような委託事業者からの違反行為の自発的な申出は53件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は49件であった。

エ 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

㊦ 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和6年度に実施した「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果等を踏まえ、令和7年度においては、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で策定・公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより、労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、当委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&Aに該当する行為が疑われる事案に関する実態等を把握するため、12万名を超える事業者に対して「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施し、令和7年12月15日に結果を取りまとめ、公表した。

㊧ 企業取引研究会等

公正取引委員会は、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応といった課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討す

ることを目的として、中小企業庁と共催の「企業取引研究会」を令和7年7月30日から再度開催した。

公正取引委員会は、企業取引研究会における議論を踏まえて、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案、『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』の運用基準」案及び「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案を作成し、令和8年3月12日から意見募集を開始した。

また、令和7年8月4日からは、企業取引研究会の下で、中小企業庁及び特許庁と共催で知的財産取引適正化ワーキンググループを開催しており、同ワーキンググループにおける議論を取りまとめた「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」を令和8年3月11日に公表したほか、同ワーキンググループでの議論及び公正取引委員会が実施した知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査の結果を踏まえて、中小企業庁及び特許庁と連名で「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」案等を作成し、令和8年3月30日から意見募集を開始した。

オ フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁及び厚生労働省と協力し、業務委託事業者を対象として「フリーランスとの取引に関する調査」を実施するなどフリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の発見に努めている。

調査の結果、違反行為等が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしており、令和7年度においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき10件の勧告を行うとともに、1,542件の指導を行った。

<令和7年度における主な勧告事件>

- (株)小学館に対する件（出版業を営む事業者における取引条件の明示義務及び期日における報酬支払義務違反事件）
- 島村楽器(株)に対する件（音楽教室を運営する事業者における取引条件の明示義務及び期日における報酬支払義務違反並びに不当な経済上の利益の提供要請事件）
- (株)ZWEI に対する件（婚活サービスを提供する事業者における取引条件の明示義務違反事件）
- (株)京都放送に対する件（テレビジョン放送業等を営む事業者における取引条件の明示義務及び期日における報酬支払義務違反並びに報酬の減額事件）

(3) 企業結合審査の充実

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、迅速かつ的確な企業結合審査に努めている。また、個別事案の審査に当たっては、経済分析を積極的に活用している。

令和7年度においては、独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合審査に関する業務として、銀行又は保険会社の議決権取得・保有について22件の認可を行い、持株会社等について125件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について458件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

また、公正取引委員会は、令和7年4月30日にイオン(株)及び(株)ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果について、同年5月28日に塩野義製薬(株)による鳥居薬品(株)等の医薬事業の統合に関する審査結果について、同年8月29日にDCMホールディングス(株)による(株)エンチャーの株式取得に関する審査結果について、同年11月18日に今治造船(株)によるジャパンマリユニテッド(株)の株式取得に関する審査結果について、令和8年2月26日にトヨタ自動車(株)及びダイムラー・トラック・アーゲーによる日野自動車(株)及び三菱ふそうトラック・バス(株)の経営統合に関する審査結果について、それぞれ公表した。

3 競争環境の整備

(1) 「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」の公表

公正取引委員会は、令和8年1月28日に、当委員会における競争政策の運営方針を明らかにした「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開～変化の時代における公正取引委員会の役割～」と題するステートメントを公表した。このステートメントにおいて、当委員会は、取引適正化による「公正な取引環境の確保」、ステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」及び違反行為に対する「厳正な法執行」という三つの柱の下で、特にイノベーションを促進することを目指して競争政策を積極的に展開していくこととしている。

(2) ガイドラインの策定等

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法等に違反する行為の未然防止とそれらの適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法等に違反するのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

<令和7年度における主なガイドラインの策定等>

- 「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」の策定
- 「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」及び「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」の公表
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正

(3) 実態調査

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法等の法律上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による

規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

＜令和7年度における主な実態調査＞

- タクシー等配車アプリに関する実態調査
- 電力分野における実態調査（発電・小売分野）
- フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査
- 生成AIに関する実態調査報告書 ver. 1.0
- 学習eポータルを選定（更改）及び学習リソースを選定並びに民間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方
- 知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査
- 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査

(4) 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、入札談合の防止を徹底するためには発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

令和7年度においては、研修会を全国で36回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して256件の講師の派遣を行った。

(5) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

公正取引委員会は、これまで、独占禁止法コンプライアンスに関して様々な実態調査や「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」（令和5年12月公表）の周知・啓発に取り組んできた。

他方で、近年においても、独占禁止法違反行為を行った企業等に対する排除措置命令において、コンプライアンス体制の構築を含む再発防止策の実行が命じられるなど、独占禁止法コンプライアンスが実効的に機能していないことが疑われる事案が引き続き発生している。また、アルゴリズムやAI、労務費等の転嫁、私的独占や不公正な取引方法に係る対応も重要性を増してきている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、上場企業を対象として独占禁止法コンプライアンスに関する実態調査を実施し、令和7年6月、その調査結果を取りまとめ公表するとともに、本実態調査の結果を踏まえ、前記ガイドの改訂を実施した。

(6) 相談対応

公正取引委員会は、事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対して、文書又は口頭により回答している。

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行並びに競争政策の企画・立案及び評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

令和7年度においては、シンポジウムを2回開催したほか、公開セミナーを1回開催した。

(2) 競争政策・法執行における経済分析の活用

公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和7年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

<企業結合審査>

- イオン(株)及び(株)ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果について

<各種実態調査>

- 企業における独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用状況に関する実態調査及び実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドの改訂について

(3) 国際的な連携の強化

ア 競争当局間における連携強化

公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し、執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。また、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を行っている。

イ 経済連携協定等への取組

公正取引委員会は、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であるという観点から、我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和7年度においては、日・バングラデシュ経済連携協定、日・GCC経済連携協定及び日・UAE経済連携協定の締結交渉等に参加した。

ウ 多国間会議への参加

国際競争ネットワーク（ICN）においては、その設立以来、公正取引委員会委員長が、ICNの活動全体を管理する運営委員会のメンバーを務めている。また、公正

取引委員会は、令和5年10月からアドボカシー作業部会の共同議長代行を務めた後、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

令和7年度においては、公正取引委員会が主導する「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」に係る報告書を作成し、第24回年次総会において紹介するとともに、オンラインセミナーを主催した。

また、経済協力開発機構（OECD）に設けられている競争委員会の各会合に、公正取引委員会委員が参加した。

さらに、公正取引委員会委員長は、令和7年10月、カナダ・オタワにおいて、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席するG7競争サミットに出席した。同サミットでは、競争当局によるセッションや、政策立案部局によるセッションがそれぞれ開催されたほか、競争当局及び政策立案部局による合同セッションが開催され、デジタル分野における競争上の問題、特にアルゴリズムによる価格設定について議論が行われた。G7競争サミットの開催に当たり、G7の競争当局は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約」（Compendium）を更新し、公表した。

このほか、公正取引委員会の委員長・委員は、東アジア競争政策トップ会合にも積極的に参加した。

エ 技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域等の開発途上国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等の競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

令和7年度においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みを通じて、タイ、フィジー及びスリランカに対して技術支援を行ったほか、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等に対し、競争法・政策に関する研修を実施した。

(4) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見、要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しているところ、令和7年度においては、同懇話会を3回開催した。

さらに、経済団体や消費者団体等との意見交換会、公正取引委員会の委員等と各地の有識者との懇談会（全国8都市）、当委員会の地方事務所長等と各地区の有識者との懇談会（全国各地区）及び弁護士会との懇談会（全国各地区）をそれぞれ開催した。また、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴という観点から、公正取引委員会の委員等が事業者の工場等を訪問し懇談する取組を行った。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止

法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催するとともに、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（大学院等を含む。）に職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

＜令和7年度における主な取組＞（注）

- 独占禁止政策協力委員に対する意見聴取の実施（146件）
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 経済団体との意見交換会の実施（2回）
- 消費者団体等との意見交換会の実施（10団体）
- 地方有識者との懇談会の開催（札幌市、山形市、長野市、富山市、福井市、松江市、高松市及び大分市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（92回）
- 弁護士会との懇談会の開催（15回）
- 事業者の工場等への訪問及び懇談会（18回）
- 一日公正取引委員会の開催（北海道苫小牧市、山形市、長野市、富山市、神戸市、岡山市、松山市及び大分市）
- 消費者セミナーの開催（84回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け42回、高校生向け39回、大学生等向け123回）

（注）対面形式のほか、ウェブ会議等の非対面形式も活用して開催した。

第 2 部

各 論

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

第217回通常国会に提出された「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、刑事手続等において取り扱う書類について電磁的記録による作成・管理・利用を可能とすることに伴う独占禁止法の所要の改正を含むものであるところ、令和7年5月16日に可決・成立した（令和7年法律第39号。令和7年5月23日公布。独占禁止法を改正する規定の施行期日は、令和9年3月31日までの間において政令で定める日とされている。）。

第2 下請法の改正及び改正法の施行に伴い必要となる関係政令等の整備

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制の対象となる取引への特定運送委託の追加等の措置を講ずること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、令和7年3月11日、第217回通常国会に提出された。同法律案は、同年4月24日に衆議院において、同年5月16日に参議院においてそれぞれ可決されて成立し、同月23日に公布され（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）、令和8年1月1日に施行された。下請法等改正法の施行により、「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に題名が改められた。

下請法等改正法の施行に伴い下請代金支払遅延等防止法施行令（平成13年政令第5号）及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）の所要の改正を含む関係政令の規定の整理を行うため、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令が、令和7年10月1日に公布され（令和7年政令第338号）、令和8年1月1日に施行された。

また、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」（令和7年公正取引委員会規則第8号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則」（令和7年公正取引委員会規則第9号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」（令和7年公正取引委員会規則第10号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号）、「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」（令和6年公正取引委員会規則第3号）及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の制定等を行った。

第3 スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に伴い必要となる関係政令等の整備

令和6年6月12日、第213回通常国会において可決・成立し、同月19日に公布されたスマホソフトウェア競争促進法は、同年12月19日に規制対象事業者の指定に関連する規定が施行され、令和7年12月18日に全面施行された。

また、スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に伴い必要となる関係政令及び公正取引委員会規則も、同法の全面施行日である令和7年12月18日に施行された。

1 スマホソフトウェア競争促進法指定基準政令等の改正

スマホソフトウェア競争促進法第7条ただし書（正当化事由）の政令で定める目的をスマートフォンでの異常な動作の防止及び犯罪行為の防止とすることや課徴金納付命令の対象となる違反行為に係る売上額の算定の方法を定めること等を内容とするスマホソフトウェア競争促進法指定基準政令（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」（令和6年政令第376号））等の改正が行われた（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令」（令和7年政令第279号。令和7年8月1日公布、同年12月18日施行））。

2 スマホソフトウェア競争促進法施行規則の改正

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の審査等に関する必要な手続を定めること等を内容とするスマホソフトウェア競争促進法施行規則（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則」（令和6年公正取引委員会規則第5号））の改正を行った（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則」（令和7年公正取引委員会規則第6号。令和7年8月20日公布、同年12月18日施行））。

3 意見聴取規則の改正

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の規定に基づき行う意見聴取の手続について必要な事項を定めることを内容とする意見聴取規則（「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」（平成27年公正取引委員会規則第1号））の改正を行った（「公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則」（令和7年公正取引委員会規則第7号。令和7年8月20日公布、同年12月18日施行））。

第4 その他所管法令の改正

1 公正取引委員会事務総局組織令等の改正

下請法の改正に伴う執行体制の強化等のため、公正取引委員会は、以下のとおり公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）等の改正を行った。

(1) 公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の経済取引局取引部に置かれる取引適正化検査管理官を新設すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（令和8年政令第120号。令和8年4月8日公布、同日施行））。

(2) 公正取引委員会事務総局組織規則の改正

事務総局の経済取引局取引部に置かれる上席取引適正化検査官を四人に増員すること、中部事務所、近畿中国四国事務所及び九州事務所に置かれる取引適正化管理官を新設すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第43号。令和8年4月8日公布、同日施行））。

第5 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法上及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法に基づく権限を行使して審査を行い（同法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（同法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌している（同法第60条等）。

また、違反被疑行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用している。

さらに、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注1）。

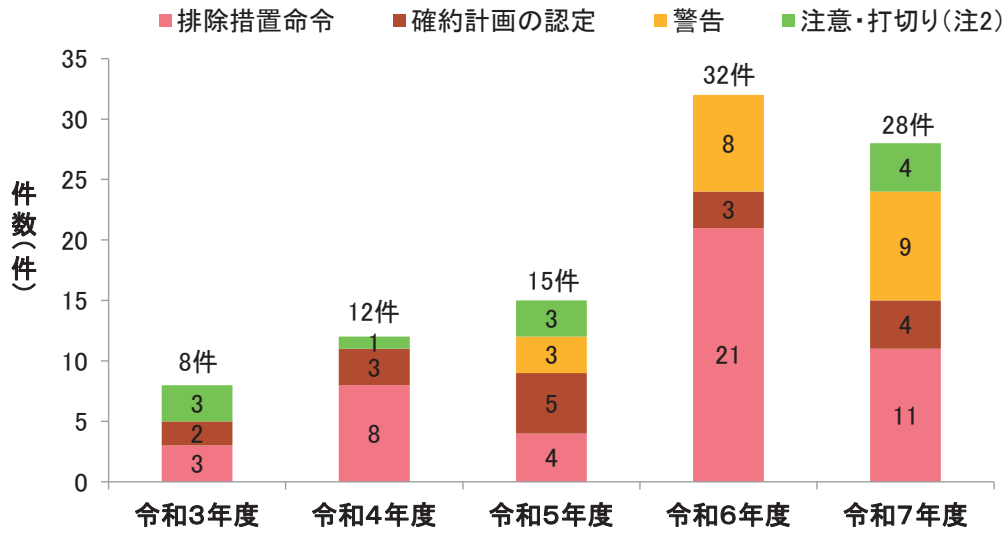
このほか、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（第1図参照）。

令和7年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1－2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの19件及び年度内に新規に着手したものの78件の合計97件であり、このうち年度内に処理した件数は85件であった。85件の内訳は、排除措置命令が11件、確約計画の認定が4件、警告が9件、注意が57件、審査を打ち切ったものが4件となっている（第1－1表参照）。

（注1）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



類型 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
排除措置命令	3	8	4	21	11
確約計画の認定	2	3	5	3	4
警告	0	0	3	8	9
注意・打切り(注2)	3	1	3	0	4
合計	8	12	15	32	28

(注2) 事案の概要を公表したものに限り。

第1-1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注3）を行ったものを除く。）

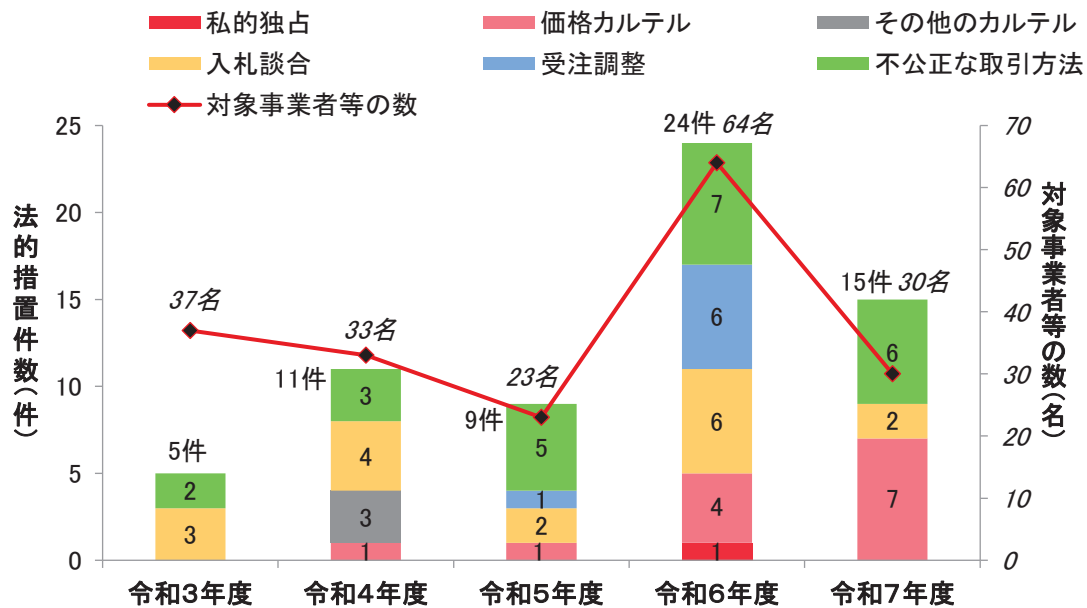
年 度		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	
審査 件数	前年度からの繰越し	10	13	17	21	19	
	年度内新規着手	103	103	135	103	78	
	合 計	113	116	152	124	97	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等の数	3	8	4	21	11
		確約計画の認定 対象事業者の数	34	29	18	61	26
		確約計画の認定 対象事業者の数	2	3	5	3	4
		対象事業者の数	3	4	5	3	4
	その他	終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
		警 告	0	0	3	8	9
		注 意	92	83	94	69	57
		打 切 り	3	5	25	4	4
	合 計	100	99	131	105	85	
	次年度への繰越し		13	17	21	19	12
告 発		0	1	0	0	0	

（注3）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1-2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	244	192	317	253	159

第2図 法的措置（注4）件数等の推移



行為類型（注5）	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
私的独占		0	0	0	1	0
価格カルテル		0	1	1	4	7
その他のカルテル（注6）		0	3	0	0	0
入札談合		3	4	2	6	2
受注調整		0	0	1	6	0
不正な取引方法		2	3	5	7	6
合計		5	11	9	24	15

（注4）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている（第3表において同じ）。

（注5）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している（第3表において同じ）。

（注6）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである（第2表及び第3表において同じ）。

令和7年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル14件、その他のカルテル2件、入札談合3件、不正な取引方法6件となっている（第2表参照）。法的措置は15件であり、この内訳は、価格カルテル7件、入札談合2件、不正な取引方法6件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和7年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注7）		処理	排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	0	0	0
不当な取引制限 （注8）	価格カルテル		7	0	0	2	5	0	14
	その他のカルテル		0	0	0	0	2	0	2
	入札談合		2	0	0	0	1	0	3
	受注調整		0	0	0	0	0	0	0
	小計		9	0	0	2	8	0	19
不公正な取引方法 （注9）	再販売価格の拘束		0	1	0	0	7	0	8
	その他の拘束・排他条件付取引		1	1	0	0	10	2	14
	取引妨害		0	0	0	1	1	0	2
	優越的地位の濫用		1	2	0	4	27	0	34
	不当廉売		0	0	0	1	1	0	2
	その他		0	0	0	1	0	1	2
	小計		2	4	0	7	46	3	62
その他（注10）			0	0	0	0	3	1	4
合計			11	4	0	9	57	4	85

（注7）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注8）事業者団体によるカルテル（独占禁止法第8条第1号）は、不当な取引制限に分類している（第3表において同じ）。

（注9）事業者団体が事業者者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注10）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置件数（行為類型別）の推移

行為類型		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
私的独占			0	0	0	1	0	1
不当な取引制限	価格カルテル		0	1	1	4	7	13
	その他のカルテル		0	3	0	0	0	3
	入札談合		3	4	2	6	2	17
	受注調整		0	0	1	6	0	7
	小計		3	8	4	16	9	40
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		0	1	0	1	1	3
	その他の拘束・排他条件付取引		1	1	3	2	2	9
	取引妨害		1	1	0	1	0	3
	優越的地位の濫用		0	0	2	1	3	6
	その他		0	0	0	2	0	2
	小計		2	3	5	7	6	23
合計			5	11	9	24	15	64

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和7年度においては、延べ36名に対し総額97億373万円の課徴金納付命令を行った。このうち、課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金額を変更する決定（以下「罰金調整」という。）を行った。罰金調整の結果、令和7年度における課徴金額（延べ36名に対する総額）は、総額95億5373万円となった。

第4表 課徴金額等の推移

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
課徴金納付命令					
課徴金額（円）	21億 8026万	1019億 8909万	2億 2340万	37億 604万	95億 5373万
対象事業者数（名）	31	21	16	33	36

(2) 課徴金減免制度の概要

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「平成17年独占禁止法改正法」という。）により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号）により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和7年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、182件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,864件）。

また、令和7年度においては、8事件延べ14名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。このうち、5事件計6名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。また、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。）。

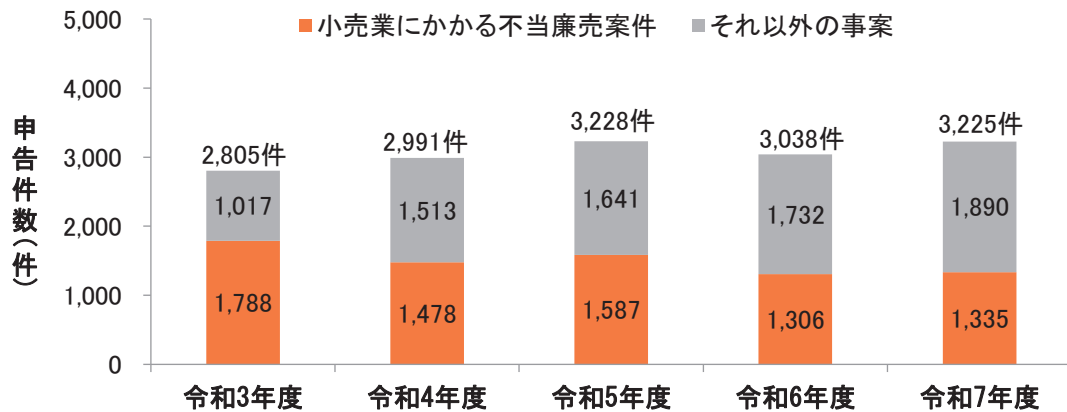
3 申告等

令和7年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,225件であった（第3図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（同法第45条第3項）、令和7年度においては、2,901件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和7年度においては、前記申告件数のうち同システムを利用した申告が1,687件であった。

さらに、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和7年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 事業者団体等への要請等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、事業者団体等に要請等を行っている。令和7年度においては、以下のとおり要請等を行った。

- (1) トヨタ自動車㈱及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対する要請（令和7年4月10日）（トヨタモビリティ東京㈱に対する件。事件詳細については後記第3 **1** 参照）

公正取引委員会は、自動車販売業者において、本件と同様の行為が行われることを未然に防止する観点から、本件の概要及び抱き合わせ販売等の禁止を含む独占禁止法の遵守について

- (1) トヨタ自動車㈱に対しては、特定トヨタ車等を販売する全国の販売店に
 - (2) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対しては、会員である全国の自動車販売業者等に
- それぞれ周知するよう要請した。

- (2) 一般社団法人日本ホテル協会及び一般社団法人全日本ホテル連盟に対する要請（令和7年5月8日）（ホテルの運営事業者に対する件。事件詳細については後記第3 **1** 参照）

ホテルの運営事業者15社がそれぞれ運営するホテルの中には、一般社団法人日本ホテル協会又は一般社団法人全日本ホテル連盟の会員がいたことから、一般社団法人日本ホテル協会及び一般社団法人全日本ホテル連盟に対し、今後、同様の行為が行われないように、独占禁止法遵守について、それぞれの会員に周知徹底するよう要請した。

(3) 長野県石油商業組合に対する申入れ（令和7年11月26日）（長野県石油商業組合北信支部に対する件。事件詳細については後記第2-1(7)参照）

本件審査の過程において、長野県石油商業組合北信支部（以下「北信支部」という。）の支部長が、長野県石油商業組合（以下「長野県石商」という。）の職員に対し、特定揮発油等の販売価格の改定額等を、その決定の都度報告し、当該職員は、当該改定額等を長野県石商の役員に共有していた事実が認められた。

公正取引委員会は、長野県石商に対し、今後、長野県石商が独占禁止法違反行為を容認することがないよう、また、長野県石商及び長野県石商の各支部で北信支部による本件違反行為と同様の行為が行われることがないよう、①排除措置命令の内容について、長野県石商の役員、職員及び組合員に周知すること、②独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し長野県石商の役員、職員及び組合員に周知徹底すること、及び③長野県石商の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法の遵守についての定期的な研修を実施することを申し入れた。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和7年度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

令和7年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第5表のとおりであり、調査の結果、苦情申立制度が対象とする審査官等の言動等に関する苦情とは認められなかったとして却下、又は審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして棄却している。

第5表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 処理結果	供述聴取時の手続・ 説明事項に関するもの (審査手続指針第2 の2(2))	威迫・強要など審査 官等の言動に関する もの (審査手続指針第2 の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間 に関するもの (審査手続指針第2 の2(4))	供述調書の作成・署 名押印の際の手続に 関するもの (審査手続指針第2 の2(5))	合計
処理件数	1	2	1	0	4
却下したもの	1	0	0	0	1
棄却したもの	0	2	1	0	3
必要な措置を 講じたもの	0	0	0	0	0

6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を運用している。

当該物件の還付を希望する事業者は、公正取引委員会の審査に関する規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

令和7年度においては、判別手続の求めはなかった。

第6-1表 令和7年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連 番号	事件 番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 等の数	違反法条	排除措置 命令年月日
1	7 (措) 5	Google LLC に対する件	Google LLCは、遅くとも令和2年7月以降、次の(1)及び(2)を行うことにより、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー及び特定移動通信事業者に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしている。 (1) 特定アンドロイド・スマートフォンメーカーとの間で、当該メーカーが製造する端末へ「Google Play」と称するストアアプリを初期搭載することについての許諾に併せて、「Google Search」と称する検索アプリなどの自社のアプリをその端末に初期搭載させ、これらの自社のアプリの端末画面上の配置場所を指定するなどの契約を締結していること (2) 特定アンドロイド・スマートフォンメーカーらとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないこと等を条件に、金銭を支払う内容の契約を締結していること	-	1	第19条 (一般指定12項)	7.4.15
2	7 (措) 6	ごま油の製造販売業者に対する件	かどや製油㈱及び竹本油脂㈱は、共同して、エスピー食品㈱向けに販売するごま油の価格を引き上げる旨を合意していた。	920万円	2	第3条後段	7.5.14
3	7 (措) 7	ごま油の製造販売業者に対する件	かどや製油㈱及び竹本油脂㈱は、共同して、丸美屋食品工業㈱向けに販売するごま油の価格を引き上げる旨を合意していた。	406万円	2	第3条後段	7.5.14
4	7 (措) 8	ごま油の製造販売業者に対する件	かどや製油㈱及び竹本油脂㈱は、共同して、フンドーキン醤油㈱向けに販売するごま油の価格を引き上げる旨を合意していた。	481万円	2	第3条後段	7.5.14
5	7 (措) 9	食品ごまの製造販売業者に対する件	かどや製油㈱及び竹本油脂㈱は、共同して、フンドーキン醤油㈱向けに販売する食品ごまの価格を引き上げる旨を合意していた。	391万円	2	第3条後段	7.5.14
6	7 (措) 10	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する件	㈱セレスポ、㈱電通グループ、㈱博報堂、㈱電通、㈱東急エージェンシー、㈱フジクリエイティブコーポレーション、㈱セイムトゥー及び㈱ADKマーケティング・ソリューションズは、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	31億7592万円 (11億6319万円～8875万円) (注1)	8 (注2)	第3条後段	7.6.23
7	7 (措) 11	特装車製品の製造販売業者に対する件	極東開発工業㈱及び新明和工業㈱は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意していた。	26億189万円	1	第3条後段	7.9.24
8	7 (措) 12	トレーラの製造販売業者に対する件	日本トレクス㈱及び東邦車輛㈱は、共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	33億2364万円	1	第3条後段	7.9.24
9	7 (措) 13	ハーレーダビッドソンジャパン㈱に対する件	ハーレーダビッドソンジャパン㈱(以下「ハーレーダビッドソンジャパン」という。)は、遅くとも令和5年1月31日以降、特定ディーラーに対し、ハーレーダビッドソンブランドの自動二輪車(「トライク」と称する自動三輪車を含む。以下「HD車両」という。)について、自社登録(ディーラーが自ら又は自らの従業員等を名義人とし、当該名義人を相手方とする実際の売上げ又はその見込みが存在しないにもかかわらず、メーカー保証を開始するために行う登録をいう。)を行わなければ達成できな	2億1147万円	1	第19条 (2条9項5号)	7.9.18

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 等の数	違反法条	排除措置 命令年月日
			<p>いような小売販売目標台数（以下「RSO」という。）を、次の(1)のとおり、一方的に決めた上で、次の(2)の方法等により、当該RSOに従って事業活動を行うことを余儀なくさせていた。</p> <p>(1) ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに合意書を提示するまでの間に、合意書に記載するRSOの案に関して、特定ディーラーとの協議を行っておらず、特定ディーラーに対して意見を述べる機会も与えていなかった。また、特定ディーラーに合意書を提示してから署名押印済みの合意書を提出させるまでの間に、合意書に記載したRSOの案の算定の根拠等を、特定ディーラーに対して十分に説明することはなかったほか、特定ディーラーがRSOの案の数値について意見を述べ、又は下方修正を要請したとしても、特定ディーラーとの協議を行うことはほとんどなく、RSOの案を下方修正することもなかった。そして、ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに署名押印済みの合意書を提出させるなどして、特定ディーラーとの間で、合意書に記載されたとおりのRSOを決めていた。</p> <p>(2) ハーレーダビッドソンジャパンは、RSOの達成率、販売拠点の設備、人員の充実度等によって四半期ごとにディーラーを評価していたところ、ディーラーにおけるRSOの達成率が一定割合に満たなかったことなどの結果、ディーラーが「NGS評価」と称する低い評価を2回連続で下された場合には、当該ディーラーとのディーラー契約が更新されないなどの可能性がある中で、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 特定ディーラーが各月末までにHD車両を当該月のRSOに従って顧客に販売するために必要な時間的猶予が存在しない状況下において、営業責任者の指示の下、営業担当者からの電話等により、特定ディーラーに対して、当該月のRSOの達成率を上げるように強く要請していた。</p> <p>イ NGS評価を下した特定ディーラーに対して、翌四半期以降におけるRSOの達成率等の改善計画を作成させるとともに、当該特定ディーラーの代表者等との面談において、その実施を約束させていた。</p>				
10	7 (措) 14	長野県石油商業組合北信支部に対する件	長野県石油商業組合北信支部は、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額及び改定時期を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させていた。	1億1658万円 (3731万円～113万円)	1 (注3)	第8条1号	7.11.26
11	7 (措) 15	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道㈱が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件	日本交通技術㈱、ジェイアール東海コンサルタンツ㈱、大日コンサルタント㈱、㈱トニーチコンサルタント及び丸栄調査設計㈱の5社（以下「5社」という。）並びに東海旅客鉄道㈱の6社は、特定跨線橋点検等業務について、5社の中から受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1億225万円 (3709万円～762万円)	6	第3条後段	7.12.19
合 計				95億5373万円 (注1)	27		

(注1) 課徴金総額の算定に当たり、課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者の課徴金の額については、罰金調整後の課徴金の額を用いている。

(注2) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

(注3) 排除措置命令の対象事業者団体の数であり、課徴金納付命令の対象となった事業者の数を含まない。

(注4) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す（第6-2表において同じ）。

第6-2表 令和7年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	法的措置対象事業者の数	関係法条	確約計画の認定年月日
1	7 (認) 2	ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドに対する件	<p>公正取引委員会は、ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッド（以下「ビザ・ワールドワイド」という。）に対し、ビザ・ワールドワイドの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ビザ・ワールドワイドから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビザ・ワールドワイドは、ビザ・ワールドワイドとライセンス契約を締結しているクレジットカード事業者等に対し、Visa カードにより決済が行われる特定の業種区分の取引に係る決済処理において発生するインターチェンジフィーの標準料率について、購入日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合又はオーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合に、優遇レートを適用し、当該オーソリゼーションが行われる日についてはビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成される取引識別子に基づいて判定していたところ、平成30年2月、当該クレジットカード事業者等に対し、前記の特定の業種区分の取引につき、オーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合にのみ優遇レートを適用する旨を通知し、令和3年11月以降、これを実施している。</p>	1	第19条（一般指定12項）	7.7.22
2	7 (認) 3	㈱ダンロップタイヤに対する件	<p>公正取引委員会は、㈱ダンロップタイヤ（以下「ダンロップタイヤ」という。）に対し、ダンロップタイヤの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダンロップタイヤから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ダンロップタイヤは、令和6年10月頃から令和7年4月頃までの間、「SYNCHRO WEATHER」（以下「シンクロウェザー」という。）と称する自動車用オールシーズンタイヤについて、小売価格を維持するという方針の下、希望小売価格を定めた上で、以下の行為を行っていた。</p> <p>(1) 自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引を行わないよう要請する又はECモールへ出品しないよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為</p> <p>(2) 希望小売価格より低い価格で販売している、実質的な割引を行っている又はECモールに出品している小売業者を、他の小売業者からの苦情などにより把握した場合、当該小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引を取りやめるよう要請する又はECモールへの出品を取り下げよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為</p>	1	第19条（2条9項4号）	7.8.6

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
3	7 (認) 4	㈱ニシムタに対する件	<p>公正取引委員会は、㈱ニシムタ（以下「ニシムタ」という。）に対し、ニシムタの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ニシムタから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ニシムタは、遅くとも令和4年3月頃以降、納入業者に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 「商品管理費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗（ニシムタが運営するもの。以下同じ。）に関して、「開店広告協賛」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に仕入れる商品の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(3) 納入業者から仕入れる商品について当該納入業者に行わせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することを理由に、「物流支援費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(4) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている。</p>	1	第19条（2条9項5号）	7.9.5
4	7 (認) 5	㈱ロピアに対する件	<p>公正取引委員会は、㈱ロピア（以下「ロピア」という。）に対し、ロピアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ロピアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ロピアは、遅くとも令和4年9月頃から令和7年6月頃までの間、納入業者に対して、新規開店、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列及び品出しの作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>	1	第19条（2条9項5号）	7.12.25
合 計				4		

第7表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7、8、9、10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13、14、15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
3年度	31	21億8026万円
4年度	21	1019億8909万円
5年度	16	2億2340万円
6年度	33	37億604万円

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
7年度	36	95億5373万円
合計	9005	5905億660万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額37億6320万円）、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額16億4450万円）のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。

(注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、

- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円）のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第95号）（平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円）のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第98号）（平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円）のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円）のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。

(注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。

(注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令（平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円）のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。

また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、前記課徴金納付命令の残余の部分（課徴金額1億7839万円）を取り消す旨の再審決を行った。

(注9) 日本トイザラス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令（平成24年2月16日、課

徴金額40億4796万円)のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注11) NTN(株)に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令(平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円)のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。

(注12) 加藤化学(株)に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学(株)に対する課徴金納付命令(平成25年7月11日、課徴金額4116万円)を取り消す旨の審決を行った。

(注13) ダイレックス(株)に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令(平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円)のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注14) レンゴー(株)ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・王子コンテナ(株)に対する課徴金納付命令(平成26年(納)第116号)(平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円)のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・福野段ボール工業(株)に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額1078万円)のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・王子コンテナ(株)に対する課徴金納付命令(平成26年(納)第163号)(平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円)のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・北海道森紙業(株)に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額6640万円)のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・浅野段ボール(株)に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額2990万円)のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注15) レンゴー(株)ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・レンゴー(株)に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円)のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・(株)トーモクに対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額6億401万円)のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注16) 松尾電機(株)による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令(平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円)のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された(同判決は確定した。)

第2 法的措置等

令和7年度においては、15件について法的措置(排除措置命令11件、確約計画の認定4件)を採った。排除措置命令11件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段(不当な取引制限の禁止)又は同法第8条第1号(事業者団体による競争の実質的制限の禁止)違反9件及び同法第19条(不公正な取引方法の禁止)違反2件となっている。また、確約計画の認定4件の関係法条をみると、いずれも同法第19条(不公正な取引方法の禁止)となっている。

排除措置命令及び課徴金納付命令を行った事案、確約計画を認定した事案、課徴金納付

命令に係る課徴金額を変更する決定を行った事案並びに第三者からの情報・意見募集を行った事案の概要は次のとおりである。

1 排除措置命令及び課徴金納付命令

(1) Google LLC に対する件（令和7年（措）第5号）（令和7年4月15日 排除措置命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者
Google LLC	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251	代表社員 XXVI ホールディングス・インク 同代表社員職務執行者 キャスリン・ダブリュー・ホール
		日本における代表者 グーグル・テクノロジー・ジャパン(株) 同代表者 代表取締役 ケネス・イ
		最高経営責任者 スンダー・ピチャイ

イ 違反行為の概要

Google LLC は、遅くとも令和2年7月以降、次の(7)及び(4)を行うことにより、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー（注1）（注2）及び特定移動通信事業者（注3）（注4）に対し、他の一般検索サービス（注5）事業者の検索機能（注6）を特定アンドロイド・スマートフォンに実装（注7）させないようにしている。

(7) 本件許諾契約（注8）に基づく許諾の条件

Google LLC は、本件許諾契約により、特定アンドロイド・スマートフォンメーカーに対し、特定アンドロイド・スマートフォンについて、「Google Play」と称するストアアプリのプリインストール（注9）の許諾に併せて次の事項の実施を求めている。

- a 「Google Search」と称する検索アプリをプリインストールすること並びにそのウィジェット及びアイコン（アイコンを格納したフォルダを含む。）を初期ホーム画面（注10）に配置すること
- b 「Google Chrome」と称するブラウザ（以下「Google Chrome」という。）をプリインストールすること、そのアイコン（アイコンを格納したフォルダを含む。）を初期ホーム画面に配置すること及びGoogle Chromeの設定をGoogle LLCの検索機能が選択された状態から変更しないこと

(4) 本件収益分配契約（注11）に基づく収益分配の条件

Google LLC は、本件収益分配契約により、特定アンドロイド・スマートフォンメーカーのうち一部の者及び特定移動通信事業者に対し、Google LLCが提供する一般検索サービスに係る検索広告（注12）による収益の一部を支払う条件として、特定アンドロイド・スマートフォンについて次のaからeまでの全部又は一部の事項の実施を求めている。

- a 次のことを行わず、また第三者（利用者を除く。）に行わせないこと
 - (a) 他の一般検索サービス事業者の検索機能の実装
 - (b) 他の一般検索サービス事業者の検索機能への接続を主目的とする機能の実装
 - (c) 利用者に対する、他の一般検索サービス事業者の検索機能の紹介又は利用の

奨励若しくは提案

- b 全ての検索機能について、利用される一般検索サービスを Google LLC の一般検索サービスとすること
- c Google LLC の検索ウィジェットを初期ホーム画面に配置すること
- d 既定のブラウザ（注13）を Google Chrome とし、Google Chrome のアイコンをドックに配置するとともに、次のことを行わず、また第三者（利用者を除く。）に行わせないこと
 - (a) Google Chrome の設定を Google LLC の検索機能が選択された状態から変更すること
 - (b) 前記 (a) の設定の変更を利用者に促し又は提案すること
- e 搭載されるブラウザについて、ブラウザの検索設定（注14）を、Google LLC の一般検索サービスを利用する設定又は移動通信事業者のホームページを指定する設定とすること

(注1)「アンドロイド・スマートフォン」とは、基本動作ソフトウェアである「アンドロイド」を搭載し、Google LLC が指定する仕様で開発されたアプリが動作するスマートフォンのうち、我が国において販売されるもの（Google LLC が販売するスマートフォンを除く。）をいい、「アンドロイド・スマートフォンメーカー」とは、アンドロイド・スマートフォンの製造販売を行う事業者をいう。

(注2)「特定アンドロイド・スマートフォン」とは、アンドロイド・スマートフォンのうち本件許諾契約の対象となったものをいい、「特定アンドロイド・スマートフォンメーカー」とは、特定アンドロイド・スマートフォンの製造販売を行う事業者をいう。

(注3)「移動通信事業者」とは、我が国において、電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者をいう。

(注4)「特定移動通信事業者」とは、移動通信事業者のうち本件収益分配契約を締結している者をいう。

(注5)「一般検索サービス」とは、検索エンジンを用いて、利用者が検索により求める情報を特定の分野又は画像、映像その他の特定の形式に限定することなく表示する役務をいう。

(注6)「検索機能」とは、利用者がスマートフォンで一般検索サービスを利用できる機能をいう。

(注7)「実装」とは、スマートフォンにおいて、特定の機能（特定の機能の利用を容易にする機能を含む。）を利用可能にすることをいう。

(注8)「本件許諾契約」とは、「Mobile Application Distribution Agreement」と題する契約であり、Google LLC による Google Play 等の自社アプリのアンドロイド・スマートフォンへのプリインストールの許諾に併せて、アンドロイド・スマートフォンメーカーが Google LLC の検索ウィジェット及び特定のアプリのアイコンをホーム画面等の指定の場所に配置することなどを内容とするものをいう。

(注9)「プリインストール」とは、スマートフォンメーカーがスマートフォンを販売する前にアプリを搭載することをいう。

(注10)「初期ホーム画面」とは、アンドロイド・スマートフォンメーカーがアンドロイド・スマートフォンの販売前にホーム画面として設定する画面をいう。

(注11)「本件収益分配契約」とは、「Google Mobile Revenue Share Agreement」、「Google Mobile Incentive Agreement」等と題する契約をいう。

(注12)「検索広告」とは、一般検索サービスを利用した際、検索結果とともに表示される広告をいう。

(注13)「既定のブラウザ」とは、利用者がウェブページの閲覧機能がないアプリでウェブページへのリンクを開く操作をした場合に、自動的に選択されるブラウザをいう。

(注14)「ブラウザの検索設定」とは、ブラウザのアドレスバーを検索窓として行う検索に応答して一般検索サービスを提供する事業者、ブラウザの起動時に開かれるページ、ブラウザのホームボタンをタップしたときに開かれるページ又はブラウザの新規のタブの立上げ時に開かれるページを指定する設定の総称をいう。

(詳細については令和7年4月15日報道発表資料「Google LLC に対する排除措置命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114409/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250415_digjiyo.html



(2) ごま油及び食品ごまの製造販売業者に対する件（令和7年（措）第6号～第9号）
（令和7年5月14日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	かどや製油(株)	東京都品川区北品川五丁目1番18号	代表取締役 北川 淳一	4件	2198万円
2	竹本油脂(株)	愛知県蒲郡市港町2番5号	代表取締役 竹本 元泰	4件	—
合計				8社	2198万円

(注1) 表中の「—」は、課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

⑦ エスビー食品(株)（以下「エスビー食品」という。）向けに販売されるごま油（以下「エスビー食品ごま油」という。）に係る違反行為

a かどや製油(株)及び竹本油脂(株)（以下「2社」という。）は、令和5年1月以降、2社の営業担当者が面談及び電話連絡の方法によりエスビー食品ごま油のエスビー食品渡し価格（注2）の引上げに関する情報交換を行うことにより、遅くとも同年6月20日までに、エスビー食品ごま油のエスビー食品渡し価格を共同して引き上げることを合意した。

b 前記aのとおり、2社は、共同して、エスビー食品ごま油のエスビー食品渡し価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、エスビー食品ごま油の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注2)「エスビー食品渡し価格」とは、エスビー食品に対する販売価格をいう。

⑧ 丸美屋食品工業(株)（以下「丸美屋食品工業」という。）向けに販売されるごま油

(以下「丸美屋食品工業ごま油」という。)に係る違反行為

- a 2社は、令和5年1月以降、2社の営業担当者が面談及び電話連絡の方法により丸美屋食品工業ごま油の丸美屋食品工業渡し価格(注3)の引上げに関する情報交換を行うことにより、遅くとも同年6月9日までに、丸美屋食品工業ごま油の丸美屋食品工業渡し価格を共同して引き上げることを合意した。
- b 前記aのとおり、2社は、共同して、丸美屋食品工業ごま油の丸美屋食品工業渡し価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、丸美屋食品工業ごま油の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「丸美屋食品工業渡し価格」とは、丸美屋食品工業に対する販売価格をいう。

(㊦) フンドーキン醤油(株)(以下「フンドーキン醤油」という。)向けに販売されるごま油(以下「フンドーキン醤油ごま油」という。)に係る違反行為

- a (a) 2社は、令和4年10月28日、2社の営業担当者がフンドーキン醤油が主催する会合において面談を実施し、ごま油及び食品ごまの原材料であるごまの価格高騰等に対応するために、フンドーキン醤油ごま油のフンドーキン醤油渡し価格(注4)及びフンドーキン醤油向けに販売される食品ごまのフンドーキン醤油渡し価格をそれぞれ引き上げる必要がある旨並びに当該各引上げについて2社が協調して行う必要がある旨の認識を共有した。
- (b) その上で、2社は、令和5年2月以降、2社の営業担当者が電話連絡の方法によりフンドーキン醤油ごま油のフンドーキン醤油渡し価格の引上げに関する情報交換を行うことにより、遅くとも同年4月24日までに、フンドーキン醤油ごま油のフンドーキン醤油渡し価格を共同して引き上げることを合意した。
- b 前記aのとおり、2社は、共同して、フンドーキン醤油ごま油のフンドーキン醤油渡し価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、フンドーキン醤油ごま油の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「フンドーキン醤油渡し価格」とは、フンドーキン醤油に対する販売価格をいう。

(㊧) フンドーキン醤油向けに販売される食品ごま(以下「フンドーキン醤油食品ごま」という。)に係る違反行為

- a (a) 2社は、令和4年10月28日、2社の営業担当者がフンドーキン醤油が主催する会合において面談を実施し、食品ごま及びごま油の原材料であるごまの価格高騰等に対応するために、フンドーキン醤油食品ごまのフンドーキン醤油渡し価格及びフンドーキン醤油ごま油のフンドーキン醤油渡し価格をそれぞれ引き上げる必要がある旨並びに当該各引上げについて2社が協調して行う必要がある旨の認識を共有した。
- (b) その上で、2社は、令和5年2月以降、2社の営業担当者が電話連絡の方法によりフンドーキン醤油ごま油のフンドーキン醤油渡し価格の引上げに関する情報交換を行うことにより、同年6月1日以降、当該価格を引き上げていた。
- (c) さらに、2社は、令和5年7月以降、2社の営業担当者が電話連絡の方法によりフンドーキン醤油食品ごまのフンドーキン醤油渡し価格の引上げに関する情報交換を行うことにより、遅くとも同年9月12日までに、フンドーキン醤油食品ごまのフンドーキン醤油渡し価格を共同して引き上げることを合意した。

- b 前記aのとおり、2社は、共同して、フンドーキン醤油食品ごまのフンドーキン醤油渡し価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、フンドーキン醤油食品ごまの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(詳細については令和7年5月14日報道発表資料「ごま油及び食品ごまの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114351/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250514_sanjo.html



- (3) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する件（令和7年（措）第10号）（令和7年6月23日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)セレスポ	東京都豊島区北大塚一丁目21番5号	代表取締役 田代 剛	○	11億6319万円
2	(株)電通グループ (注1)	東京都港区東新橋一丁目8番1号	代表執行役 五十嵐 博	—	4億9556万円
3	(株)博報堂	東京都港区赤坂五丁目3番1号	代表取締役 名倉 健司	○	4億9448万円
4	(株)電通 (注2)	東京都港区東新橋一丁目8番1号	代表取締役 佐野 傑	○	4億2515万円
5	(株)東急エージェンシー	東京都港区西新橋一丁目1番1号	代表取締役 高坂 俊之	○	3億3088万円
6	(株)フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海一丁目1番20号	代表取締役 前田 和也	○	3億2791万円
7	(株)セイムトゥー	東京都港区西新橋二丁目14番1号	代表取締役 坂本 修庸	○	8875万円
8	(株)ADKマーケティング・ソリューションズ (注3)	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	代表取締役 大山 俊哉	○	—
合計				7社	33億2592万円

(注1) (株)電通グループは、特定テストイベント・本大会業務の受託事業を営んでいた者である。

なお、(株)電通グループは、令和2年1月1日、商号を(株)電通から現商号に変更し、同日、(株)電通に対し、吸収分割により、特定テストイベント・本大会業務の受託事業の全部を承継させ、同日以降、特定テストイベント・本大会業務の受託事業を営んでいない。

また、㈱電通グループについては、課徴金納付命令後に本件刑事事件裁判が確定したことから、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金額を変更する決定により課徴金額が変更された（詳細については後記 3 参照）が、表中では変更前の課徴金額を記載している。

(注2) ㈱電通は、令和2年1月1日、商号を㈱電通承継準備会社から現商号に変更し、同日、㈱電通グループから、吸収分割により、特定テストイベント・本大会業務の受託事業の全部を承継した者である。

(注3) ㈱ADKマーケティング・ソリューションズは、平成31年1月1日、商号を㈱アサツーディ・ケイから現商号に変更した者である。

(注4) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注5) 表中の「―」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

㈱セレスポ、㈱電通グループ、㈱博報堂、㈱電通、㈱東急エージェンシー、㈱フジクリエイティブコーポレーション、㈱セイムトゥー及び㈱ADKマーケティング・ソリューションズ（以下「8社」という。）は、遅くとも平成30年4月2日以降（㈱電通グループにあっては令和元年12月31日までの間、㈱電通にあっては令和2年1月1日以降）、特定テストイベント・本大会業務（注6）について

(ア) 組織委員会の大会準備運営第一局次長（以下「次長」という。）及び㈱電通グループが競技・会場ごとに選定した業務委託先候補（注7）を受注予定者（注8）とする

(イ) 受注予定者は、業務委託先候補とされた競技・会場のテストイベント計画立案等業務の一般競争入札に参加する

(ロ) 業務委託先候補として選定されなかった競技・会場のテストイベント計画立案等業務の一般競争入札には基本的に参加しない

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定テストイベント・本大会業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「特定テストイベント・本大会業務」とは、組織委員会が一般競争入札の方法により発注するテストイベント計画立案等業務（注9）並びに同業務の受注者に対して特別契約（注10）の方法により発注されることとされていたテストイベント実施等業務（注11）及び本大会運営等業務（注12）をいう。

(注7) 「業務委託先候補」とは、特定テストイベント・本大会業務に係る競技・会場ごとに組織委員会が業務を委託する相手方の候補をいう。

(注8) 「受注予定者」とは、受注すべき者又は共同企業体をいう。

(注9) 「テストイベント計画立案等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとのテストイベント（注13）実施に向けた計画立案等及び計画支援業務をいう。

(注10) 「特別契約」とは、単数見積により契約を締結するものをいう。

(注11) 「テストイベント実施等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとのテストイベントの実施に係る業務をいう。

(注12)「本大会運営等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(注14)の運営に係る業務をいう。

(注13)「テストイベント」とは、大会運営能力向上のために、競技運営、テクノロジー、運営に関わる職員・関係者のテストをすることを目的とする競技大会をいう。

(注14)「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」とは、第32回オリンピック競技大会(2020/東京)及び東京2020パラリンピック競技大会をいう。

(詳細については令和7年6月23日報道発表資料「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114327/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250623_daiichi.html



(4) 特装車製品の製造販売業者に対する件(令和7年(措)第11号)(令和7年9月24日排除措置命令及び課徴金納付命令)

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	極東開発工業(株)	大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	代表取締役 布原 達也	○	26億189万円
2	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	代表取締役 五十川 龍之	—	—
合計				1社	26億189万円

(注1)表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

- (7) 極東開発工業(株)及び新明和工業(株)(以下「2社」という。)は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品(注3)(注4)の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。
- (i) 2社は、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられ

る架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。

(㊦) 前記(㊧)及び(㊨)のとおり、2社は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「特装車」とは、架装物（注5）を取り付けることを目的とした車枠等から構成される車両に架装物を取り付けてなる自動車をいう。

(注4)「特定特装車製品」とは、ダンプ車、タンクローリ、トラックミキサ車、粉粒体運搬車、塵芥車（じんかいしゃ）及び脱着コンテナ車に取り付けられる架装物並びにテールゲートリフタ並びにそれらの架装物の付属物であって、最終需要者、販売業者又はバンの製造販売業者を取引先とするものをいう。

(注5)「架装物」とは、走行以外の特定の目的のために自動車に取り付けられ、自動車に搭載されたエンジン等で駆動する機械又は装置をいう。

（詳細については令和7年9月24日報道発表資料「特装車製品の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114309/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250924_yonjyo.tokusosha.html



(5) トレーラの製造販売業者に対する件（令和7年（措）第12号）（令和7年9月24日排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本トレクス(株)	愛知県豊川市伊奈町南山新田 350番地	代表取締役 高崎 文弘	○	33億2364万円
2	東邦車輛(株)	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 4120番地	代表取締役 富田 政行	—	—
合計				1社	33億2364万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(㊦) 日本トレクス(株)及び東邦車輛(株)（以下「2社」という。）は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラ（注3）の車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである

鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

- (イ) 2社は、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。
- (ロ) 2社は、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。
- (ハ) 前記(イ)ないし(ロ)のとおり、2社は、共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「特定トレーラ」とは、トレーラ（注4）のうち、コンテナ用トレーラ、平床トレーラ、低床トレーラ、バントレーラ、ポールトレーラ、フルトレーラ、タンクトレーラ及びダンプトレーラに該当するものをいう。

(注4)「トレーラ」とは、トラクタと呼ばれる牽引車両によって牽引して動かす被牽引車両をいう。

(詳細については令和7年9月24日報道発表資料「トレーラの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114306/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250924_yonjyo.tore-ra.html



(6) ハーレーダビッドソンジャパン(株)に対する件（令和7年（措）第13号）（令和7年9月18日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者	課徴金額
ハーレーダビッドソン ジャパン(株)	東京都新宿区新宿六丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア5F	代表取締役 玉木 一史	2億1147万円

イ 違反行為の概要

ハーレーダビッドソンジャパン(株)（以下「ハーレーダビッドソンジャパン」という。）は、遅くとも令和5年1月31日以降、特定ディーラー（注1）に対し、自社登録（注2）を行わなければ達成できないようなRSO（注3）を、次の(イ)のとおり、

一方的に決めた上で、次の(イ)の方法等により、当該R S Oに従って事業活動を行うことを余儀なくさせていた。

(7) ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに合意書を提示するまでの間に、合意書に記載するR S Oの案に関して、特定ディーラーとの協議を行っておらず、特定ディーラーに対して意見を述べる機会も与えていなかった。

また、特定ディーラーに合意書を提示してから署名押印済みの合意書を提出させるまでの間に、合意書に記載したR S Oの案の算定の根拠等を、特定ディーラーに対して十分に説明することはなかったほか、特定ディーラーがR S Oの案の数値について意見を述べ、又は下方修正を要請したとしても、特定ディーラーとの協議を行うことはほとんどなく、R S Oの案を下方修正することもなかった。

そして、ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに署名押印済みの合意書を提出させるなどして、特定ディーラーとの間で、合意書に記載されたとおりのR S Oを決めていた。

(4) ハーレーダビッドソンジャパンは、ディーラーにおけるR S Oの達成率が一定割合に満たなかったことなどの結果、ディーラーがNG S評価（注4）を2回連続で下された場合には、当該ディーラーとのディーラー契約（注5）が更新されないなどの可能性がある中で、次の行為を行っていた。

a 特定ディーラーが各月末までにHD車両（注6）を当該月のR S Oに従って顧客に販売するために必要な時間的猶予が存在しない状況下において、営業責任者の指示の下、営業担当者からの電話等により、特定ディーラーに対して、当該月のR S Oの達成率を上げるように強く要請していた。

b NG S評価を下した特定ディーラーに対して、翌四半期以降におけるR S Oの達成率等の改善計画を作成させるとともに、当該特定ディーラーの代表者等との面談において、その実施を約束させていた。

(注1)「特定ディーラー」とは、ディーラーのうち、ハーレーダビッドソンジャパンの取引上の地位が優越していた者であると排除措置命令書及び課徴金納付命令書において公正取引委員会が認定し、同命令書の別表で掲げた者をいう。

(注2)「自社登録」とは、RETAIL登録（注7）又はEX-DEMO登録（注8）のうち、ディーラーが自ら又は自らの従業員等を名義人として登録しており、当該名義人を相手方とする実際の売上げ又はその見込みが存在しなかったものをいう。

(注3)「R S O」(Retail Sales Outlet)とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間におけるHD車両の販売拠点ごとの小売販売目標台数（四半期ごと又は月ごとに細分化されたものを含む。）をいう。

(注4)「NG S (Not in Good Standing) 評価」とは、ディーラーに対する低い評価であり、令和5年においては、B & Sプログラムの獲得点数が全ディーラーの下位10パーセントとなったディーラー、月ごとのR S Oの達成率が1回以上80パーセントを下回ったディーラー等がNG S評価を下されることとなっていた。また、令和6年においては、B & Sプログラムの獲得点数が全ディーラーの下位10パーセントであって、かつ、全ディーラーの平均点数の70パーセント以下であるディーラー等がNG S評価を下されることとなっていた。

(注5)「ディーラー契約」とは、ハーレーダビッドソンジャパンと取引の相手方との間で締結される、HD商品の販売の条件等について規定する契約（当該契約に付随する契約を含む。）をいう。通常、契約

期間が3年間であり、契約期間満了後に自動更新されることはない。

(注6)「HD車両」とは、ハーレーダビッドソンブランドの自動二輪車(「トライク」と称する自動三輪車を含む。)をいう。

(注7)「RETAIL登録」とは、新車の状態のHD車両の販売の事実に基づきディーラーが行うRSWR登録(注9)をいう。

(注8)「EX-DEMO登録」とは、販売拠点において試乗車として利用されていたHD車両の販売の事実に基づきディーラーが行うRSWR登録をいう。

(注9)「RSWR登録」(Retail Sales Warranty Registration)とは、HD車両のメーカー保証を開始するためにディーラーが行う登録をいう。

(詳細については令和7年9月18日報道発表資料「ハーレーダビッドソンジャパン(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114312/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250918_daini.html



(7) 長野県石油商業組合北信支部に対する件(令和7年(措)第14号)(令和7年11月26日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

ア 関係人(課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等は、別表のとおり)

違反事業者名	所在地	代表者	課徴金額
長野県石油商業組合北信支部	長野市高田655番地6	支部長 吉田 和生	1億1658万円 (課徴金納付命令対象事業者17社の総額)

(別表)

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	課徴金額
1	(株)高見澤	長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14	代表取締役 高見澤 秀茂	3731万円
2	(株)東日本宇佐美	東京都文京区本郷二丁目22番2号	代表取締役 高橋 智幸	2738万円
3	サンリン(株)	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3	代表取締役 百瀬 久志	858万円
4	相馬商事(株)	長野県佐久市野沢1番地	代表取締役 相馬 美穂	842万円
5	北信米油(株)	長野市柳原2551番地	代表取締役 近藤 和彦	578万円
6	(株)ENEOSウイング	名古屋市中区栄三丁目6番1号	代表取締役 大石 和宏	544万円
7	(株)本久	長野市桐原一丁目3番5号	代表取締役 加藤 章	401万円
8	(株)カワネン	長野市稲里町下水鉋499-3	代表取締役 北澤 雅博	376万円
9	太陽鉱油(株)	東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号TT-2ビルディング6階	代表取締役 八田 哲也	287万円
10	(株)佐藤商店	長野県須坂市大字八町2209番地1	代表取締役 佐藤 道雄	201万円
11	吉田興産(株)	長野市中御所五丁目1番18号	代表取締役 北川 正一	201万円
12	(株)武重商会	長野県上田市常田二丁目20番26号	代表取締役 武重 守昌	183万円
13	渡辺商事(株)	長野市篠ノ井御幣川1128番地の1	代表取締役 渡辺 英祐	170万円
14	中野アポロ(株)	長野県中野市大字吉田280番地2	代表取締役 山田 健治	166万円
15	(株)花岡	長野市吉田四丁目14番15号	代表取締役 花岡 賢太郎	147万円
16	(有)ヤマギン	長野県千曲市大字内川1288番地	取締役 山岸 克法	122万円
17	(有)外村石油	長野県須坂市大字日滝2178番地	代表取締役 外村 修一郎	113万円
—	(株)タカサワ	長野市南千歳一丁目15番地3	代表取締役 高澤 曜宏	—
合計				1億1658万円

(注1) 表中の「—」は、課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

イ 違反行為の概要

長野県石油商業組合北信支部（以下「北信支部」という。）は、かねてから、北信支部内において、北信支部の支部員（以下「支部員」という。）が販売する特定揮発油（注2）について、その販売価格の改定額及び改定時期（以下「改定額等」という。）の調整を行っていたところ、遅くとも令和6年12月16日頃以降、支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するため、支部員が販売する特定揮発油につ

いて、その販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる旨の基本方針の下に

- (7) 支部長が、燃料油補助金（注3）の減額状況や石油元売会社による揮発油の仕切価格の変動状況等を踏まえ、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定する
- (8) 前記(7)の決定内容について、支部長が副支部長に連絡し、副支部長は自身が担当する地区の地区長に連絡し、地区長は自身が担当する地区の支部員に連絡するなどして、支部員に周知する

ことにより、支部員に対し、前記(7)の決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させていた。

これにより、北信支部は、特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注2）「特定揮発油」とは、北信地区に所在する給油所において給油される揮発油（注4）（高速道路上で運営される給油所において給油されるもの並びに掛け売り（注5）及び発券店値付け（注6）の形態で給油されるものを除く。）をいう。

（注3）「燃料油補助金」とは、揮発油、軽油、灯油、重油及び航空機燃料の卸価格の上昇及び小売価格の急騰を抑えるため、国の燃料油価格激変緩和対策事業として、令和4年1月27日に、石油元売会社に対する支給が開始された補助金をいう。

（注4）「揮発油」とは、レギュラーガソリン及びハイオクガソリンをいう。

（注5）「掛け売り」とは、揮発油について、給油所を運営する事業者が、事前に需要者との間で取り決めた販売価格で、一定の期日に対価の支払を受けることを約して販売し、給油する取引形態をいう。

（注6）「発券店値付け」とは、揮発油について、「発券店値付けカード」等と称するカードを発券した事業者が、当該カードを提示する需要者に対して、当該事業者が定めた販売価格で販売し、当該カードを取り扱う他の事業者が給油を代行し、又は、当該カードを発券した事業者が自ら給油する取引形態をいう。

（詳細については令和7年11月26日報道発表資料「長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106104701/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251126_daini.html



- (8) 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件（令和7年（措）第15号）（令和7年12月19日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本交通技術(株)	東京都台東区上野七丁目11番1号	代表取締役 館山 勝	○	3709万円
2	ジェイアール東海コンサルタンツ(株)	名古屋市中村区名駅五丁目33番10号	代表取締役 杉崎 英司	○	3477万円
3	大日コンサルタント(株)	岐阜市藪田南三丁目1番21号	代表取締役 市橋 政浩	○	1359万円
4	(株)トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	代表取締役 横井 輝明	○	918万円
5	丸栄調査設計(株)	三重県松阪市大町102番地2	代表取締役 谷口 昇	○	762万円
6	東海旅客鉄道(株)	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	代表取締役 丹羽 俊介	○	—
合計				6社	1億225万円

(注1) 表中の番号2のジェイアール東海コンサルタンツ(株)は、表中の番号6の東海旅客鉄道(株)の完全子会社である。

(注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

日本交通技術(株)、ジェイアール東海コンサルタンツ(株)、大日コンサルタント(株)、(株)トーニチコンサルタント及び丸栄調査設計(株)の5社（以下「5社」という。）並びに東海旅客鉄道(株)（以下「JR東海」という。）の6社（以下「名苑人6社」という。）は、遅くとも令和3年2月19日以降、特定跨線橋点検等業務（注4）（注5）について

- (7) a 5社の中から受注予定者を決定する
 b 5社のうち受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に、
 (i) a JR東海が、5社に、点検リスト（注6）を提供する
 b 5社は、前記aの点検リストに記載された各跨線橋に対応する欄に自社のインシタルを記載して返送するなどして、自社が受注を希望する特定跨線橋点検等業務に係る跨線橋をJR東海に伝える
 c JR東海は、前記bで5社から伝えられた受注希望を取りまとめ、当該希望を反映した点検リストを5社に提供することなどにより、受注予定者を決定し、
 d 受注予定者が提示する入札価格等は受注予定者が定める
 e 5社のうち受注予定者以外の者は、競争入札等に参加しない若しくは競争入札等を辞退する又は受注予定者が定めた入札価格等よりも高い入札価格等を提示す

る

ことにより、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより名宛人6社は、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「跨線橋(こせんきょう)」とは、線路を跨いで架けられた橋をいう。

(注5)「特定跨線橋点検等業務」とは、特定地方公共団体等(注7)が競争入札等(注8)の方法により発注する、JR東海の東海鉄道事業本部(静岡支社管内を除く。)が管理する線路を跨いで架けられた橋の点検業務及び当該業務と併せて発注される業務をいう。

(注6)「点検リスト」とは、点検業務が予定されている、JR東海の東海鉄道事業本部(静岡支社管内を除く。)が管理する線路を跨いで架けられた橋の名称、特定跨線橋点検等業務を発注する地方公共団体等の名称等を記載したリストをいう。

(注7)「特定地方公共団体等」とは、排除措置命令書別表記載の地方公共団体、地方公営企業、地方道路公社及び営利法人をいう。

(注8)「競争入札等」とは、一般競争入札、指名競争入札又は見積り合わせをいう。

(詳細については令和7年12月19日報道発表資料「地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106091610/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251219_chubu_shinsa_kosenkyo.html



2 確約計画の認定

(1) ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドに対する件(令和7年(認)第2号)(令和7年7月22日 確約計画の認定)

ア 関係人

名称	所在地	代表者
ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国ロビンソンロード71#08-01	スティーブン・デイビッド・カービン

イ 概要

公正取引委員会は、ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッド(以下「ビザ・ワールドワイド」という。)に対し、ビザ・ワールドワイドの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ビザ・ワールドワイドから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ビザ・ワールドワイドは、ビザ・ワールドワイドとライセンス契約を締結している

クレジットカード事業者等に対し、Visa カード（注1）（注2）により決済が行われる特定の業種区分の取引に係る決済処理において発生するインターチェンジフィー（注3）の標準料率について、購入日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合又はオーソリゼーション（注4）が行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合に、優遇レートを適用し、当該オーソリゼーションが行われる日についてはビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成される取引識別子（注5）に基づいて判定していたところ、平成30年2月、当該クレジットカード事業者等に対し、前記の特定の業種区分の取引につき、オーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合のみ優遇レートを適用する旨を通知し、令和3年11月以降、これを実施している。

（注1）「Visa」とは、アメリカ合衆国カリフォルニア州に本社を置く Visa Inc. 及び同社を最終親会社とする事業者のうちいずれか又は複数の事業者をいう。

（注2）「Visa カード」とは、Visa のブランドのマークが付されたクレジットカードのことをいう。

（注3）「インターチェンジフィー」とは、Visa カードによる取引のうち、ビザ・ワールドワイドにより売上・決済処理が行われる場合に、アクワイアラ（販売店等に Visa カード決済の利用環境を提供する事業を行うクレジットカード事業者）がイシュア（消費者に Visa カードを発行する事業を行うクレジットカード事業者）に支払う手数料のことをいう。

（注4）「オーソリゼーション」とは、クレジットカード等が利用可能であること等を確認する手続のことをいう。

（注5）「取引識別子」とは、オーソリゼーション過程において、Visa カードによる各取引に割り当てられる一意の識別子のことであり、売上げ、返金、取消などの取引全体のライフサイクル管理に用いられるものをいう。

（詳細については令和7年7月22日報道発表資料「ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114321/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250722_daisan.html



(2) (株)ダンロップタイヤに対する件（令和7年（認）第3号）（令和7年8月6日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)ダンロップタイヤ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	代表取締役 河瀬 二郎

イ 概要

公正取引委員会は、(株)ダンロップタイヤ（以下「ダンロップタイヤ」という。）に対し、ダンロップタイヤの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダンロップタイヤから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ダンロップタイヤは、令和6年10月頃から令和7年4月頃までの間（注1）、「SYNCHRO WEATHER」（以下「シンクロウェザー」という。）と称する自動車用オールシーズンタイヤ（注2）について、小売価格を維持するという方針の下、希望小売価格を定めた上で、以下の行為を行っていた。

- (7) 自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引（注3）を行わないよう要請する又はECモールへ出品しないよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為
- (8) 希望小売価格より低い価格で販売している、実質的な割引を行っている又はECモール（注4）に出品している小売業者を、他の小売業者からの苦情などにより把握した場合、当該小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引を取りやめるよう要請する又はECモールへの出品を取り下げるよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為

（注1）ダンロップタイヤは、令和7年4月、シンクロウェザーを販売する小売業者に対し、希望小売価格はあくまで参考価格であり、ダンロップタイヤが小売価格を指示するものではないことなどを通知する文書を発出した。

（注2）「オールシーズンタイヤ」とは、1年間を通じて使用可能な全天候型のタイヤをいう。

（注3）「実質的な割引」とは、商品の購入時にポイントを付与する、商品の配送に係る費用を無料にする、商品の取替えに係る工賃を無料にするなど、小売価格の引下げ以外の方法により、一般消費者に対して経済上の利益を提供することをいう。

（注4）「ECモール」とは、インターネット上で多数の事業者と一般消費者を仲介し、商品を販売する場を提供する目的で第三者が運営するプラットフォームであるオンライン販売サイトをいう。

(詳細については令和7年8月6日報道発表資料「(株)ダンロップタイヤから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106104738/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250806_dunlop.html



(3) (株)ニシムタに対する件（令和7年（認）第4号）（令和7年9月5日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)ニシムタ	鹿児島市与次郎一丁目10番1号	代表取締役 西牟田 敏明

イ 概要

公正取引委員会は、(株)ニシムタ（以下「ニシムタ」という。）に対し、ニシムタの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ニシムタから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ニシムタは、遅くとも令和4年3月頃以降、納入業者（注1）に対して、次の行為を行っている。

- (7) 「商品管理費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。
- (8) 新規開店に際し、これを実施する店舗（ニシムタが運営するもの。以下同じ。）に関して、「開店広告協賛」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に仕入れる商品の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。
- (9) 納入業者から仕入れる商品について当該納入業者に行わせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することを理由に、「物流支援費」（注2）の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。

④ 新規開店又は改装開店（注3）に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく（注4）、当該納入業者の従業員等を派遣させている。

（注1）「納入業者」とは、ニシムタの店舗で販売する商品について、ニシムタと直接取引をしている事業者のうち、継続的な取引関係にあるものをいう。

（注2）ニシムタは、納入業者に行わせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することで、自社が同作業を行うことになるため、その作業経費として、「物流支援費」の名目で、一定の料率を乗じて算出した金銭を納入業者に提供させている。

（注3）ニシムタは、既存店舗における商品棚のレイアウト変更をはじめとする内装の改装等を行う改装開店を定期的に行っている。

（注4）ニシムタは、従業員等を派遣した納入業者に対して、派遣費用の請求を行うよう求めているものの、当該求めに応じず、派遣費用を請求しない意思表示をした納入業者の派遣費用については、負担をしていない。

（詳細については令和7年9月5日報道発表資料「(株)ニシムタから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106113928/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250905_kyusyu_daigo.html



(4) (株)ロピアに対する件（令和7年（認）第5号）（令和7年12月25日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)ロピア	川崎市幸区南幸町二丁目9番地	代表取締役 高木 勇輔

イ 概要

公正取引委員会は、(株)ロピア（以下「ロピア」という。）に対し、ロピアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ロピアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ロピアは、遅くとも令和4年9月頃から令和7年6月頃までの間、納入業者（注）に対して、新規開店、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列及び品出しの作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について

合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(注)「納入業者」とは、ロピアが運営する店舗で販売する商品について、ロピアとの間で、直接取引をしている事業者及び当該事業者を通じて取引をしている事業者のうち、ロピアと継続的な取引関係にあるものをいう。

(詳細については令和7年12月25日報道発表資料「(株)ロピアから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106091559/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251225_sanjo.html



3 課徴金納付命令に係る課徴金額を変更する決定

(株)電通グループに対する決定(令和8年3月11日)

(1) 関係人

事業者名	本店の所在地	代表者	変更前		確定した罰金額(控除額)	変更後	
			課徴金納付命令	課徴金額		決定	課徴金額
(株)電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	代表執行役五十嵐博	令和7年(納)第13号	4億9556万円	3億円(1億5000万円)	令和8年(納決)第1号	3億4556万円

(2) 概要

ア 公正取引委員会は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(注1)に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等(注2)の入札談合事件について犯則調査を行った結果、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、令和5年2月28日、同法第74条第1項の規定に基づき、(株)電通グループ(以下「電通グループ」という。)等6社及び同6社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた6名並びに組織委員会大会準備運営第一局次長等としてテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた1名を検事総長に告発した。

イ 令和7年1月30日、電通グループに対し、東京地方裁判所において罰金の刑に処する裁判があった。

ウ 公正取引委員会は、電通グループを含む特定テストイベント・本大会業務(注3)の入札参加等業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日、同法の規定に基づき、同入札参加等業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

エ 前記イの裁判は、令和7年12月16日に確定した。

オ 本決定は、独占禁止法第63条第1項に基づき、電通グループに対する課徴金納付命令（令和7年（納）第13号）に係る課徴金額を、その額から前記イの裁判において命じられた罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額に変更するものである。

（注1）「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」とは、第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会をいう。

（注2）「テストイベント計画立案等業務委託契約等」とは、組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約をいう。

（注3）「特定テストイベント・本大会業務」とは、組織委員会が一般競争入札の方法により発注するテストイベント計画立案等業務（注4）並びに同業務の受注者に対して特別契約（注5）の方法により発注されることとされていたテストイベント実施等業務（注6）及び本大会運営等業務（注7）をいう。

（注4）「テストイベント計画立案等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとのテストイベント（注8）実施に向けた計画立案等及び計画支援業務をいう。

（注5）「特別契約」とは、単数見積により契約を締結するものをいう。

（注6）「テストイベント実施等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとのテストイベントの実施に係る業務をいう。

（注7）「本大会運営等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の運営に係る業務をいう。

（注8）「テストイベント」とは、大会運営能力向上のために、競技運営、テクノロジー、運営に関わる職員・関係者のテストをすることを目的とする競技大会をいう。

（詳細については令和8年3月11日報道発表資料「(株)電通グループに対する課徴金納付命令に係る課徴金額を変更する決定について」を参照のこと。）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_daiichi.html



4 第三者からの情報・意見募集

マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について（令和8年3月4日）

(1) 概要

公正取引委員会は、マイクロソフト・コーポレーション、日本マイクロソフト(株)及び Microsoft Ireland Operations Limited（以下、これら3社を併せて「マイクロソフト・コーポレーションら」という。）による独占禁止法違反被疑行為について審査を開始し、また、第三者からの情報・意見を募集することを公表した。

(2) 違反被疑行為の概要

マイクロソフト・コーポレーションらは、Windows Server、Windows クライアント、Microsoft SQL Server、Microsoft 365、Visual Studio 等と称する自社のソフトウェア又はサービス（以下「本件サービス」という。）のライセンスを受けた者又は受けようとする者に対し、クラウドサービスの利用に関して、

ア 本件サービスを、マイクロソフト・コーポレーションらが提供するクラウドサービス（Microsoft Azure(アジュール)（以下「Azure」という。））と競合するクラウドサービス（以下「競合クラウドサービス」という。）と組み合わせて利用することを認めない、又は

イ 本件サービスを競合クラウドサービスと組み合わせて利用する場合、本件サービスを Azure において利用する場合よりも、利用者等の金銭的負担が高額となるように本件サービスの取引条件を変更又は設定する

ことにより、競合クラウドサービス提供事業者がクラウドサービスの提供に係る取引を獲得することを妨げている疑いがある。

（詳細については令和8年3月4日報道発表資料「マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について」を参照のこと。）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/260304.html>






第3 その他の事件処理



1 警告



令和7年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。


第8表 令和7年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内容	公表年月日
1	トヨタモビリティ東京㈱に対する件	<p>トヨタモビリティ東京㈱は、遅くとも令和5年6月頃から令和6年11月頃までの間、トヨタ自動車製の自動車である「アルファード」、「ヴェルファイア」又は「ランドクルーザー」と称する自動車（以下、これらの自動車それぞれを「特定トヨタ車」という。）の新車の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に対し、不当に、特定トヨタ車の販売に併せて</p> <p>(1) トヨタモビリティ東京㈱が販売するボディコーティングの購入</p> <p>(2) トヨタモビリティ東京㈱が販売するメンテナンスパックの購入</p> <p>(3) トヨタモビリティ東京㈱が指定するトヨタファイナンス㈱とのクレジット契約の締結</p> <p>(4) トヨタモビリティ東京㈱による購入希望者からの自動車の下取り</p> <p>をさせていた疑いがある。</p> <p>（詳細については令和7年4月10日報道発表資料「トヨタモビリティ東京㈱に対する警告等について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114411/http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250410dai2.html</p> 	7.4.10
2	ホテルの運営事業者に対する件	<p>ホテルの運営事業者15社がそれぞれ運営する各ホテルは、相互に、毎月の客室稼働率、客室平均単価、販売可能な客室1室当たりの収益、将来の予約状況、将来の客室単価の設定方針等の情報を交換していた。</p> <p>（詳細については令和7年5月8日報道発表資料「ホテルの運営事業者に対する警告等について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114356/http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250508_dai1.html</p> 	7.5.8

一連番号	件名	内容	公表年月日
3	(一社) 日本野球機構に対する件	<p>(一社) 日本野球機構 (以下「日本野球機構」という。) は、自らが主催する令和6年のプロ野球の日本選手権シリーズ (以下「日本シリーズ」という。) の第3戦の試合に係るテレビ放送権について代理店を介して日本野球機構から許諾を受けていたテレビ放送事業者 (以下「特定テレビ放送事業者」という。) が、他のテレビ放送事業者による日本シリーズの他の試合のテレビ放送と重複する時間帯に、メジャーリーグ・ベースボールの試合をテレビ放送することに対して、次の行為を行っていたことが認められた。</p> <p>(1) 特定テレビ放送事業者から、日本シリーズの試合が行われる球場内における日本シリーズの取材活動のための許可証 (以下「取材ID」という。) を回収し、また、特定テレビ放送事業者に他の試合等の取材ID (注1) を発行しないことにより、令和6年10月26日から同年11月10日までの期間において日本シリーズの試合を含め日本野球機構が主催する試合等について特定テレビ放送事業者の取材活動を制限していたこと</p> <p>(2) 日本シリーズの第3戦の試合に係るテレビ放送権の許諾先を、特定テレビ放送事業者から他のテレビ放送事業者に変更するべく利害関係者と調整していたこと (注2)</p> <p>(注1) 日本シリーズに係る球場内等における取材活動のための許可証。</p> <p>(注2) 実際には許諾先は変更されていない。</p> <p>(詳細については令和7年6月11日報道発表資料「(一社) 日本野球機構に対する警告等について」を参照のこと。)</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/web/20260106114340/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250611_4jyou.html</p> 	7.6.11

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
4	新明電材㈱に対する件	<p>新明電材㈱は、遅くとも令和4年4月1日から令和7年7月6日までの間、自社に継続して電気設備資材を納入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、</p> <p>(1) 感謝セール協賛の名目で、毎年6月頃、代表取締役名の要請文書を送付することにより、あらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた</p> <p>(2) 協力会費の名目であらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた</p> <p>との事実が認められた。</p> <p>（詳細については令和7年9月25日報道発表資料「新明電材㈱に対する警告について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/web/20260106104733/http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250925_vuetsuTF.html</p> 	7.9.25
5	長野県石油商業組合北信支部の非支部員に対する件	<p>長野県北信地区において特定揮発油の販売を行っている、長野県石油商業組合北信支部（以下「北信支部」という。）の非支部員3名は、遅くとも令和6年12月19日頃から令和7年2月4日頃までの間、継続的に、北信支部の支部員から特定揮発油の販売価格の改定額及び改定時期の情報を入手し、その情報を踏まえて、それぞれが販売する特定揮発油の販売価格の改定額及び改定時期を決定していた疑いがある。</p> <p>（詳細については令和7年11月26日報道発表資料「長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について」を参照のこと。）</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/web/20260106104701/http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251126_daini.html</p> 	7.11.26


一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
6	村上商事㈱に対する件	<p>村上商事㈱は、京都府福知山市に所在する給油所において、令和7年7月1日から同年8月31日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。</p> <p>(詳細については令和8年2月19日報道発表資料「村上商事㈱に対する警告について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260219_kanshi_kinki.html</p> 	8. 2. 19
7	㈱デリシアに対する件	<p>㈱デリシアは、遅くとも令和4年4月1日から令和7年7月6日までの間、自社に継続して商品を納入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更の際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていたとの事実が認められた。</p> <p>(詳細については令和8年2月26日報道発表資料「㈱デリシアに対する警告について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226_yuetsuTF.html</p> 	8. 2. 26
8	㈱かましんに対する件	<p>㈱かましんは、遅くとも令和4年3月1日から令和7年12月7日までの間、自社に継続して商品を納入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、</p> <p>(1) 自社の店舗の新規開店又は改装開店の際し、当該店舗の利益を確保するため、あらかじめ算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、「オープン協賛」と称して、当該店舗の初回に納入する商品の全てについて、通常納入価格から半額又は全額を値下げした価格で納入させることにより、当該価格と通常納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた</p> <p>(2) 自社の店舗の新規開店、改装開店、棚替え又はおせち商品の販売の際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた</p> <p>との事実が認められた。</p> <p>(詳細については令和8年3月5日報道発表資料「㈱かましんに対</p>	8. 3. 5

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
		<p>する警告について」を参照のこと。）</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260305_yuetsuTF.html</p> 	
9	<p>㈱ザグザグに対する件</p>	<p>㈱ザグザグは、遅くとも令和6年8月20日から令和7年12月23日までの間、自社に継続して商品を購入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていたとの事実が認められた。</p> <p>（詳細については令和8年3月12日報道発表資料「㈱ザグザグに対する警告について」を参照のこと。）</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312_chugoku_shinsa.html</p> 	8. 3. 12

2 注意

令和7年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第9表 令和7年度注意・公表事件一覧表

一連番号	件名	内容	公表年月日
1	ライバー事務所を運営する事業者に対する件	<p>ライバー事務所4社はそれぞれ、自社に所属する Pococha のライバーとの間で締結したマネジメント契約において、合理的な理由が認められないにもかかわらず、当該ライバーの移籍や独立を牽制する目的で、当該契約終了後一定期間、</p> <p>(1) ライブ配信活動を行うことの禁止 (2) 他のライバー事務所との間でマネジメント契約を締結することの禁止 (3) 自社と同種の事業を営むことの禁止</p> <p>の全部又は一部を内容とする旨の規定を設け、当該契約終了後における当該ライバーの事業活動を制限している事実が認められた。</p> <p>(詳細については令和7年12月9日報道発表資料「ライバー事務所を運営する事業者に対する注意について」を参照のこと。)</p> <p>https://warp.ndl.go.jp/web/20260106091639/http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251209_daisan.html</p> 	7.12.9

第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和7年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。

第3章 訴訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

令和7年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は3件であったところ、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が1件（原告が上告及び上告受理申立てをした。）あり、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが2件あった（第1表参照）。

その結果、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は1件となった。

第1表 令和7年度係属事件一覧

一連番号	件名	審決の内容	判決等
1	㈱エディオンによる件 東京高等裁判所令和元年(行ケ)第54号	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日 判決年月日 令和 7年 9月12日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 7年 9月26日 (上告及び上告受理申立て、原審原告)

第2部 各論

一連番号	件名	審決の内容	判決等
2	レンゴー(株)ほか6名による件 最高裁判所令和6年(行ツ)第327号、同(行ヒ)第393号	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 46億6156万円(7名の合計額))。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 6年 5月31日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 6年 6月13日 (上告及び上告受理申立て、原審原告ら) 決定年月日 令和 7年 8月27日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)</p>
3	(株)トーモクほか3名による件 最高裁判所令和6年(行ツ)第332号、同(行ヒ)第396号	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 10億9211万円(4名の合計額))。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 6年 5月31日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 6年 6月14日 (上告及び上告受理申立て、原審原告ら) 決定年月日 令和 7年 8月27日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)</p>

2 東京高等裁判所における判決

(株)エディオンによる審決取消請求事件(令和元年(行ケ)第54号)(第1表一連番号1)

(1) 主な争点及び判決の概要

ア 本件従業員等派遣(注1)をさせたことは、原告が対象納入業者に対して自己の取引上の地位が優越していることを利用して正常な商慣習に照らして不当に行ったものかについて

(注1) 対象納入業者による新規開店又は改装開店のための商品の搬出、商品の搬入又は店作りのための

従業員等の派遣をいう。

7) 優越的地位の濫用規制の趣旨及び判断基準

a 優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第2条第9項第5号ロ（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定（注2）第14項）は、不公正な取引方法のうち「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること」について、当該行為の一として、「継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」を定める。これは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれがあるということが出来るからであると解される（ガイドライン（注3）第1の1参照）。

（注2）平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）

（注3）「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）

b 優越的地位の判断基準

(a) 独占禁止法の趣旨に照らせば、同法第2条第9項第5号所定の「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」（優越的地位）に関し、行為者につき取引の相手方に対してその取引上の地位が優越しているというためには、行為者が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にあれば足りるものと解され、また、優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、行為者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうものと解される（ガイドライン第2の1参照）。

(b) そして、これらの観点から優越的地位の該当性についての判断をするに当たっては、①行為者の市場における地位、②当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、③当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実（行為者との取引額、行為者の今後の成長可能性、取引の対象となる商品・役務を取り扱うことの重要性、事業規模の相違等）を総合的に考慮するのが相当である。

また、取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には、当事者間の相対的な力関係が如実に反映されることが少なくないから、実際に取引の相手方が行為者による客観的に不利益な行為を受け入れている場合には、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に勘案して、行為者の優越的地位該当性を判断することが合理的である。

(4) 原告の取引上の地位は対象納入業者に対して優越しているか否かについて

a 27社について

原告の市場における地位は、当裁判所の認定事実（平成20年9月6日から平成22年11月29日までの間（以下「本件対象期間」という。）において、その運営に係る店舗数、従業員数及び連結売上高は、家電製品等の小売業を営む家電量販店の中でいずれも全国第2位であったこと等。以下同じ。）のとおりである。

対象納入業者のうち27社については、とりわけ、原告に対する取引依存度がいずれも大きい（大きいものでは本件対象期間内のいずれか1期において49.0パーセントであり、小さいものでも本件対象期間内のいずれか1期において10.0パーセントを超えている。）ことが認められる。

また、27社においては、本件報告書（注4）において、いずれも原告との取引を継続することが必要である旨を回答するとともに、仮に原告との取引を継続できずに原告に代わる取引先を見つける必要が生じた場合の状況として、原告に代わる取引先を見つけること又は他の取引先との取引を増やすことで原告との取引停止に伴う損失を補うことは困難である旨を回答している。

加えて、原告は、消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり、他方で対象納入業者は、自ら製造し又は自ら仕入れた商品を、原告に販売する納入業者であって、対象納入業者に本件従業員等派遣をさせたという不利益行為は、原告によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景として、92社という多数の対象納入業者に対して、本件対象期間の約2年3か月という長期間にわたり、132回に上る原告運営店舗の新規開店又は改装開店に際し、原告の利益を確保することなどを目的として、原告運営店舗の店舗開設準備作業に係る原告の従業員の連携の下、組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものであることが認められる。

これらの事情を総合考慮すれば、27社においては、原告との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、原告が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことができ、原告の取引上の地位は、27社に対して優越していたものと認めることができる。

（注4）被告の審査官が、平成23年1月11日付けで対象納入業者に対して発した報告命令に基づいて、対象納入業者から受領したこれに対する報告を記載した報告書

b 59社について

原告の市場における地位は、当裁判所の認定事実のとおりである。

対象納入業者のうち59社については、とりわけ、取引先別の売上高の順位における原告の順位がいずれも高いことが認められる。

また、59社においては、本件報告書において、いずれも原告との取引を継続することが必要である旨を回答するとともに、仮に原告との取引を継続できずに原告に代わる取引先を見つける必要が生じた場合の状況として、原告に代わる取引先を見つけること又は他の取引先との取引を増やすことで原告との取引停止に伴う損失を補うことは困難である旨を回答している。

そうすると、59社については、27社のように原告に対する取引依存度が相対的に大きいとまではいえないものの、59社にとっては、取引先別の原告に対する売

上高の順位からして、原告は、比較的安定した売上げを確実に期待することができる取引先であり、かつ、その事業が拡大基調にあつて今後の取引の拡大を期待できる取引先であり、今後の成長可能性も見据えて取引を継続することが重要な取引先であつたといふことができる。

加えて、59社についても、前記 a 第 4 段落の記載が妥当する。

これらの事情を総合考慮すれば、59社においては、原告との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、原告が著しく不利益な要請等を行つても、これを受け入れざるを得ないような場合にあつたといふことができ、原告の取引上の地位は、59社に対して優越していたものと認めることができる。

c 6社について

原告の市場における地位は、当裁判所の認定事実のとおりである。

対象納入業者のうち6社については、27社及び59社にみられたような事情（取引依存度の大きさや取引先別売上高における原告の順位の高さ）は見当たらない。しかし、6社については、各資本金額及び年間総売上高、さらには従業員数に照らせば、その事業規模が原告に比して著しく小さいといふことができる。

そして、これら小規模な納入業者にとってみれば、一般的に新たな取引の開始や取引の拡大につながるような情報や機会も限定されると考えられることから、原告との取引に代えて、新たな取引先と取引を開始し、あるいは既存の取引先との取引を拡大することは、必ずしも容易なことではないことが推認される。現に、6社においては、本件報告書において、いずれも原告との取引を継続することが必要である旨を回答するとともに、仮に原告との取引を継続できずに原告に代わる取引先を見つける必要が生じた場合の状況として、原告に代わる取引先を見つけること又は他の取引先との取引を増やすことで原告との取引停止に伴う損失を補うことは困難である旨を回答している。

加えて、6社についても、前記 a 第 4 段落の記載が妥当する。

これらの事情を総合考慮すれば、6社においては、原告との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、原告が著しく不利益な要請等を行つても、これを受け入れざるを得ないような場合にあつたといふことができ、原告の取引上の地位は、6社に対して優越していたものと認めることができる。

d 小括

以上によれば、対象納入業者（92社）については、いずれも、本件対象期間中、原告の取引上の地位が対象納入業者に対して優越していたといふことができる。

e 原告の主張について

(a) 優越的地位の有無の判断において取引相手とされるべき者について

- i 甲が乙に対して優越した地位にあるか否かの判断は、行為者である甲が、個々の相手方である乙との関係で相対的に優越した地位にあるか否かの判断であるから、乙が企業グループに属する場合であっても、あくまで乙（相手方）が当該企業グループ内のいずれの事業者であるかを確定した上、優越的地位の有無に係る総合的な判断の中で、乙の属する企業グループの影響力を考慮すれば足りる。したがって、対象納入業者について、原告との取引を担

当した個々の対象納入業者自身を基準として、原告の優越的地位の有無を判断した本件審決の判断枠組みは正当なものである。

ii 原告は、運営主体の違いにかかわらず、原告運営店舗において販売する全ての商品について、これら商品を原告に直接販売して納入する事業者（納入業者）から、一括して仕入れ、仕入れた商品を原告運営店舗に供給していたのであるから、原告の市場における地位を評価するに当たり、原告の連結売上高を考慮することには合理性があるというべきであり、これに対して、前記 i で説示したとおり、原告との取引を担当した個々の対象納入業者を基準としてその売上高をみることには合理性があるというべきである。

(b) 27社について

対象納入業者において、納入価格等の取引条件の交渉の場面において原告と対等に交渉でき、あるいは、提示する条件が受け入れられていたという事情があったとしても、このような継続的取引の中の一場面における事実のみをもって、原告の取引上の地位が、対象納入業者に対して優越していなかったとはいえない。本件においては、対象納入業者の全てが、原告との取引継続必要との回答及び取引先変更困難との回答をしている上、現に原告による不利益行為を受け入れていたことからすれば、原告と真に対等に交渉できていたとは直ちには言い難いし、原告との取引上の交渉は、対象納入業者が不利益行為を受け入れながら行われていたのであるから、対象納入業者の提示した取引条件が受け入れられていたとしても、対象納入業者の自由かつ自主的な判断によって対価的な均衡が図られていたとも言い難い。

したがって、納入価格等の取引条件に関する交渉において自由かつ自主的な判断に基づき対等な交渉が行われていれば、原告の対象納入業者に対する優越的地位が否定される旨の原告の主張は理由がない。

(c) 59社について

i 取引先別の取引依存度の順位が高いということは、取引先別の取引額の順位が高く、それだけ取引額が大きいことを意味するものであるが、ガイドラインにおいても、「甲と取引することの必要性を示す具体的事実」として、「甲との取引の額」が例示されていることからすれば（ガイドライン第2の2(4)）、本件審決が、「取引依存度における原告の順位」を優越的地位の判断の際の考慮要素として挙げたことが、原告に対する不意打ちに当たるとはいえず、適正手続に反するものとはいえない。

そして、原告との取引関係において取引依存度における原告の順位が継続的に高い場合には、原告が比較的高水準の売上高を安定的に確保できる取引先であることを意味するものと解され、その事業経営上、原告と取引を継続する必要があるものといえるから、原告との取引の継続が困難となれば、取引先の変更や事業方針の転換を迫られるなど事業経営上大きな支障を来すこととなることが推認される。

したがって、本件審決が、59社の取引先別の売上高における原告の順位がいずれも高いことを、原告の59社に対する優越的地位の判断の際の考慮要素

として挙げたことが不合理であるとはいえない。

ii 仮に、対象納入業者の原告に納入する商品が原告の売場の商品構成に重要なものであり、原告がこのような対象納入業者との取引を安易に打ち切るとは想定し難い面があるとしても、このことのみをもって、直ちにこれら対象納入業者に対する原告の優越的地位が否定されるものではない。すなわち、全国的に消費者に対する知名度が高いなど、いわゆるブランド力がある又は市場内で高いシェアを占める商品を販売する対象納入業者にとっては、その市場での地位を維持するため、様々な販路を設けることが必要であり、対象納入業者において原告との取引を打ち切るとは想定し難い。したがって、原告においてこれら対象納入業者と取引をする必要があるとの事実があるからといって、それだけで直ちにこれら対象納入業者に対する原告の優越的地位が否定されるものではない。

㉗) 原告は、対象納入業者に対して本件従業員等派遣を依頼（要請）したかについて

a 事前の連絡の有無について

原告の店舗支援部の者等は、原告運営店舗に従業員等を派遣した対象納入業者に対し、文書の送付、電子メールの送信又は口頭により、当該店舗及び店舗開設準備作業の日程を連絡したり、棚割表（注5）を送付したりするなどして、店舗開設準備作業の日程等の連絡を行ったものである。

（注5）原告運営店舗の新規開店又は全面改装による改装開店が行われる場合に、店舗の売場のレイアウト等に左右されない基本的な棚割りを記載した文書に基づき、個別の店舗の新規開店又は改装開店の際に用いる具体的な棚割りを記載した表

b 依頼（要請）の有無について

原告運営店舗の新規開店又は改装開店の際、原告の担当者が本件従業員等派遣をした対象納入業者に対して行った店舗開設準備作業の日程等の連絡は、店舗開設準備作業のために従業員等の派遣を依頼（要請）する趣旨を含むものであったと認めることができる。

㉘) 原告が対象納入業者に対して本件従業員等派遣をさせたことが不利益行為に当たるかについて

a 不利益行為該当性について

独占禁止法第2条第9項第5号ロ所定の行為（不利益行為）とは、例えば、従業員等の派遣要請に関して、従業員等を派遣する条件等が不明確で、相手方にあらかじめ計算することができない不利益を与える場合はもとより、従業員等を派遣する条件等があらかじめ明確であっても、その派遣等を通じて相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えることとなる場合等を指すものと解するのが相当である。

b 本件従業員等派遣について

(a) 買主の要請によって売主が自社の従業員等を派遣して店舗開設準備作業に当たらせることは、売主としては当該従業員等による労務をその派遣の期間逸失することになるほか、交通費等派遣に必要となる費用が発生した場合には当該費用を負担することになるから、売主にとって通常は何ら合理性のないことで

あり、そのような合理性のない行為は、原則として不利益行為に当たるといふべきである。

したがって、店舗開設準備作業のための従業員等派遣については、①従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣される従業員等の人件費、交通費、宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合（以下「従業員等派遣例外事由①」という。）、②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって、従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合（以下「従業員等派遣例外事由②」といい、従業員等派遣例外事由①と併せて、以下「従業員等派遣例外事由」という。）など、前記の不合理を払拭するような特段の事情がない限り、相手方において自由かつ自主的な判断に基づいてこれを受け入れたということはできず、不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。

(b) これを本件についてみると、原告運営店舗の新規開店又は改装開店の際に行われた店舗開設準備作業は、本来、原告が対象納入業者から買い取った商品を当該店舗で販売するためにその費用で行うべきものであって、それにもかかわらず、原告が対象納入業者に対してこのような作業を行わせるために、その従業員等を派遣させた本件従業員等派遣に係る行為は、前記従業員等派遣例外事由がない限り、対象納入業者に対する不利益行為に当たるものといふべきである。

(c) 原告の主張について

i 行為者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方がこれを受け入れざるを得ないような地位（優越的な地位）にある者の行為であれば、それが「著しく」不利益とまではいえない不利益行為であっても、相手方はこれを受け入れざるを得ず、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、「不利益行為」に該当するためには、相手方にとって「著しく」不利益であることを要しないと解すべきである。

ii 不利益行為に該当するためには「著しく過大な」不利益であることを要しない。この点においても、不利益行為に該当するか否かは、直接の利益の有無を含めて、問題となる行為の内容や不利益行為の性質に照らして客観的に判断すべきであり、相手方が行為者から見返りとしての利益を受けることを見込んだからといって、それが実際に商品の売上げ増加等の直接の利益ではなく、将来の利益に結び付くかが漠然とした不確実な利益のような間接的な利益では、不利益行為の該当性は否定されないといふべきである。

c 従業員等派遣例外事由①について

本件従業員等派遣について、原告と対象納入業者との間で、従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件があらかじめ合意されていたものではなく、また、原告は、対象納入業者による本件従業員等派遣に係る従業員等の人

件費、交通費及び宿泊費等の派遣のために要した費用を負担していなかったことが認められる。

したがって、原告が対象納入業者に本件従業員等派遣をさせたことは、従業員等派遣例外事由①には当たらない。

d 従業員等派遣例外事由②について

対象納入業者の本件従業員等派遣により行われた商品の搬出、商品の搬入、他社商品に係る作業については、自社商品の適切な展示による販売促進により、直接の利益を得ることができるとは認められない。また、店作りのうち商品の配置、陳列は、原告の従業員がこれを実施する場合と比べて、特段の差異を生じさせるものではなく、これを原告の従業員が実施した場合と比較して、当該商品についての格別の販売促進の効果を生じさせるものではないから、直接の利益を得ることができるものとは認められない。さらに、店作りにおける商品の展示、装飾に係る作業も、基本的に、原告の従業員がこれを実施する場合と比べて、特段の差異を生じさせるものではないから、これを原告の従業員が実施した場合と比較して、当該商品についての格別の販売促進の効果を生じさせるものではなく、直接の利益を得ることができるものとは認められないというべきである。

ただし、店作りにおける商品の展示、装飾については、対象納入業者の取り扱う商品の特性上格別の販売促進の効果を生じさせる事情がある場合に当たるのであれば、その場合には、商品の展示、装飾に係る作業が当該商品についての販売促進に直接結びつくものとして、直接の利益を得ることができるものとされることがあるというべきである。

また、対象納入業者ごとに個別にみても、いずれも従業員等派遣例外事由②に当たる特段の事情を認めることはできない。

e 小括

以上によれば、原告が対象納入業者に本件従業員等派遣をさせたことは、いずれも不利益行為に該当するものと認められる。

㊦ 本件従業員等派遣は、原告が優越的地位を利用して行ったものかについて

行為者について、取引の相手方に対してその取引上の地位が優越しているものと認められる場合には、行為者が当該相手方に不利益行為を行えば、通常は、行為者は自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを「利用して」（独占禁止法第2条第9項第5号柱書）これを行ったものと認めるのが相当である（ガイドライン第2の3参照）。

そして、本件において、原告が前記不利益行為を行ったことについて、自己の取引上の地位が対象納入業者に対して優越していることを「利用して」行われたとはいい難いものとみるべき事情は見当たらない。

㊧ 優越的地位の濫用についてのまとめ

原告は、その取引上の地位が、対象納入業者である92社に対して優越していたところ、本件対象期間中、対象納入業者に対して不利益行為の要請等を行えば、対象納入業者においてこれに応じざるを得ないような関係の下で、不利益行為に当たる本件従業員等派遣を行わせることを、多数の対象納入業者に対して、継続して、組

組織的かつ計画的に一連の行為として行っていたものであり、本件従業員等派遣をさせる行為は、公正な競争秩序の維持、促進の観点からは是認されるものに照らして相当でないことが明らかである。

したがって、原告が対象納入業者に本件対象期間中に行わせた本件従業員等派遣の各行為については、いずれも、原告において、自己の取引上の地位が対象納入業者に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号ロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については、旧一般指定第14項）に該当する行為（優越的地位の濫用行為）をしたものと認められる。

イ 本件排除措置命令をすることについて特に必要があるかについて

原告は、平成22年11月30日をもって本件違反行為を取りやめ、以降、不利益行為を行っていないが、平成20年9月6日以降、本件違反行為がされた期間（本件対象期間）が2年3か月と長期間に及ぶこと、原告と対象納入業者との市場における関係、本件従業員等派遣の頻度・回数・規模及び内容、対象納入業者が本件従業員等派遣に至った経緯及びこれに向けた原告の対応等の諸事情を考慮すれば、原告については、排除措置命令をすることについて「特に必要がある」というべきである。

ウ 本件課徴金納付命令における課徴金算定の基礎となった違反行為期間における購入額の算定方法は適法かについて

⑦ 独占禁止法第20条の6の規定に基づく優越的地位の濫用に係る課徴金制度の趣旨に鑑みれば、事業者の1個の違反行為（優越的地位の濫用行為）につき相手方が複数ある場合における違反行為期間については、始期である「当該行為をした日」とは、複数の相手方のうちいずれかの相手方に対して最初の当該行為をした日をいい、違反行為期間の終期である「当該行為がなくなる日」とは、複数の相手方の全ての相手方に対して当該行為が行われなくなった日をいうものと一律に解するのが相当である。そして、優越的地位の濫用行為が複数の相手方に対して行われた場合において、それが、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されたものと認められるなど、事業者の優越的地位の濫用行為として一体のものであると評価することができる場合には、全体として1個の違反行為がされたものとして、独占禁止法の規定を適用し、一律に違反行為期間を認めるのが相当である。

⑧ これを本件についてみると、原告は、132回に上る原告運営店舗の新規開店又は改装開店に際し、原告の利益を確保することなどを目的として、継続して、原告運営店舗の店舗開設準備作業に関係する原告の従業員の連携の下、組織的かつ計画的に一連のものとして本件従業員等派遣をさせるとの不利益行為を行ったものと認めることができる。そうすると、これら一連の原告のした不利益行為は、「継続してするもの」に当たるといふべきであるとともに、事業者の優越的地位の濫用行為として一体のものであると評価することができる場合に該当し、全体として1個の違反行為がされたものとして、独占禁止法の適用を受けるものといふべきである。

⑨ 以上によれば、本件従業員等派遣をさせるという不利益行為は「継続してするもの」（独占禁止法第20条の6）に当たるといふべきであるとともに、「当該行為をした日」については、平成20年9月6日の店舗開設準備作業のための本件従業員等派遣がされた日と認めるのが相当である。また、本件における違反行為期間の終期は

平成22年11月29日であって、同日をもって「当該行為がなくなる日」と認めるのが相当である。

- ㊦ そうであれば、独占禁止法第20条の6の規定が適用されるのは、平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日以降であるから（同法附則第5条）、その始期は同日となり、課徴金の算定の基礎となる原告の対象納入業者からの購入額の算定の期間は、同日から平成22年11月29日までである。

エ 本件審決に至る手続に憲法その他の法令違反（独占禁止法第82条第1項第2号）があるかについて

本件審決に至る手続に憲法その他の法令違反（独占禁止法第82条第1項第2号）があるとは認められない。

(2) 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにつき、令和7年度末現在、最高裁判所に係属中である。

3 最高裁判所における決定

(1) レンゴー(株)ほか6名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和6年（行ツ）第327号、令和6年（行ヒ）第393号）（第1表一連番号2）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) (株)トーモクほか3名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和6年（行ツ）第332号、令和6年（行ヒ）第396号）（第1表一連番号3）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

令和7年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は10件（東京地方裁判所8件、東京高等裁判所1件、最高裁判所1件）（注2）であり、同年度中に新たに13件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。

令和7年度当初において東京地方裁判所に係属中であった8件は、令和7年度末時点において引き続き東京地方裁判所に係属中である。

令和7年度当初において東京高等裁判所に係属中であった1件（控訴人2名）は、同裁判所が控訴を棄却する判決をし、これに対し、各控訴人からそれぞれ上告及び上告受理申

第2部 各論

立てがなされ、令和7年度末時点において2件の事件として最高裁判所に係属中である。

令和7年度当初において最高裁判所に係属中であった1件は、同裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果、令和7年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は23件（東京地方裁判所21件、最高裁判所2件）となった。

（注1）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注2）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 令和7年度末において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
1	大成建設(株)による件 最高裁判所令和7年(行ツ)第235号、最高裁判所令和7年(行ヒ)第256号	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和2年12月22日 提訴年月日 令和3年3月1日 判決年月日 令和6年6月27日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和6年7月9日 判決年月日 令和7年5月15日 (控訴棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和7年5月27日 (上告及び上告受理申立て)
2	鹿島建設(株)による件 最高裁判所令和7年(行ツ)第234号、最高裁判所令和7年(行ヒ)第255号	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和2年12月22日 提訴年月日 令和3年6月21日 判決年月日 令和6年6月27日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和6年7月9日 判決年月日 令和7年5月15日 (控訴棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和7年5月27日 (上告及び上告受理申立て)
3	中部電力(株)及び中部電力ミライズ(株)による件 東京地方裁判所令和5年(行ウ)第5006号	中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた(中部電力(株)に対する課徴金額201億8338万円、中部電力ミライズ(株)に対する課徴金額73億7252万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月25日
4	中国電力(株)による件 東京地方裁判所令和5年(行ウ)第5007号	中国電力(株)及び関西電力(株)が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力(株)にあっては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月28日

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
		札参加及び安値による入札を制限することを合意していた（課徴金額707億1586万円）。（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）		
5	九電みらいエナジー(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5009号	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。（排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月29日
6	九州電力(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5010号	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた（課徴金額27億6223万円）。（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月29日
7	熊本県漁業協同組合連合会による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5005号	熊本県漁業協同組合連合会は、管内の海苔生産者に対して、熊本県漁業協同組合連合会が運営する共販以外への乾海苔の出荷を制限している。（排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 令和6年5月15日 提訴年月日 令和6年11月7日
8	佐賀県有明海漁業協同組合による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5006号	佐賀県有明海漁業協同組合は、管内の海苔生産者に対して、佐賀県有明海漁業協同組合が運営する共販以外への乾海苔の出荷を制限している。（排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 令和6年5月15日 提訴年月日 令和6年11月7日
9	エムシーディースリー(株)（旧(株)MCデータプラス）による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5007号	エムシーディースリー(株)（旧(株)MCデータプラス）は、労務安全サービスに係る取引において、自己と競争関係にある建設業向けクラウドサービスの提供事業者とその取引の相手方である建設業者等との取引を不当に妨害している。（排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 令和6年12月24日 提訴年月日 令和6年12月24日 申立年月日 令和6年12月24日 決定年月日 令和7年3月27日 （執行停止の申立てについて、一部認容決定、東京地方裁判所） 抗告年月日（(株)MCデータプラス） 令和7年4月3日 抗告年月日（公正取引委員会） 令和7年4月7日 決定年月日 令和7年10月17日 （原決定認容部分取消し等の決定、東京高等裁判所） 抗告年月日 令和7年10月24日 （特別抗告及び許可抗告申立て） 決定年月日 令和7年11月17日 （抗告不許可決定、東京高等裁判

第2部 各論

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
				所) 決定年月日 令和 8年 2月 2日 (特別抗告棄却決定、最高裁判所)
10	ASP Japan (同) による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5001号	ASP Japan (同) は、自社が販売する内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに自社が製造販売する消毒剤の容器に内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能を作動させるために必要な情報が含まれている二次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって当該二次元コードを読み取らなければ内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売する消毒剤を購入させている。 (排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)	独占禁止法第19条	措置年月日 令和 6年 7月26日 提訴年月日 令和 7年 1月16日 申立年月日 令和 7年 1月21日 決定年月日 令和 7年 3月24日 (執行停止の申立てについて、却下決定(確定)、東京地方裁判所)
11	かどや製油(株)による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5002号	かどや製油(株)及び竹本油脂(株)は、共同して、エスピー食品(株)向けに販売するごま油の価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額920万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和 7年 5月14日 提訴年月日 令和 7年 5月14日
12	かどや製油(株)による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5003号	かどや製油(株)及び竹本油脂(株)は、共同して、丸美屋食品工業(株)向けに販売するごま油の価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額406万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和 7年 5月14日 提訴年月日 令和 7年 5月14日
13	かどや製油(株)による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5004号	かどや製油(株)及び竹本油脂(株)は、共同して、フンドーキン醬油(株)向けに販売するごま油の価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額481万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和 7年 5月14日 提訴年月日 令和 7年 5月14日
14	かどや製油(株)による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5005号	かどや製油(株)及び竹本油脂(株)は、共同して、フンドーキン醬油(株)向けに販売する食品ごまの価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額391万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和 7年 5月14日 提訴年月日 令和 7年 5月14日
15	フジパスク(株)による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5007号	機械式駐車装置メーカーらは、特定地下式P S設置工事について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた(課徴金額298万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和 7年 3月24日 提訴年月日 令和 7年 8月 6日

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
		命令取消請求事件)		
16	(株)セレスポによる件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5010号	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額11億6319万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和7年6月23日 提訴年月日 令和7年12月4日
17	(株)博報堂による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5011号	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額4億9448万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和7年6月23日 提訴年月日 令和7年12月16日
18	(株)フジクリエイティブコーポレーションによる件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5012号	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額3億2791万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和7年6月23日 提訴年月日 令和7年12月18日
19	(株)セイムトゥーによる件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5013号	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額8875万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和7年6月23日 提訴年月日 令和7年12月19日
20	(株)東急エージェンシーによる件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5014号	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額3億3088万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和7年6月23日 提訴年月日 令和7年12月19日
21	(株)電通グループ及び(株)電通による件 東京地方裁判所令和7年(行ウ)第5015号	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(株)電通グループに対する罰金調整後の課徴金額3億4556万円、(株)電通に対する課徴金額4億2515万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和7年6月23日 提訴年月日 令和7年12月22日

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
		命令取消請求事件)		
22	極東開発工業(株)による件 東京地方裁判所令和8年(行ウ)第5001号	極東開発工業(株)及び新明和工業(株)は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額26億189万円)。 (課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第7条の2(第3条後段)	措置年月日 令和7年9月24日 提訴年月日 令和8年3月17日
23	日本トレクス(株)による件 東京地方裁判所令和8年(行ウ)第5002号	日本トレクス(株)及び東邦車輛(株)は、共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額33億2364万円)。 (課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第7条の2(第3条後段)	措置年月日 令和7年9月24日 提訴年月日 令和8年3月17日

第3表 令和7年度中に確定した排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
1	本町化学工業(株)による件 最高裁判所令和7年(行ヒ)第32号	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業(株)を介して供給できるようにしていた(課徴金額1億6143万円(東日本地区)、3283万円(近畿地区))。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和2年1月16日 申立年月日 令和2年1月16日 決定年月日 令和2年3月27日 (執行停止の申立てについて、却下決定(確定)、東京地方裁判所) 判決年月日 令和4年9月15日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和4年9月30日 判決年月日 令和6年10月16日 (控訴棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和6年10月23日 (上告受理申立て) 決定年月日 令和7年4月25日 (上告不受理決定、最高裁判所)

第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

令和7年度当初において東京地方裁判所に係属中であった国ほか6名を被告とする損害賠償請求訴訟1件は、同裁判所が請求を棄却する判決をし、これに対し、控訴がなされ、令和7年度末時点において東京高等裁判所に係属中である。

また、令和7年度当初において係属中であった国を被告とする国家賠償請求訴訟2件(熊本地方裁判所1件、佐賀地方裁判所1件)は、いずれも令和7年度末時点において各地方裁判所に係属中である。

2 令和7年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 損害賠償請求事件

ア 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国ほか6名

提訴年月日 令和5年10月4日

判決年月日 令和7年10月14日（請求棄却、東京地方裁判所）

控訴年月日 令和7年10月24日

イ 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、公正取引委員会、防衛省及び被告事業者6社が、入札談合及び入札談合等関与行為をねつ造したこと等を理由に、国及び被告事業者6社に損害賠償を求めるものである。

ウ 損害賠償等請求事件に係る判決の概要

原告による損害賠償等請求について、東京地方裁判所は、原告の被告らに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求権は短期消滅時効期間の経過により消滅したと認められるとして、原告の請求を棄却した。

エ 訴訟手続の経過

本件は、原告により控訴がなされ、令和7年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

(2) 国家賠償請求事件

ア 事件の表示

国家賠償法第1条第1項に基づく国家賠償請求事件

原告 熊本県漁業協同組合連合会

佐賀県有明海漁業協同組合

被告 国

提訴年月日 令和6年5月14日

イ 事案の概要

本件は、原告らの行為が独占禁止法に違反するとして行ってきた審査に関し、公正取引委員会から原告らに対して行われた行為ないし処分が違法であることを理由に、国に損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、令和7年度末現在、熊本県漁業協同組合連合会による国家賠償請求事件は熊本地方裁判所に、佐賀県有明海漁業協同組合による国家賠償請求事件は佐賀地方裁

判所に、それぞれ係属中である。

第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和7年度において独占禁止法第79条第1項に基づいて公正取引委員会に対し通知があった訴訟は1件であり、同条第2項に基づいて当委員会に対し求意見がなされた事件はなかった。

第4表 令和7年度に通知があった独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容
東京地方裁判所 令和7年（ワ）70519号 令和7年9月22日	事業者団体である被告は、不当な取引制限（市場分割）に該当する規律を設けて、全国の需要者と任意整理委任取引を行う原告の取引を不当に妨害する行為をさせている。かかる行為は取引妨害に当たるとして、当該行為の差止めを求めるもの。

第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和7年度において独占禁止法第84条に基づいて公正取引委員会に対し求意見がなされた訴訟はなかった。

第4章 競争環境の整備

第1 「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」の公表

我が国経済は、デジタル化・気候変動問題への対応等の複合的な変化の波による大きな転換点にあるとともに、人口減少・原材料費の高騰等の様々な課題に直面している。こうした状況にあっても、我が国が持続的な経済成長を実現し、国際経済における競争力を発揮していくためには、生産性の向上が重要であり、イノベーションの創出が鍵となる。このような認識の下、公正取引委員会は、令和8年1月28日に、当委員会における競争政策の運営方針を明らかにした「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開～変化の時代における公正取引委員会の役割～」と題するステートメントを公表した。このステートメントにおいて、当委員会は、次のとおり、取引適正化による「公正な取引環境の確保」、ステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」及び違反行為に対する「厳正な法執行」という三つの柱の下で、特にイノベーションを促進することを目指して競争政策を積極的に展開していくこととしている。

- 取適法等の面的な執行、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の定着の推進、フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行等によって、事業規模、地域にかかわらずイノベーションの芽が育つような公正な取引環境を確保していく。
- 複雑化、専門化した変化する経済実態をステークホルダー等との対話を通じて的確に把握しながら、スマホソフトウェア競争促進法や企業結合審査の実効的な運用、実態調査の実施、ガイドライン・事例集等の策定・改定や事業者等からの相談対応を行うことによって、事業者の予見可能性を確保するとともに、イノベーションを促進する市場環境を整備していく。
- 事業者の自由な創意工夫を引き出すとともに、イノベーションの芽が不当に摘み取られることのないよう、「公正な取引環境の確保」や「市場環境の整備」の取組を後押しする法執行や物価高等の国民生活に影響が大きい問題に関連する法執行に積極的に取り組む。

(詳細については令和8年1月28日公表「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開～変化の時代における公正取引委員会の役割～」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260303091800/https://www.jftc.go.jp/soshiki/profile/promotion_of_innovation/index.html



第2 ガイドラインの策定等

1 概説

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法等に違反する行為の未然防止とそれらの適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法等に違反するのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

令和7年度においては、主に以下のガイドラインの策定等に取り組んだ。

2 「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」の策定

公正取引委員会は、コンテンツ産業活性化戦略（令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記）に基づき、令和6年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、内閣官房と連名で、実演家への適切な収益還元やコンテンツ産業関係者の健全な活動等を促進する取引関係等の推進の観点及び独占禁止法等に照らして具体的な考え方を示す「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」を策定し、令和7年9月30日に公表した。

（詳細については令和7年9月30日報道発表資料「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」の公表について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106101625/https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250930_geinoushishin.html



3 「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」及び「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」の公表

公正取引委員会は、令和7年11月20日、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」及び「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表した。公表後、様々な場面で「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」等を事業者等に周知するとともに、事業者等からの相談に迅速に回答するなど積極的に対応しており、引き続き、個別の相談等を通じた事業者のコンプライアンス上の不安の解消や、事業者の予見可能性の一層の向上につながる取組を行っていく。

(詳細については令和7年11月20日報道発表資料「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」及び「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」について)を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20251203101647/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economic.security.html



4 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)について、策定後に公正取引委員会で開催した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加した。また、令和8年1月1日の下請法等改正法の施行を踏まえて、「発注者として採るべき行動/求められる行動」のうち「発注者側からの定期的な協議」に関する留意点として、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、取適法上の協議に応じない一方的な代金決定として問題となるおそれがあること等を追記した(令和7年12月26日に同指針の改正を行う旨の公表を行った上で、令和8年1月1日に同指針を改正した。)

第3 実態調査

1 概説

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法等の法律上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

令和7年度においては、主に以下の実態調査を実施した。

2 タクシー等配車アプリに関する実態調査

配車アプリは、「地域の足」や「観光の足」であるタクシー及び日本版ライドシェア(以下「タクシー等」という。)の旅客運送サービス(以下単に「旅客運送サービス」という。)について、旅客運送サービスの需要側である旅客と旅客運送サービスの供給側であるタクシー等とをデジタル技術を用いてマッチングするサービスを提供するために用いられるアプリであり、特にタクシー等の供給不足の状況下においては、限られたタクシー等を効率的に配分し、ひいては、旅客の円滑な移動を実現する役割を果たすものである。そして、配車アプリを運営する事業者(以下「配車アプリ事業者」という。)の間の公正かつ自由な競争を通じて、低廉かつ利便性の高いサービスが提供されることが期待される。他方、配車アプリは、間接ネットワーク効果が働くデジタルプラットフォームの一種であり、特定の配車アプリに利用者(旅客・タクシー等)が集中する一方で、新規参入が

困難となる傾向があることから、配車アプリサービス市場において独占・寡占に至り得るとともに、利用者との取引において交渉上優位な立場にもなり得る。

また、駅や空港は、タクシー等の需要が集中する場所であるところ、配車アプリを利用する旅客の利便を向上させる視点からは、これらの場所でのタクシー等の利用の場面において、配車アプリ事業者間及びタクシー事業者間の公正かつ自由な競争環境が確保される必要がある。

公正取引委員会は、タクシー等配車アプリに関する取引実態やタクシー乗り場の入構・乗車の状況等について実態調査を実施し、令和7年4月23日に「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、配車アプリサービスに関する取引に関して、配車アプリ事業者とタクシー事業者の間及び配車アプリ事業者と旅客の間の取引実態を明らかにし、独占禁止法及び競争政策上の考え方を示した。また、タクシー乗り場のアプリ配車タクシー等（配車アプリを用いて旅客が配車アプリ事業者に対して配車の依頼を行った場合に、配車アプリ事業者において複数のタクシー事業者のタクシー等の中から手配される、旅客のニーズに合うタクシー等をいう。）の入構及び乗車に関して、独占禁止法及び競争政策上の考え方を示した。

（詳細については令和7年4月23日報道発表資料「タクシー等配車アプリに関する実態調査について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20250901095451/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250423_ridehailing.html



3 電力分野における実態調査（発電・小売分野）

公正取引委員会は、従来から、電力市場における競争環境について実態調査を行ってきたところ、デジタル社会や脱炭素社会において、家庭生活や産業活動の重要な基盤となる電気については、需要家にとって、常に多様な選択肢が確保され、自己のニーズに合った形で電力会社や料金メニューを選択できる利益や、効率化による価格低下等が実現する利益を持続的に享受できることが一層重要になるとの認識の下で、これらの利益を実現するためには、競争環境の整備も引き続き重要であると考えている。

そのような考えの下、公正取引委員会は、令和6年1月に「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」を公表した。その後、発電分野や小売分野を中心に実態調査を実施し、令和7年4月25日に「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」を公表した。

令和7年度の報告書では、電源等の有する価値の取引における課題、発電事業者と小売電気事業者の間における相対取引の透明性向上における課題並びに洋上風力発電の公募制度及び資源の供給安定における課題に関して、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示した。

(詳細については令和7年4月25日報道発表資料「電力分野における実態調査（発電・小売分野）について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/web/20250501090902/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250425denryokuchosa.html>



4 フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査

公正取引委員会は、これまでフードサプライチェーンにおける競争環境について関心を有しており、平成4年12月に「加工食品業界の流通実態に関する調査」の結果報告、平成23年10月に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」、平成26年6月に「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」をそれぞれ公表してきた。しかし、前回の調査から相当の期間が経過しており、また、実際にも加工食品業界における商慣行について競争政策上の問題を懸念する声が寄せられていることなどを踏まえ、フードサプライチェーンにおける取引の適正化を図るとともに、食品ロスの削減を後押しすることを目的として、食品ロスの発生にもつながる商慣行について、独占禁止法上等の考え方を示すため、改めて取引の実態調査を実施し、令和7年5月12日に「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、消費者向けの飲食料品のフードサプライチェーンを調査対象とし、納入業者が、「3分の1ルール」、「短いリードタイム」、「日付逆転品の納品禁止」、「日付混合品の納品禁止」及び「欠品ペナルティ」といった商慣行を理由に受領拒否や返品などの行為を発注者から受けることがあるといった取引の実態を踏まえ、これら商慣行ごとに独占禁止法上の考え方を示している。

公正取引委員会は、これらの独占禁止法上問題となる行為の未然防止及び取引の適正化の観点から、関係省庁と連携し、飲食料品業界等に関係事業者に対して、本報告書の内容について周知を行った。

(詳細については令和7年5月12日報道発表資料「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20250901094448/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/0512_foodsupplychain.html



5 生成A Iに関する実態調査報告書 ver. 1.0

近年、急速な発展を遂げている生成A Iは、事業者の生産性の向上や多様なサービスの提供等、経済・社会に様々な便益をもたらし、また、新たなイノベーションを生み出すポテンシャルがあると考えられていることから、更なる発展が期待されている。その一方で、生成A Iには、著作権も含む知的財産権等の侵害への懸念や偽・誤情報等の社会を混乱させるリスク等が指摘されており、その中には、競争政策上の観点からの潜在的なリスクに関する指摘もある。

このため、公正取引委員会は、我が国の生成A I関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、生成A Iの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成A Iを健全な形で経済社会に実装させる観点も踏まえ、令和6年10月、国内外の動向を含め、変化が速く成長著しい生成A I関連市場の実態を把握するための調査を開始し、令和7年6月6日、「生成A Iに関する実態調査報告書 ver. 1.0」を公表した。本報告書では、同調査を開始する際に公表したディスカッションペーパーに対して寄せられた情報・意見や、ヒアリング等により収集した情報等を踏まえ、事実関係をより詳細に整理し直して、生成A I関連市場のレイヤーごとに競争状況等を明らかにするなどした上で、今後の市場における競争上の懸念を示す意見が寄せられた論点（アクセス制限・他社排除及び抱き合わせ）について、独占禁止法上・競争政策上の考え方を整理した。

公正取引委員会では、引き続き、生成A I関連市場に関する実態調査を継続し、同市場における実態を把握した上で、本報告書に関しても情報のアップデートや追加を行っていく予定である。

（詳細については令和7年6月6日報道発表資料「生成A Iに関する実態調査報告書 ver. 1.0について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/web/20260106095932/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250606generativeai.html>



6 学習eポータルを選定（更改）及び学習リソースを選定並びに民間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方

地方公共団体が良質・廉価な学習リソースを調達することを可能とするためには、地方公共団体における学習リソースの選定の場面において、学習リソース提供事業者間の公正かつ自由な競争を通じ、多種多様な学習リソースの選択肢が確保されることが重要である。また、「多種多様な学習リソースの選択肢の確保」と「民間学習eポータルと学習リソースの間の接続・連携の進展」の双方を両立させるためには、民間学習eポータルについて、オープンなアクセス環境を整備することが必要である。このような基本的な考えの

下、公正取引委員会は、学習 e ポータルの選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習 e ポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関して実態調査を実施し、令和 7 年 12 月 23 日に「学習 e ポータルの選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習 e ポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方」を公表した。

本考え方では、学習 e ポータルに係る国の定める標準（ルール）等、地方公共団体の民間学習 e ポータルの選定（更改）、特定の学習 e ポータルを前提とした地方公共団体における学習リソースの入札、民間学習 e ポータル提供事業者と学習リソース提供事業者の取引及びデータの標準化・共通化について、独占禁止法及び競争政策上の考え方を示した。

（詳細については令和 7 年 12 月 23 日報道発表資料「学習 e ポータルの選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習 e ポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方」について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106091605/https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251223_gakusyuu_eportal.html



7 知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

知的財産権の取引については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む」とされた。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、知的財産権のみならず、ノウハウ・データに係る取引の実態の現況について把握すること等を目的として、幅広い業種を対象に、ウェブアンケートや事業者に対するヒアリングを実施するなど、実態調査を実施し、令和 8 年 3 月 11 日に「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表した。

本調査においては、業種横断的に、知的財産権等の価値にも着目し調査を実施したところ、これまでの同種の調査でも報告された事例のほか、中小企業等が取引先から産業データを始めとするデータの提供を求められた事例、中小企業等が取引先から著作権の無償譲渡等を強要されるなどした事例、中小企業等が有する知的財産権等に対して取引先から一方的に対価又は対価設定方法が設定されている事例等を確認し、本報告書においては、こ

これらの事例を含め、優越的地位の濫用等の観点から独占禁止法上の考え方を示している。

(詳細については令和8年3月11日報道発表資料「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_chizai.html



8 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査

公正取引委員会は、コンテンツ産業活性化戦略（令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記）において、「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、（令和7年）年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う」とされたこと等を踏まえ、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、映画・アニメの制作に係る取引分野に関する実態調査をそれぞれ実施し、令和7年12月24日、その調査結果を取りまとめ公表した。

公表した報告書においては、映画・アニメそれぞれの市場について、製作委員会又は動画配信事業者と元請制作会社との取引、元請制作会社と下請制作会社との取引及び制作会社とフリーランスの間の取引について、取引条件の明示状況や取引対価の設定などの実態を明らかにするとともに、独占禁止法等の観点からの考え方を示している。

(詳細については令和7年12月24日報道発表資料「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106091600/http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251224_eigaanime.html



第4 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁

止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、令和7年度末現在、保険業法等の16法律がある。

2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

その後、令和2年11月27日に、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）が施行され、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行等（特定地域基盤企業等）の合併その他の行為について、適用除外の規定が設けられた。

なお、令和4年1月1日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が

施行され、これまで適用除外の対象であった商業用レコードの二次使用料等に関する取決めに加え、放送番組のインターネット同時配信等（注）を行うに当たり、集中管理等が行われておらず、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公開されていない商業用レコードや映像実演等について権利者に支払う通常の使用料額に相当する補償金等に関する取決めについても適用除外の対象となった。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、令和7年度末現在、17法律23制度となっている。

（注）「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（番組の放送間隔・有線放送間隔に応じて文化庁長官が定める期間内に行われるもの）

3 適用除外カルテル等

(1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止しているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法（平成7年法律第105号）に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法（昭和26年法律第183号）等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、令和7年度末現在、38件となっている（内訳は附属資料3-2表を参照）。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテル等の動向

令和7年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテル等の処理状況は、

第1表のとおりである。

第1表 令和7年度における適用除外カルテル等の処理状況

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項 第1号、 第102条	同意 (第105条第1項)	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険			0	
		自動車損害賠償責任保険			0	
		地震保険			2 (変更2)	
		船舶保険	第101条第1項 第2号、 第102条		0	
		外航貨物保険			0	
		自動車保険(対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分)			0	
		住宅瑕疵担保責任保険			0	
損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の	自動車損害賠償責任保険	第7条の2第1項 第2号、 第9条の3	通知 (第9条の3第3項)	0	—
		地震保険			0	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制	第42条第5号、 第43条	第93条	協議 (第94条第1項)	0	—
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	第93条の3、 第94条、 第94条の3、 第95条、 第95条の3、 第96条の3、 第97条、 第97条の3	第93条の3、 第95条	通知 (施行令第45条の6第2項、 第49条の2第2項)	10	—
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限	第8条、 第9条	第10条	協議 (第13条第1項)	0	—
輸出入取引法	輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等	第5条、 第11条 第2項	第33条	通知 (第34条第1項)	0	—

第2部 各論

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結果
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条、第19条	第18条	協議 (第19条の3第1項)	0	—
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号、第111条	第110条	協議 (第111条の3第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号、第111条	第110条	通知 (第111条の3第2項)	2 (変更2)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号、第29条	第28条	協議 (第29条の3第1項)	1 (変更1)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号、第29条の2	第28条	通知 (第29条の4第1項)	23 (締結4) (変更19)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号、第10条、第12条	第18条	協議 (第65条第1項)	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6第1項)	0	—

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結果
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	特定地域基盤企業等の合併等	第3条、第5条	第3条第1項	協議 (第5条第2項)	0	—
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	第9条、第11条、第13条第2項	第9条第2項	第9条第2項	協議 (第11条第2項)	4 (締結3) (変更1)	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。

このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテル等の動向は、次のとおりである。

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は、

- ① 航空保険事業、原子力保険事業、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には、金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は、認可をする際には、公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また、損害保険会社は、①及び②の保険について、共同行為を廃止した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和7年度において、金融庁長官から同意を求められたものは2件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは8件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和7年度において、金融庁長官から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めるとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和7年度において、文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

⑦ 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づく国内航空カルテルはない。

⑧ 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは2件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

⑦ 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、

旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは1件であった。また、同年度末における同法に基づく内航海運カルテルは3件である。

④ 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは23件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

ケ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく合併等及び共同経営

⑦ 特定地域基盤企業等の合併等

特定地域基盤企業等が合併等を行う場合には、主務大臣の認可を受けなければな

らない。主務大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和7年度において、主務大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末において実施期間内にある同法に基づく合併等に係る基盤的サービス維持計画は2件である。

④ 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営

地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が、共同経営に関する協定の締結等を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和7年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは4件であった。また、同年度末における同法に基づく共同経営に関する協定は10件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、独占禁止法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく協同組合の届出件数は、令和7年度において、209件であった（第2表及び附属資料3-9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
協同組合届出件数	273	240	294	304	214	211	206	253	208	209

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている（以下「著作物6品目の再販適用除外」という。）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリング等を実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第5 競争評価に関する取組

1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、当委員会は、競争評価の手法として、同月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を平成29年9月26日に公表し、その後、令和元年6月27日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加するなどの改訂を行った。

改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和7年度においては、総務省から競争評価チェックリストを152件受領し、その内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。また、各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として、競争評価の手法の改善等を検討するため、経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を令和7年度において1回開催した。

第6 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。令和7年度においては、国の本府省庁との連絡担当官会議を令和7年11月25日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和7年度においては、研修会を全国で36回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して256件の講師の派遣を行った。

第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業等が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要である。公正取引委員会は、企業等による独占禁止法コンプライアンスに関する取組を支援する観点から、これまで、独占禁止法コンプライアンスに関して様々な実態調査や「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」（令和5年12月公表）の周知・啓発に取り組んできた。

他方で、近年においても、独占禁止法違反行為を行った企業等に対する排除措置命令において、コンプライアンス体制の構築を含む再発防止策の実行が命じられるなど、独占禁止法コンプライアンスが実効的に機能していないことが疑われる事案が引き続き発生している。また、アルゴリズムやAI、労務費等の転嫁、私的独占や不公正な取引方法に係る対応も重要性を増してきている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、上場企業を対象として独占禁止法コンプライアンスに関する実態調査を実施し、令和7年6月、その調査結果を取りまとめ公表するとともに、本実態調査の結果を踏まえ、前記ガイドの改訂を実施した。

（詳細については「企業における独占禁止法コンプライアンス」ページを参照のこと。）

<https://www.jftc.go.jp/dk/konpura.html>



第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等

第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」(CPRC: Competition Policy Research Center)を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、所長、主任研究官、公正取引委員会の職員等と議論しながら、執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和7年度においては、3本のディスカッション・ペーパーを公表した(第1表参照)。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>)上に全文が掲載されている。

第1表 ディスカッション・ペーパー(令和7年度公表分)

	公表年月日	タイトル・執筆者(注)
1	7. 5. 29	「ダークパターンを巡る競争政策及び独占禁止法上の論点」 菱沼 功(競争政策研究センター研究員、公正取引委員会事務総局経済研究官) 田中 裕士(競争政策研究センター事務局、公正取引委員会事務総局官房総務課長補佐) 関根 真紀子(競争政策研究センター事務局、公正取引委員会事務総局官房総務課長補佐) 上續 高裕(競争政策研究センター事務局、公正取引委員会事務総局官房総務課係長) 吉岡 舞里(競争政策研究センター事務局、公正取引委員会事務総局官房総務課係員)
2	7. 10. 24	「独禁法解釈論における目的とイデオロギーの位置付け」 宍戸 聖(成蹊大学法学部准教授、競争政策研究センター客員研究員)
3	8. 2. 13	「Oligopoly Competition with Reputation Manipulation」(日本語訳: 評判操作と供給寡占競争) 安井 佑太(高知工科大学経済・マネジメント学群講師、競争政策研究センター客員研究員) 吉本 久維(グラスゴー大学アダムスミスビジネススクール上級講師、競争政策研究センター客員研究員)

(注) 執筆者の役職は公表時点のものである。

3 イベントの開催

(1) シンポジウム

競争政策研究センターでは、競争政策に関する国内外との交流拠点の機能を果たすため、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催している。令和7年度においては、2件のシンポジウムを開催した（第2表参照）。

第2表 シンポジウムの開催状況（令和7年度）

開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1 7.10.31	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] (株)日本経済新聞社、 (公財)公正取引協会 [後援] (一社)日本経済団体連合会	第24回国際シンポジウム「新時代のカルテル・入札談合対策～国内外の最新研究と実務への示唆～」 [講演者] Joseph Harrington (ペンシルバニア大学ウォートン校ビジネス経済学・公共政策専攻パトリックT. ハーカー教授) Ioannis Lianos (ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン法学部教授(グローバル競争法・公共政策)、英国競争審判所委員) 中林 純 (京都大学大学院経済学研究科教授) [モデレーター] 青木 玲子 (公正取引委員会委員) [パネリスト] Joseph Harrington (ペンシルバニア大学ウォートン校ビジネス経済学・公共政策専攻パトリックT. ハーカー教授) Ioannis Lianos (ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン法学部教授(グローバル競争法・公共政策)、英国競争審判所委員) 中林 純 (京都大学大学院経済学研究科教授) 石井 利江子 (滋賀大学経済学部教授、競争政策研究センター主任研究官) 瀧川 和彦 (慶應義塾大学法学部准教授、競争政策研究センター主任研究官)

開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
2 8. 2. 27	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] 大阪弁護士会、大阪商工会議所、(一社)電子情報技術産業協会、(公財)公正取引協会、神戸大学社会システムイノベーションセンター、神戸大学科研「プラットフォームの影響拡大に伴う多元的リスクに対応した次世代規制の包括デザイン」、京都大学科研「世界に開かれた日本独占禁止法データベースを基礎とするモデル競争法の創生」 [後援] (公社)関西経済連合会	第8回大阪シンポジウム「これからの競争・消費者政策～2030年に向けて～」 [講演者・討論者] 田平 恵（東京都立大学大学院法学政治学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員） 佐藤 英司（福島大学経済経営学類経済学コース准教授） 柴田 潤子（神戸大学大学院法学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員） 菅久 修一（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアコンサルタント、元公正取引委員会事務総長） 谷本 圭子（立命館大学法学部教授、競争政策研究センター客員研究員） 堀江 明子（東洋大学経済学部経済学科教授） [モデレーター] 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員） [パネリスト] 田平 恵（東京都立大学大学院法学政治学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員） 佐藤 英司（福島大学経済経営学類経済学コース准教授） 柴田 潤子（神戸大学大学院法学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員） 菅久 修一（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアコンサルタント、元公正取引委員会事務総長） 谷本 圭子（立命館大学法学部教授、競争政策研究センター客員研究員） 堀江 明子（東洋大学経済学部経済学科教授）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターは、国内外の学識経験者・有識者を講演者とし、主として学術関係者を対象として、アカデミックな議論を深めることを目的として、公開セミナーを開催している。令和7年度においては、1件の公開セミナーを開催した（第3表参照）。

第3表 公開セミナーの開催状況（令和7年度）

	開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1	7. 7. 25	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] ㈱日本経済新聞社、 （公財）公正取引協会 [後援] （一社）日本経済団体 連合会	第54回公開セミナー「フリーランスをめぐる取引の適正化の現状と展望」 [講演者] 小林 慎弥（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部フリーランス取引適正化室長） 滝澤 紗矢子（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 藪内 俊輔（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所パートナー弁護士） [モデレーター] 若林 亜理砂（駒澤大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻教授、競争政策研究センター主任研究官） [パネリスト] 滝澤 紗矢子（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 藪内 俊輔（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所パートナー弁護士） 小林 慎弥（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部フリーランス取引適正化室長） 江藤 寿美怜（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部フリーランス取引適正化室長補佐）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

(3) CPRCセミナー

競争政策研究センターは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を随時開催している。

(4) BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を随時開催している。

(5) 事件等解説会

競争政策研究センターは、公正取引委員会が実施した事件審査や実態調査等について担当者が解説する事件等解説会を随時開催している。

(6) 事例等研究会

競争政策研究センターは、所長、主任研究官、公正取引委員会職員及び外部の実務家で個別の事例等について議論する事例等研究会を随時開催している。

第2 競争政策・法執行における経済分析の活用

公正取引委員会では、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和7年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査

等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

<企業結合審査>

- イオン(株)及び(株)ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果について（令和7年4月30日公表。第6章第6 **1** 参照）

<各種実態調査>

- 企業における独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用状況に関する実態調査及び実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドの改訂について（令和7年6月20日公表。第4章第7参照）

第3 政策評価等

1 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

令和7年度においては、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための措置」の事前評価並びに「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」及び「海外の競争当局等との連携の推進」の計2件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

2 証拠に基づく政策立案

(1) 概要

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要である。そのため、政府全体で証拠に基づく政策立案（EBPM）が推進されており、公正取引委員会においても、その実践に取り組んでいる。

(2) 令和7年度における取組

令和7年度においては引き続き、行政事業レビューの実施を通じて公正取引委員会の予算事業にEBPMを導入し、予算編成過程で活用するなどの取組を行った。

また、令和6年度において、公正取引委員会は、委託事業者の協力を得ながら、エビデンスに基づいて組織パフォーマンスの最大化に向けた取組を検討・実施するためのエンゲージメント調査を実施し、令和7年4月11日に、調査結果及び調査結果を踏まえた取組について公表した。

(詳細については令和7年4月11日報道発表資料「令和6年度エンゲージメント調査結果及び調査結果を踏まえた取組について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/web/20250501090914/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250411dai2.html>



第6章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 デジタル分野の企業結合審査への対応

公正取引委員会は、令和4年6月16日に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて一アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化一」において、情報収集を強化し、デジタル市場等における迅速かつ的確な企業結合審査に取り組むことを明らかにしている。

令和7年度に行ったデジタル分野に係る企業結合審査案件として、グーグル・エルエルシーによるウィズ・インクの株式取得があるところ、本件は、企業結合審査の届出基準を満たさないものの、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると考えられたため、職権で審査を行ったものである。

なお、本件については、職権審査によって公正取引委員会が把握した情報を前提とすれば、本件株式取得により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立すること及び会社が他の国内の会社の株式を取得し又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社に転化することを禁止しており、会社及びその子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）を義務付けている。

令和7年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は125件であり、同条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

令和7年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は22件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが18件（銀行業を営む会社に係るもの13件、保険業を営む会社に係るもの5件）、同条第2項の規定に基づくものが4件（銀行業を営む会社に係るもの）であった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4-1表参照）。

第5 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

(1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

会社の属する企業結合集団（注1）の国内売上高合計額（注2）が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注3）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注4）

（注1）会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の最終親会社（親会社であって他の会社の子会社でないものをいう。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。

（注2）会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したものをいう。

（注3）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注4）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

第2部 各論

- (2) 過去3年度に受理した届出及び過去3年度における第2次審査の処理状況は第1表及び第2表のとおりである。
- (3) 令和7年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第25条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (4) 令和7年度において、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (5) 令和7年度において、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）第5条第2項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (6) 令和7年度において、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第26条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
届出件数	345	437	458
第1次審査で終了したもの	335	423	449
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(262)	(368)	(398)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	10	14	8
第2次審査に移行したもの	0	0	1

(注) 各年度の届出の処理状況（「第1次審査で終了したもの」、「うち禁止期間の短縮を行ったもの」、「第1次審査終了前に取下げがあったもの」及び「第2次審査に移行したもの」）の件数には、届出のあった年度の翌年度に各項目記載の処理を行った件数も含む。

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2次審査で終了した件数	0	0	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	0	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 各年度において審査が終了した件数について記載している。令和7年度に第2次審査に移行した1件については、令和7年度内に審査が終了していないことから、第2表には記載していない。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和7年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、議決権保有割合別、業種別及び形態別でみると、第3表から第11表までのとおりである。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
	200億円以上 500億円未満	41	12	1	0	1
500億円以上 1000億円未満	39	8	4	2	0	53
1000億円以上 5000億円未満	76	29	8	10	1	124
5000億円以上 1兆円未満	32	18	7	7	3	67
1兆円以上 5兆円未満	40	19	5	4	0	68
5兆円以上	13	12	3	7	3	38

第2部 各論

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
	合計	241	98	28	30	8

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
	50億円以上 200億円未満	0	2	2	3	2
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	2	3	2	10

(注) 消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第5表 国内売上高合計額等別共同新設分割届出受理件数

分割しようとする会社2の国内売上高合計額 (又は分割対象部分に係る国内売上高)	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
分割しようとする会社1の国内売上高合計額 (又は分割対象部分に係る国内売上高)						
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 共同新設分割をしようとする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割しようとする会社1」、その次に大きい会社を「分割しようとする会社2」とした。

また、() 外は、「分割しようとする会社1」と「分割しようとする会社2」のいずれもが事業の全部を承継させようとする場合に係る届出受理の件数であり、() 内は、「分割しようとする会社1」と「分割しようとする会社2」の少なくとも一方が事業の重要部分を承継させようとする場合に係る届出受理の件数である(内数ではない)。

第6表 国内売上高合計額等別吸収分割届出受理件数

分割しようとする会社の国内売上高合計額 (又は分割対象部分に係る国内売上高) 承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
200億円以上 500億円未満	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
500億円以上 1000億円未満	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (3)
1000億円以上 5000億円未満	4 (6)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上 5兆円未満	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (2)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	5 (13)	0 (4)	0 (2)	1 (1)	1 (0)	7 (20)

(注) () 外は、分割しようとする会社が事業の全部を承継させようとする場合に係る届出受理の件数であり、() 内は、分割しようとする会社が事業の重要部分を承継させようとする場合に係る届出受理の件数である(内数ではない)。

なお、分割しようとする会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を基準とする。

第7表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
株式移転 会社1の 国内売上 高合計額						
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	1	0	0	1
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	1	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	1	0	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第8表 国内売上高合計額等別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	5	0	0	0	0	5
500億円以上 1000億円未満	3	1	0	0	0	4
1000億円以上 5000億円未満	3	0	0	0	0	3
5000億円以上 1兆円未満	1	0	0	0	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	12	1	0	0	0	13

第9表 議決権保有割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合計
86	319	405

第10表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	10	0	0	0	0	10
製造業	64	3	7	0	4	78
食料品	9	0	0	0	1	10
繊維	3	0	0	0	0	3
木材・木製品	2	0	0	0	0	2
紙・パルプ	0	0	0	0	0	0
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	14	1	3	0	2	20
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	2	0	0	0	0	2
鉄鋼	4	0	0	0	0	4
非鉄金属	1	0	0	0	0	1
金属製品	1	0	0	0	0	1
機械	28	2	4	0	1	35
その他製造業	0	0	0	0	0	0
卸・小売業	52	0	4	0	5	61
不動産業・物品賃貸業	22	0	1	0	0	23
運輸・通信・倉庫業	24	0	0	0	1	25
サービス業	154	5	7	3	2	171
金融・保険業	36	1	3	0	0	40
電気・ガス熱供給 ・水道業	4	0	0	0	1	5
その他	39	1	5	0	0	45
合計	405	10	27	3	13	458

(注1) 業種は、株式取得の場合には株式を取得する会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、共同新設分割の場合には新設会社の業種に、吸収分割の場合には事業を承継する会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受ける会社の業種によった。

なお、共同新設分割及び吸収分割を併せて「分割」としている。

(注2) 令和7年4月以降に届出受理した案件の各業種への分類方法について、令和6年度以前に届出受理した案件に係る分類方法から一部変更している。

第11表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		226	0	0	14	3	10
垂直関係	前進	120	0	0	6	0	1
	後進	121	0	0	6	0	0
混合関係	地域拡大	75	0	0	7	0	3
	商品拡大	59	0	0	1	0	0
	純粹	85	10	0	5	0	2
届出受理件数		405	10	0	27	3	13

(注1) 企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

(注2) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。
そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第6 審査結果の公表

公正取引委員会は、令和7年4月30日にイオン㈱及び㈱ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果について、同年5月28日に塩野義製薬㈱による鳥居薬品㈱等の医薬事業の統合に関する審査結果について、同年8月29日にDCMホールディングス㈱による㈱エンチャーの株式取得に関する審査結果について、同年11月18日に今治造船㈱によるジヤパンマリンユナイテッド㈱の株式取得に関する審査結果について、令和8年2月26日にトヨタ自動車㈱及びダイムラー・トラック・アーゲーによる日野自動車㈱及び三菱ふそうトラック・バス㈱の経営統合に関する審査結果について、それぞれ公表した。

1 イオン㈱及び㈱ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果（令和7年4月30日公表）

公正取引委員会は、イオン㈱及び㈱ツルハホールディングス（以下、両社を併せて「当事会社」という。）の経営統合（以下「本件統合」という。）について、当事会社から独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

（詳細については令和7年4月30日報道発表資料「イオン㈱及び㈱ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果について」を参照のこと。）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250430_kiketsu_at.html



2 塩野義製薬㈱による鳥居薬品㈱等の医薬事業の統合に関する審査結果（令和7年5月28日公表）

公正取引委員会は、塩野義製薬㈱（以下「塩野義製薬」という。）による鳥居薬品㈱（以下「鳥居薬品」という。また、塩野義製薬及び鳥居薬品を併せて「当事会社」という。）の株式取得及び塩野義製薬による鳥居薬品の親会社である日本たばこ産業㈱（以下「日本たばこ産業」という。）の医薬事業の吸収分割による承継（以下、併せて「本件統合」という。）について、塩野義製薬及び日本たばこ産業から独占禁止法の規定に基づく株式取得及び吸収分割に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当該2社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるとはいえないと判断した。

(詳細については令和7年5月28日報道発表資料「塩野義製薬(株)による鳥居薬品(株)等の医薬事業の統合に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250528kiketesu_st.html



3 DCM ホールディングス(株)による(株)エンチャーの株式取得に関する審査結果 (令和7年8月29日公表)

公正取引委員会は、DCM ホールディングス(株) (以下「DCM ホールディングス」という。) による(株)エンチャー (以下「エンチャー」という。また、DCM ホールディングス及びエンチャーを併せて「当事会社」という。) の株式取得 (以下「本件行為」という。) について、DCM ホールディングスから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、同社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるとはいえないと判断した。

(詳細については令和7年8月29日報道発表資料「DCM ホールディングス(株)による(株)エンチャーの株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250829kiketsu_de.html



4 今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得に関する審査結果 (令和7年11月18日公表)

公正取引委員会は、今治造船(株) (以下「今治造船」という。) によるジャパンマリンユナイテッド(株) (以下「JMU」という。また、今治造船及びJMUを併せて「当事会社」という。) の株式取得 (以下「本件行為」という。) について、今治造船から独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、同社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

(詳細については令和7年11月18日報道発表資料「今治造船(株)によるジャパンマリ
ンユナイテッド(株)の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251118kiketsu_ij.html



5 トヨタ自動車(株)及びダイムラー・トラック・アーゲーによる日野自動車(株)及び三菱ふそうトラック・バス(株)の経営統合に関する審査結果(令和8年2月26日公表)

公正取引委員会は、トヨタ自動車(株)及びダイムラー・トラック・アーゲー(Daimler Truck AG)がARCHION(株)(以下「本件持株会社」という。)に出資するとともに、日野自動車(株)(以下「日野」という。)及び三菱ふそうトラック・バス(株)(以下「三菱ふそう」という。)(以下、これら5社と既に結合関係が形成されている企業の集団を併せて「当事会社グループ」という。)を本件持株会社の完全子会社とすることで日野及び三菱ふそうの経営を統合する企業結合計画(以下「本件行為」という。)について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社グループに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社グループが申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

(詳細については令和8年2月26日報道発表資料「トヨタ自動車(株)及びダイムラー・トラック・アーゲーによる日野自動車(株)及び三菱ふそうトラック・バス(株)の経営統合に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226kiketsu_hm.html



第7章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（同法第6条、第8条第2号及び第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項第2号、第15条の2第1項第2号、第15条の3第1項第2号並びに第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、それまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（独占禁止法第2条第9項第1号から第5号まで）、新たに課徴金納付命令の対象となった（同法第20条の2から第20条の6まで）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を供給するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事業活動

への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(2) 処理の状況

ア 警告

令和7年度においては、1件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、石油製品小売業者が、京都府福知山市に所在する2給油所において、令和7年7月1日から同年8月31日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該小売業者に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した（第2章第3参照）。

イ 注意

令和7年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして合計159件の事案に関して注意を行った（第1表参照）。

例えば、石油製品について、繰り返し注意を受けていた大規模な給油所を含む複数の給油所を運営する事業者について、供給に要する費用を下回る対価で販売したとして、本社の責任者に対し直接注意した事例があった。また、繰り返し注意を受けた事業者には、注意後の価格動向について情報収集を行うために、販売価格、仕入価格等の報告を求めた。

第1表 令和7年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	7	124	0	28	159

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処（優越的地位濫用事件タスクフォースによるもの）

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスクフォース」という。）を設置し（平成21年11月）、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報を基に、優越タスクフォースが中心となって効率的かつ効果的な調査を行い、警告又は注意を行うほか、審査長等において本格的に事件審査を行い、排除措置命令及び課徴金納付命令又は確約計画の認定といった法的措置を行うなど厳正に対処している。

令和7年度においては、優越タスクフォースで得た端緒を基に、優越的地位の濫用行為に係る事件審査を行い、1件の排除措置命令及び課徴金納付命令、2件の確約計画の認定、4件の警告を行った（第2表参照）ほか、27件の注意を行った（注）。

そのうち、中小企業等の価格転嫁円滑化に関連したものとして、取引先の中小企業等からの労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇による取引価格の引上げ要請について、一部の品目の値上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがある発注事業者に対して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、4件の注意を行った。

（注）27件の注意の内訳（行為類型）は、協賛金等の負担の要請が10件、従業員等の派遣の要請が8件、その他経済上の利益の提供の要請、取引の対価の一方的決定及び減額が各4件、返品が2件、購入・利用強制及びその他が各1件となっている。ただし、一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数（27件）と行為類型の内訳の合計数（34件）とは一致しない。

なお、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である取適法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、第8章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。取適法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用規制とは異なり、支払遅延、減額及び買ったたきの3類型が違反行為類型別の実体規定違反件数の約8割を占めている。ただし、取適法の対象は、委託事業者と中小受託事業者との間の一定の委託取引に限られており（第8章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 優越的地位濫用事件の排除措置命令等処理件数の推移

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
排除措置命令 及び課徴金納付命令	0	0	0	0	1
確約計画の認定	0	0	2	1	2
警告	0	0	0	3	4
注意	46	55	67	41	27

2 インボイス制度に係る対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に際しては、免税事業者を始めとした事業者の取引環境の整備が求められているところ、これへの対応として、公正取引委員会では、インボイス制度の実施に際して起こり得る、免税事業者に対する一方的な取引価格の引下げや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据置きといった行為等、どのような行為が独占禁止法や取適法上問題となるかについての考え方をQ&Aの

形で明らかにした。このQ&Aは、令和4年1月19日に関係省庁連名で公表し、その後、同年3月8日及び令和8年1月30日に改正を行った。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&Aにおいても、インボイス制度に関連してフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る行為について考え方を明らかにした。

令和7年度においては、事業者団体等が主催する講習会に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、このQ&Aについて説明を行った。また、関係者から寄せられる相談に対応したほか、インボイス制度に関連した設問を含む各種書面調査を実施した。

(インボイス制度に係る対応については、下記リンクを参照のこと。)

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>



第8章 取適法に関する業務

第1 概説

取適法は、経済的に優越した地位にある委託事業者による中小受託事業者に対する代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、製造委託等の取引の公正化を図るとともに中小受託事業者の利益を保護することを目的とする法律であり、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された（制定当時の法律名は「下請代金支払遅延等防止法」）。下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」をいう。）の施行により、この法律の題名は、「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」と改められた。本章では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

取適法は、委託事業者が中小受託事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成、役務の提供及び販売する物品等の運送を委託する場合、委託事業者が中小受託事業者への発注内容等の明示（同法第4条）及び発注書類等の作成・保存（同法第7条）等を義務付けているほか、委託事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第5条第1項第1号）、②製造委託等代金の支払遅延（同項第2号）、③製造委託等代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったとき（同項第5号）、⑥自己の指定する物・役務の購入・利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨不当な経済上の利益の提供要請（同項第2号）、⑩不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第3号）、⑪協議に応じない一方的な代金決定（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その委託事業者に対し、当該行為を取りやめ、中小受託事業者が被った不利益の原状回復措置等を講ずるよう勧告する旨を定めている（同法第10条）。

なお、公正取引委員会は、こうした取適法違反行為の未然防止を図る観点から、取適法の普及啓発に関する取組を行っている（第9章第3参照）。

第2 違反事件の処理

中小受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、委託事業者及びこれらと取引している中小受託事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた委託事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、中小受託事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2

表、第4表、第1図、第2図及び附属資料5-2表参照)。

1 定期調査

公正取引委員会は、令和7年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者6万5000名（製造委託等（注1）3万9851名、役務委託等（注2）2万5149名）及びその中小受託事業者30万名（製造委託等18万8831名、役務委託等11万1169名）を対象に定期調査を実施した（第1表及び附属資料5-1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

第1表 定期調査の実施状況の推移

（単位：名）

年度	区分	定期調査実施件数	
		委託事業者調査	中小受託事業者調査
令和7年度		65,000	300,000
	製造委託等	39,851	188,831
	役務委託等	25,149	111,169
令和6年度		90,000	330,000
	製造委託等	53,144	214,316
	役務委託等	36,856	115,684
令和5年度		80,000	330,000
	製造委託等	46,900	199,138
	役務委託等	33,100	130,862
令和4年度		70,000	300,000
	製造委託等	37,993	176,799
	役務委託等	32,007	123,201
令和3年度		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682

（注1）製造委託等とは、製造委託及び修理委託をいう。

（注2）役務委託等とは、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

令和7年度においては、新規に着手した取適法違反被疑事件は8,326件である。このうち、定期調査により職権探知したものは8,156件、中小受託事業者等からの申告によるものは161件、中小企業庁長官からの措置請求は9件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

(2) 処理件数

令和7年度においては、公正取引委員会は、8,330件の取適法違反被疑事件を処理し、このうち、8,300件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違

反行為等」という。)があると認めた。このうち39件について同法第10条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,261件について指導の措置を採るとともに、委託事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した(第2表、第1図及び附属資料5-2表参照)。

第2表 取適法違反被疑事件の処理状況の推移

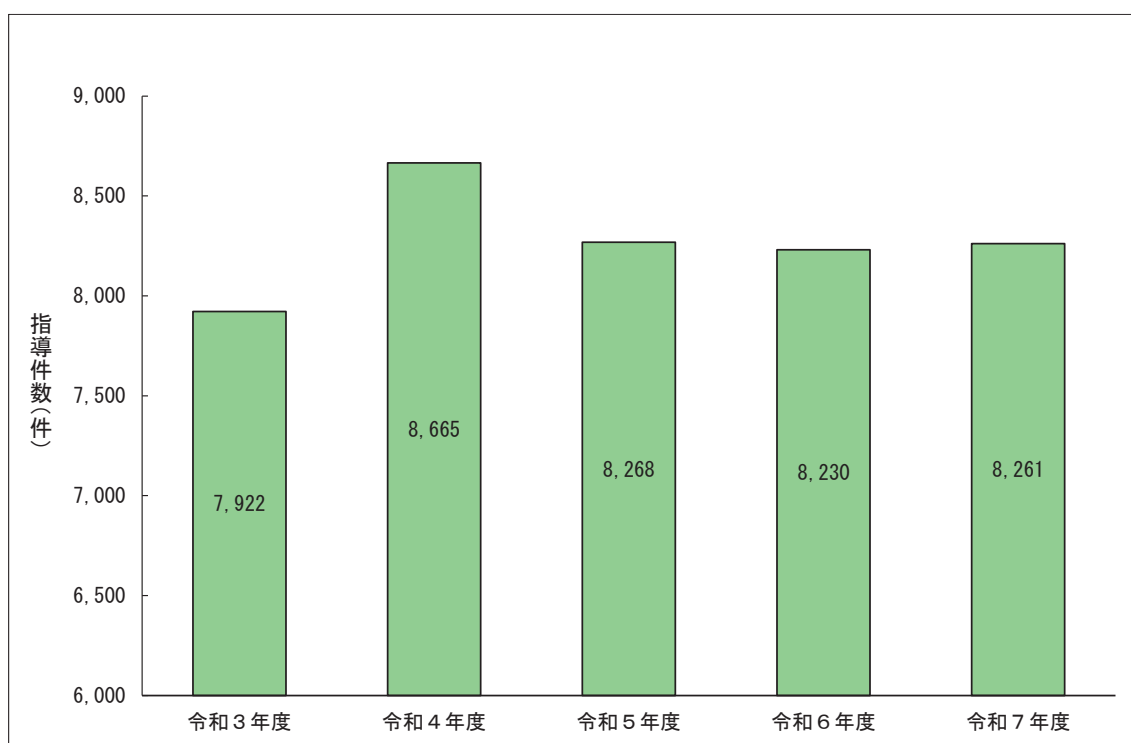
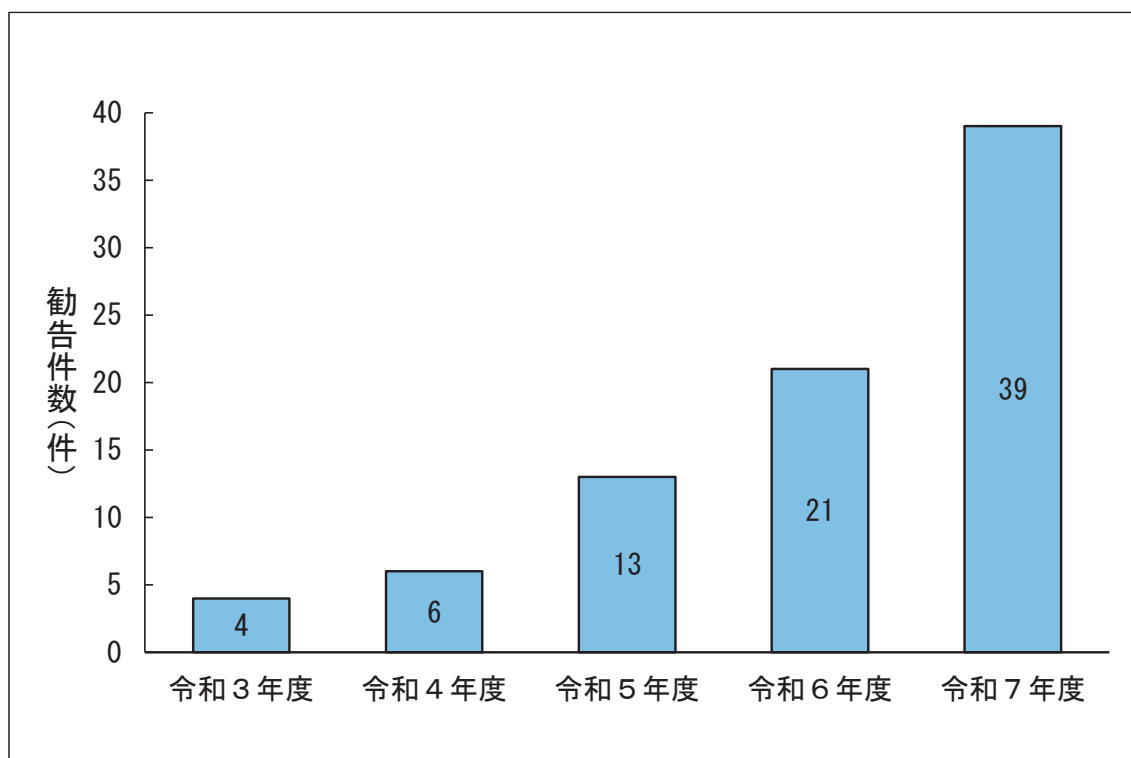
(単位:件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和7年度	8,156	161	9	8,326	39	8,261	8,300	30	8,330
製造委託等	5,264	125	9	5,398	37	5,337	5,374	22	5,396
役務委託等	2,892	36	0	2,928	2	2,924	2,926	8	2,934
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838

(注1) 製造委託等とは、製造委託及び修理委託をいう。

(注2) 役務委託等とは、令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

第1図 取適法の事件処理件数の推移



3 違反行為類型別件数

令和7年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条第1項違反）は6,887件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.8%）である。このうち、発注時に代金の額、支払方法等を書面又は電磁

的方法により明示していない、又は明示内容に不備があるもの（同法第4条違反）が6,242件、中小受託取引に関する書類を一定期間保存していないもの（同法第7条違反）が644件、同法第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの（同法第12条第1項違反）が1件である。また、実体規定違反（同法第5条違反）は、7,228件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.2%）となっており、このうち、製造委託等代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,787件（実体規定違反件数の合計の52.4%）、製造委託等代金の減額（同項第3号違反）が1,323件（同18.3%）、買ったたき（同項第5号違反）が1,006件（同13.9%）、割引困難な手形の交付（下請法第4条第2項第2号（注）違反）が145件（同2.0%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

（注）下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

第3表 取適法違反行為類型別件数の推移

(単位：件、(％))

違反行為類型	年度		令和7年度		令和6年度		令和5年度			
			製造委託等	役務委託等	製造委託等	役務委託等	製造委託等	役務委託等		
			(注1)	(注2)	(注1)	(注2)	(注1)	(注2)		
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (取適法第5条第1項第1号違反)	32 (0.4)	27 (0.6)	5 (0.2)	42 (0.6)	37 (0.8)	5 (0.2)	48 (0.7)	43 (1.0)	5 (0.2)
	製造委託等代金の支払遅延 (取適法第5条第1項第2号違反)	3,787 (52.4)	2,283 (48.0)	1,504 (60.9)	4,094 (57.0)	2,570 (52.8)	1,524 (66.1)	3,995 (59.2)	2,352 (53.5)	1,643 (69.7)
	製造委託等代金の減額 (取適法第5条第1項第3号違反)	1,323 (18.3)	923 (19.4)	400 (16.2)	1,263 (17.6)	948 (19.5)	315 (13.7)	1,090 (16.1)	827 (18.8)	263 (11.2)
	返品 (取適法第5条第1項第4号違反)	52 (0.7)	49 (1.0)	3 (0.1)	17 (0.2)	16 (0.3)	1 (0.0)	21 (0.3)	20 (0.5)	1 (0.0)
	買ったたき (取適法第5条第1項第5号違反)	1,006 (13.9)	630 (13.2)	376 (15.2)	852 (11.9)	507 (10.4)	345 (15.0)	879 (13.0)	558 (12.7)	321 (13.6)
	購入・利用強制 (取適法第5条第1項第6号違反)	23 (0.3)	16 (0.3)	7 (0.3)	39 (0.5)	24 (0.5)	15 (0.7)	41 (0.6)	20 (0.5)	21 (0.9)
	報復措置 (取適法第5条第1項第7号違反)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (取適法第5条第2項第1号違反)	74 (1.0)	69 (1.4)	5 (0.2)	73 (1.0)	71 (1.5)	2 (0.1)	61 (0.9)	60 (1.4)	1 (0.0)
	割引困難な手形の交付(注3) (下請法第4条第2項第2号違反)	145 (2.0)	135 (2.8)	10 (0.4)	309 (4.3)	294 (6.0)	15 (0.7)	197 (2.9)	187 (4.3)	10 (0.4)
	不当な経済上の利益の提供要請 (取適法第5条第2項第2号違反)	454 (6.3)	386 (8.1)	68 (2.8)	408 (5.7)	350 (7.2)	58 (2.5)	348 (5.2)	292 (6.6)	56 (2.4)
	不当な給付内容の変更・やり直し (取適法第5条第2項第3号違反)	332 (4.6)	242 (5.1)	90 (3.6)	80 (1.1)	53 (1.1)	27 (1.2)	73 (1.1)	38 (0.9)	35 (1.5)
	協議に応じない一方的な代金決定 (取適法第5条第2項第4号違反)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	小 計(注4)	7,228 (100)	4,760 (100)	2,468 (100)	7,177 (100)	4,870 (100)	2,307 (100)	6,753 (100)	4,397 (100)	2,356 (100)
手 続 規 定 違 反	発注内容等の明示義務 (取適法第4条違反)	6,242	4,209	2,033	5,944	4,057	1,887	6,151	4,149	2,002
	書類等の作成・保存義務 (取適法第7条違反)	644	399	245	633	414	219	556	335	221
	虚偽報告等 (取適法第12条第1項違反)	1	1	0	3	2	1	3	3	0
	小 計	6,887	4,609	2,278	6,580	4,473	2,107	6,710	4,487	2,223
合 計	14,115	9,369	4,746	13,757	9,343	4,414	13,463	8,884	4,579	

(注1) 製造委託等とは、製造委託及び修理委託をいう。

(注2) 役務委託等とは、令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

(注3) 下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに

に伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

(注4) () 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

4 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者177名から、中小受託事業者5,165名に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額25億5698万円相当の原状回復が行われた。

例えば、①不当な経済上の利益の提供要請事件において、委託事業者は総額12億8026万円の利益提供分を中小受託事業者に戻し、②買ったたき事件において、委託事業者は総額7億5354万円を中小受託事業者に追加で支払い、③製造委託等代金の減額事件において、委託事業者は総額2億4293万円を中小受託事業者に戻し、④製造委託等代金の支払遅延事件において、委託事業者は遅延利息等として総額1億4605万円を中小受託事業者に支払った(第4表及び第2図参照)。

第4表 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った委託事業者数(注1)	返還等を受けた中小受託事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
受領拒否	令和7年度	2名	15名	4071万円
	令和6年度	1名	1名	144万円
	令和5年度	(注3) -	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
製造委託等代金の支払遅延	令和7年度	53名	2,042名	1億4605万円
	令和6年度	65名	1,411名	5678万円
	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
製造委託等代金の減額	令和7年度	37名	1,459名	2億4293万円
	令和6年度	52名	1,117名	10億164万円
	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
返品	令和7年度	10名	88名	6415万円
	令和6年度	6名	119名	6048万円
	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
買ったたき	令和7年度	5名	79名	7億5354万円
	令和6年度	1名	1名	2840万円
	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-	-	-

第2部 各論

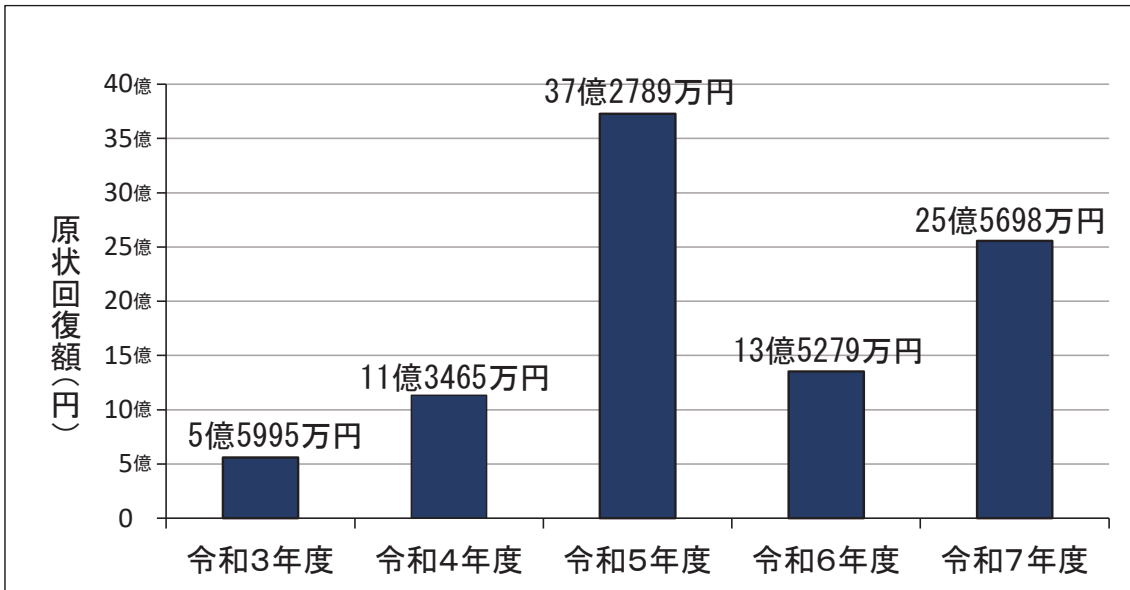
違反行為類型	年度	返還等を行った 委託事業者数 (注1)	返還等を受けた 中小受託事業者数 (注1)	原状回復の金額 (注2)
購入・利用強制	令和7年度	3名	32名	1798万円
	令和6年度	-	-	-
	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
有償支給原材料等の 対価の早期決済	令和7年度	2名	5名	22万円
	令和6年度	2名	10名	3万円
	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
不当な経済上の 利益の提供要請	令和7年度	60名	1,388名	12億8026万円
	令和6年度	17名	327名	1億8959万円
	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
不当な給付内容の 変更・やり直し	令和7年度	5名	57名	1110万円
	令和6年度	5名	40名	1438万円
	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
合計	令和7年度	177名	5,165名	25億5698万円
	令和6年度	149名	3,026名	13億5279万円
	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円

(注1) 委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 取適法違反行為を自発的に申し出た委託事業者に係る事案

公正取引委員会は、委託事業者の自発的な改善措置が中小受託事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している (https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_tetsuduki/081217.html)。

令和7年度においては、前記のような委託事業者からの違反行為の自発的な申出は53件であり(第5表参照)、同年度に処理した自発的な申出は49件であった。同年度においては、委託事業者からの違反行為の自発的な申出により、中小受託事業者1,234名に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額12億1019万円相当の原状回復が行われた(注)(附属資料5-4表参照)。

(注) 前記 4 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

(単位：件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
32	23	39	32	53

6 勧告事件

令和7年度における勧告事件は次のとおりである。

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
1	(株)コロナ に対する 件	(株)コロナは、自社が販売する又は製造を請け負う暖房機器、空調・家電機器及び住宅設備機器若しくはその部品等（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年3月1日以降、(株)コロナが下請事業者に貸与している金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者33名に対し、合計1,818個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.4.17
2	佐藤商事 (株)対す る件	佐藤商事(株)は、自社が販売する金属製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和5年2月から令和6年4月までの間、当該商品を引き取らせていた。 下請事業者19名に対し返品した商品の下請代金相当額は、総額1434万5140円である。	下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）	7.4.21
3	カヤバ(株) に対する 件	カヤバ(株)は、自社が販売する又は製造を請け負う油圧緩衝器、油圧機器等の部品若しくは附属品（以下「部品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年4月1日以降、カヤバ(株)が管理する型及び治具（下請事業者が更新したものを含む。以下「型等」という。）を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者167名に対し、5,756品番に相当する型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.4.24
4	(株)スズキ 自販大分 に対する 件	(株)スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.4.24

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
		下請事業者8名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額853万6123円である。		
5	井関農機(株)に対する件	井関農機(株)は、自社が販売する又は製造を請け負う農業機械を構成する部品若しくは当該部品の製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年5月1日から令和7年1月31日までの間、井関農機(株)又は製造子会社等が型及び治具を用いて製造される部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者102社に対し、合計19,461個の型及び治具を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	7.5.9
6	日精樹脂工業(株)に対する件	日精樹脂工業(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、 (1) 下請事業者に貸与していた木型又は金型(以下「木型等」という。)について、遅くとも令和6年2月2日以降、長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず、下請事業者13名に対し、合計260型の木型等を、引き続き、自己のために無償で保管させていた。 (2) 下請事業者が部品の製造に必要な原材料等の調達を行っていたにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は部品の製造に必要な原材料等の費用として、少なくとも1267万4750円を負担することとなった。	下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止) 下請法第4条第2項第4号(不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)	7.5.13
7	SMK(株)に対する件	SMK(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う電気通信機器、電子機器等に用いる部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和6年1月1日以降、SMK(株)が下請事業者に貸与している自社又は自社の顧客が所有する金型又は金型を構成する部品(以下「金型等」という。)を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者65名に対し、合計823個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	7.7.15

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
8	いづみ工業㈱に対する件	<p>いづみ工業㈱は、自社が製造を請け負う自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年10月1日から令和7年4月30日までの間、いづみ工業㈱が下請事業者に貸与している金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者9名に対し、合計1,570個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.16
9	不二サッシ㈱に対する件	<p>不二サッシ㈱は、自社が販売し又は製造を請け負うアルミサッシ等の製品を構成する部品（以下「部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1)ア 下請事業者に対し、下請事業者から部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該部品に瑕疵があることを理由として、令和5年12月1日以降、当該部品を引き取らせていた。</p> <p>イ 一部の下請事業者に対し、前記アの部品を引き取らせるに当たり、返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>ウ 下請事業者7名に対し、前記アの行為を行うに当たり、瑕疵がある部品と合わせて納入された同仕様の部品について、令和5年12月1日以降、少なくとも合計16回にわたって、自己のために無償で瑕疵がない部品と瑕疵がある部品に仕分けさせていた。</p> <p>エ 下請事業者20名に対し返品した部品の下請代金相当額及び送料の額は、総額421万6930円である。</p> <p>(2) 遅くとも令和5年12月1日以降、不二サッシ㈱が下請事業者に貸与している金型、木型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者46名に対し、合計7,789型の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.24

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
10	美里工業 ㈱に対す る件	<p>美里工業㈱は、自社が販売し若しくは製造を請け負う自動車用ミラー等の製品又はその部品（以下「製品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 下請事業者から製品等を受領した後、当該製品等に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該製品等に瑕疵があることを理由として、令和5年9月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者に対し、当該製品等を引き取らせていた。</p> <p>下請事業者10名に対し返品した製品等の下請代金相当額は、総額261万3656円である。</p> <p>(2) 遅くとも令和5年9月1日以降、美里工業㈱が下請事業者に貸与している金型及び治工具（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計2,029個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.29
11	岩機ダイ カスト工 業㈱に対 する件	<p>岩機ダイカスト工業㈱は、自社が製造を請け負うアルミダイカスト製品等（以下「製品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から製品を受領した後、品質検査をロット単位の抜取りの方法により行っていたが、あらかじめ当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していないにもかかわらず、受領した合格ロット中の製品に、直ちに発見することができる瑕疵があったことを理由として、令和5年4月から令和7年1月までの間、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせていた。</p> <p>また、岩機ダイカスト工業㈱は、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせるに当たり、当該製品の受領から下請事業者による引取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていた。</p> <p>下請事業者16名に対し返品した製品の下請代金相当額及び加工費等の額は、総額815万5630円である。</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>	7.8.7

第2部 各論

一連番号	件名	概要	違反法条	勧告年月日
12	(株)ヨドバシカメラに対する件	<p>(株)ヨドバシカメラは、家庭用電気製品等の製造等を下請事業者に委託しているところ、令和6年1月から令和7年3月までの間、「レポート」等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金から減じていた。</p> <p>下請事業者6名に対する減額金額は、総額1349万2930円である。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.9.8
13	(株)シマノに対する件	<p>(株)シマノは、自社が販売する自転車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和5年12月1日以降、(株)シマノが下請事業者に貸与している金型、機械装置及び工具器具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自転車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者121名に対し、自己のために無償で、合計4,313個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.9.17
14	(株)ジェイテクトに対する件	<p>(株)ジェイテクトは、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請事業者の負担とすることを書面で合意していたが、令和4年12月から令和6年11月までの間、(株)ジェイテクトが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から減じていた。</p> <p>下請事業者374名に対する減額金額は、総額177万8634円である。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.9.19
15	(株)Olympicに対する件	<p>(株)Olympicは、自社が販売する食料品等の製造又は利用者から請け負う時計の修理を下請事業者に委託しているところ、令和5年5月から令和7年4月までの間、次の(1)及び(2)の額を下請代金から減じていた。</p> <p>(1) 「割戻し」の額</p> <p>(2) 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、(株)Olympicが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額（注）</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.9.29

一連番号	件名	概要	違反法条	勧告年月日
		<p>下請事業者 16 名に対する減額金額は、総額 1727 万 5530 円である。</p> <p>(注) 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料については、下請事業者の負担とすることを書面で合意していた。</p>		
16	リョーノーファクトリー(株)に対する件	<p>リョーノーファクトリー(株)は、自社が製造を請け負う農業機械及び建設機械を構成する部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和 5 年 10 月 1 日以降、リョーノーファクトリー(株)が下請事業者に貸与している金型、木型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 57 名（注）に対し、合計 8,993 個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(注) 本件では、下請法第 2 条第 9 項「みなし親事業者・下請事業者規定」（略称「みなし適用規定」）が適用された。</p>	下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.10.9
17	トヨタ自動車東日本(株)に対する件	<p>トヨタ自動車東日本(株)は、自社が製造を請け負う自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) トヨタ自動車東日本(株)は、自社が製造を委託した自動車部品の製造に用いる下請事業者所有の金型、治具その他道具類（以下「金型等」という。）を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、遅くとも令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 10 名に対し、合計 440 個の金型等を自己のために無償で保管させていた。</p> <p>(2) トヨタ自動車東日本(株)は、下請事業者に対して納期を定めず一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、遅くとも令和 5 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに当該一括生産部品を受領すべきであったにもかかわらず、下請事業者 7 名に対し、自社が必要とする都</p>	下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.10.31

第2部 各論

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
		<p>度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで合計 777 個の一括生産部品を自己のために無償で保管させていた。</p> <p>(注) トヨタ自動車東日本(株)は、下請事業者とあらかじめ協議の上、製造打ち切りになるまでに必要と考えられる数の自動車部品を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。</p>		
18	三菱ふそうトラック・バス(株)に対する件	<p>三菱ふそうトラック・バス(株)は、自社が販売するトラック及びバスの部品の製造を下請事業者に委託しているところ、令和 6 年 3 月 1 日以降、三菱ふそうトラック・バス(株)が下請事業者に貸与している金型等を用いて製造するトラック及びバスの部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 61 名に対し、自己のために無償で、合計 5,694 個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を 1 年間当たり 1 回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第 4 条第 2 項第 3 号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	7. 11. 13
19	(株)日幸電機製作所に対する件	<p>(株)日幸電機製作所は、自社が販売する配線用遮断器等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 7 月 20 日までの間、(株)日幸電機製作所が下請事業者に貸与している金型及び木型 (以下「金型等」という。) を用いて製造する配線用遮断器等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 20 名に対し、合計 625 個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第 4 条第 2 項第 3 号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	7. 11. 13
20	福岡ダイハツ販売(株)に対する件	<p>福岡ダイハツ販売(株)は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和 4 年 8 月から令和 7 年 4 月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計 76 台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>下請事業者 24 名に対し無償で自動車を提供させた</p>	下請法第 4 条第 2 項第 3 号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	7. 11. 27

一連番号	件名	概要	違反法条	勧告年月日
		ことによる費用相当額は、総額 1739 万 5598 円である。		
21	南日本運輸倉庫㈱に対する件	<p>南日本運輸倉庫㈱は、自社が荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次の(1)及び(2)の行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>(1) 「元請管理手数料」等の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>(2) 前記(1)の額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料の額を支払わせていた。</p> <p>下請事業者6名に対する減額金額は、総額 1896 万 4276 円である。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.12.4
22	㈱スニックに対する件	<p>㈱スニックは、自社が製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 遅くとも令和6年3月以降、下請事業者に製造を委託した自動車用部品等について、量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者10名と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた。</p> <p>(2) 遅くとも令和6年3月以降、㈱スニックが下請事業者に貸与している金型又は治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自動車用部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計880個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第5号（買ったときの禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.12.8
23	杉本電機産業㈱に対する件	<p>杉本電機産業㈱は、自社が販売する電気設備資材等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 令和6年4月から令和7年7月までの間、次のアからエまでの額を下請代金から減じていた。</p> <p>ア 「現金割引料」の額</p> <p>イ 「割戻」の額</p> <p>ウ 「達成リベート」の額</p> <p>エ 「カタログ掲載費用」の額</p>	<p>下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>	7.12.11

第2部 各論

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
		<p>減額金額は、下請事業者9名に対し、総額2468万9037円である。</p> <p>(2) 下請事業者に対し、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和6年4月から令和7年6月までの間、当該商品を引き取らせていた。</p> <p>下請事業者4名に対し返品した商品の下請代金相当額は、総額12万6705円である。</p>		
24	センコー(株)に対する件	<p>センコー(株)は、荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 令和4年12月から令和7年11月までの間、下請事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(2) 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、下請事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.12.12
25	(株)マキタに対する件	<p>(株)マキタは、自社が販売する電動工具の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和6年1月1日から令和7年9月30日までの間、(株)マキタが下請事業者に貸与している金型を用いて製造する電動工具の部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者84名に対し、合計3,214型の金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.12.16
26	東洋電装(株)に対する件	<p>東洋電装(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用の電装部品等（以下「製品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1)ア 下請事業者に対し、下請事業者から製品を受領した後、</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な</p>	7.12.24

一連 番号	件 名	概 要	違反法条	勧告 年月日
		<p>(ア) 当該製品に係る受入検査(※)を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があること等を理由として</p> <p>(イ) 全数検査により合格とした当該製品に直ちに発見することができる瑕疵があることを理由として</p> <p>(ロ) あらかじめロット単位での抜取検査を行う当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意することなく、当該検査により合格としたロット中の当該製品に直ちに発見することができる瑕疵があることを理由として</p> <p>(ハ) ロット単位での抜取検査により合格としたロット中の当該製品に瑕疵がある可能性があることを理由として</p> <p>令和5年12月1日から令和7年4月30日までの間、当該製品を引き取らせていた。</p> <p>(※) 東洋電装㈱は、全数検査又は抜取検査といった受入検査を行う製品と受入検査を行わない製品に分類している。</p> <p>イ 一部の下請事業者に対し、前記アの製品を引き取らせるに当たり、返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>ロ 返品した製品の下請代金相当額及び送料の額は、下請事業者27名に対し、総額563万20円である。</p> <p>(2)ア 遅くとも令和5年12月1日以降、東洋電装㈱が下請事業者に貸与している金型及び治工具(以下「金型等」という。)を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者57名に対し、合計907個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>イ 遅くとも令和5年12月1日以降、下請事業者に貸与していた当該金型等の回収に当たり、下請事業者16名に対し、合計221個の金型等の回収</p>	<p>経済上の利益の提供要請の禁止)</p>	

第2部 各論

一連番号	件名	概要	違反法条	勧告年月日
		に係る費用を自己のために負担させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。		
27	東芝産業機器システム㈱に対する件	東芝産業機器システム㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品（以下「製品等」という。）の製造を委託していたところ、遅くとも令和6年2月1日以降、東芝産業機器システム㈱が下請事業者に貸与している金型、木型、樹脂型、治具、工具等（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者47名に対し、合計1,510個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.1.15
28	東芝ホクト電子㈱に対する件	東芝ホクト電子㈱は、自社が販売し又は製造を請け負うマグネトロン、サーマルプリントヘッド等の製品の部品等（以下「製品等」という。）の製造を委託していたところ、遅くとも令和6年4月1日以降、東芝ホクト電子㈱が下請事業者に貸与している金型、刃型、治具及び検具（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計483個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.1.15
29	㈱長登屋に対する件	<p>㈱長登屋は、自社が販売する菓子等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和6年9月から令和7年9月までの間、次の(1)及び(2)の額を下請代金から減じていた。</p> <p>(1) 「値引A」（注1）の額</p> <p>(2) 「値引B」（注2）の額</p> <p>下請事業者13名に対し減額金額は、総額5475万5701円である。</p> <p>（注1）下請事業者に製造を委託した特定の商品の希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額を下請代金から差し引くもの。</p> <p>（注2）下請事業者に製造を委託した特定の商品の仕入金額に一定率を乗じて得た額を下請代金から差し引くもの。</p>	旧下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	8.2.2

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
30	日産東京販売㈱に対する件	<p>日産東京販売㈱は、自社が販売する自動車のタイヤ交換等又は自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等を下請事業者に委託していたところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) 遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者25名に対し、2,808台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で行わせていた。</p> <p>(2) 遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者25名のうち一部のものに対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で行わせていた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.2.20
31	㈱ティラドに対する件	<p>㈱ティラドは、自社が製造を請け負う熱交換器の部品の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年1月1日から令和7年12月11日までの間、㈱ティラドが下請事業者に貸与した金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する熱交換器の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者43名に対し、合計4,311個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.2.24
32	YKK AP㈱に対する件	<p>YKK AP㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う建材等又はその部品（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年2月1日から令和8年1月27日までの間、YKK AP㈱が所有し又はYKK AP㈱が自社の顧客若しくはリース会社から借り受けて下請事業者に貸与していた金型、樹脂型又は木型及び下請事業者又は下請事業者の取引先が所有する金型、樹脂型又は木型（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者67名に対し、合計4,997型の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.10
33	㈱YKK AP沖縄	<p>㈱YKK AP沖縄は、自社が製造を請け負う建材の部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当	8.3.10

第2部 各論

一連番号	件名	概要	違反法条	勧告年月日
	に対する件	業者に委託したところ、遅くとも令和6年2月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者が所有する金型を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者1名に対し、1型の金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	な経済上の利益の提供要請の禁止)	
34	琉球YKK AP工業㈱に対する件	琉球YKK AP工業㈱は、自社が販売する建材及び工具並びにその部品等（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年5月10日から令和8年1月30日までの間、琉球YKK AP工業㈱が所有し下請事業者に貸与していた金型又は樹脂型及び下請事業者が所有する金型又は樹脂型（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者6名に対し、合計87型の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.10
35	日本トーカンパッケージ㈱に対する件	日本トーカンパッケージ㈱は、自社が製造を請け負う段ボール製品、紙器製品等の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年4月1日以降、日本トーカンパッケージ㈱が下請事業者に貸与した印版及び木型（以下「印版等」という。）を用いて製造する段ボール製品、紙器製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者132名に対し、合計7,846個の印版等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.13
36	㈱松尾製作所に対する件	<p>㈱松尾製作所は、自社が製造を請け負う自動車用部品（以下「本件製品」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) 下請事業者に対して㈱松尾製作所が所有する金型、治具及び機械設備（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和6年6月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者12名に対し、合計759個の金型等を自己のために無償で保管させた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.17

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
		<p>(2) 下請事業者に対して製品の原材料を販売している（以下この販売された原材料を「有償支給原材料」という。）ところ、令和6年11月から令和7年7月までの間、「評価替え」として、有償支給原材料の単価改定を行い、下請事業者に対し、改定前後の単価の差額に、下請事業者が在庫として保管している有償支給原材料及び有償支給原材料を使用して製造された製品の重量を乗じて得た額の金銭を自己のために提供させた。</p> <p>下請事業者6名に対し提供させた金銭の額は、総額4495万7304円である。</p>		
37	富士通フロンテック㈱に対する件	<p>富士通フロンテック㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う決済端末、業務用端末等の部品の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年5月以降、富士通フロンテック㈱が管理していた金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する決済端末、業務用端末等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者48名に対し、合計2,577個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.24
38	徳島トヨタ自動車㈱に対する件	<p>徳島トヨタ自動車㈱は、自社が販売する中古自動車の加工及び自社の顧客から請け負う自動車の修理を下請事業者に委託したところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) 遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、下請事業者6名に対し、自動車の引取り又は引渡しに係る運送2,728回を自己のために無償で行わせていた。</p> <p>(2) 遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、前記(1)の下請事業者6名のうち5名に対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送540回を自己のために無償で行わせていた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.26
39	矢崎部品㈱に対する件	<p>矢崎部品㈱は、自社が親会社である矢崎総業㈱から製造を請け負う自動車用部品（以下「本件製品」という。）及びこれに用いる部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、次の(1)</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.30

一連 番号	件名	概要	違反法条	勧告 年月日
		<p>から(3)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) 下請事業者に対して矢崎部品㈱が所有する金型及び治工具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品及び本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者69名（注）に対し、合計5,235個の金型等を自己のために無償で保管させた。</p> <p>(2) 下請事業者との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、委託に係る本件部品の各生産ロットの生産開始品、最終製品等を製造する際、本件部品と同一の物を製品サンプルとして所定の個数を併せて製造し、6か月間又は1年間保管するよう求めていたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、下請事業者84名（注）に対し、自己のために無償で製品サンプルを製造させ、及び保管させた。</p> <p>(3) 下請事業者との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、委託に係る本件製品又は本件部品の製造における作業に関する記録、検査に関する記録、品質不具合に関する記録その他の品質記録に関する帳票類（以下「品質記録帳票類」という。）を書面又は電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）に記録された電磁的記録の形式で20年間等の所定の期間保管するよう求めていたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、下請事業者119名（注）に対し、自己のために無償で品質記録帳票類を保管させ、及び品質記録帳票類に係る書面を電磁的記録に変換して電磁的記録媒体に記録させた。</p> <p>(注) 本件では、旧下請法第2条第9項「みなし親事業者・下請事業者規定」（略称「みなし適用規定」）が適用された。</p>		

第9章 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

第1 概説

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、独占禁止法及び取適法の考え方の周知徹底等を行うとともに、特別調査等を通じた独占禁止法等の執行強化に努め、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者についてその事業者名を公表するなど、従来にない取組を講じてきた。当委員会は、引き続きコスト上昇局面における価格転嫁の問題に対しては、独占禁止法の優越的地位の濫用や取適法の買いたたき、減額等に該当する事案について、積極的な執行を進め、「適切な価格転嫁」を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させるよう、関係省庁と連携して取組を進めていくこととしている。

第2 独占禁止法の執行強化

1 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）において、後記①又は②に該当する行為（以下「独占禁止法Q&Aに該当する行為」という。）が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化している。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

公正取引委員会は、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等を把握するため、令和4年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」を、令和5年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」、令和6年度に「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度特別調査」という。）を実施した。

令和6年度特別調査の結果等を踏まえ、令和7年度においては、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で策定・公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」という。）に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより、労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、引き続き独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案等を把握するため、12万名を超える事

業者に対して「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和7年度特別調査」という。）を実施し、令和7年12月15日に結果を取りまとめ、公表した。

具体的には、令和7年6月に受注者・発注者の双方の立場での回答を求める書面調査（11万名）を実施した。加えて、令和6年度特別調査において注意喚起文書を送付した事業者に対して、フォローアップ書面調査を実施した。また、これらの書面調査を踏まえて立入調査を462件実施したほか、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた事業者4,334名及び労務費転嫁指針において求めている発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった事業者9,747名に対し、注意喚起文書を送付した。

さらに、令和7年5月から、令和6年度特別調査において事業者名公表の対象となった3名に対して、フォローアップ調査を実施した。

また、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針の下、書面調査の結果を踏まえて個別調査を実施したところ、事業者名を公表すべき事業者は認められなかった（注）。

（注）今後も、個別調査を実施する方針自体には変更はない。

（詳細については、令和7年12月15日報道発表資料「「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/web/20260106091620/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251215_tokubetsuchousa.kekka.honbun.html



2 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。

公正取引委員会は、令和6年度に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査の結果を取りまとめ、令和7年6月24日に公表した。同調査においては、荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした調査をそれぞれ実施し、さらに、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主100名に対する立入調査を実施した。また、当委員会は、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主646名に対し、注意喚起文書を送付した。

(詳細については令和7年6月24日報道発表資料「令和6年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/web/20250901094522/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250624_buttokuchousakekka.html



令和7年度においても、荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、令和7年10月に荷主3万名を対象に、令和8年2月に物流事業者4万名を対象に、それぞれ調査を開始した。

3 労務費転嫁指針の周知徹底

公正取引委員会は、改正した労務費転嫁指針について全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」における説明や資料配布を通じ労務費転嫁指針の周知を実施した。

さらに、令和5年に受注者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けている。

第3 独占禁止法及び取適法の考え方の周知徹底等

1 取適法の周知広報

公正取引委員会は、取適法の周知のため、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催(63回)、関係省庁と連携した業種別説明会の開催(13回)、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、動画やテキストを含む各種媒体での解説などの取組を実施した。また、全国のよろず支援拠点等における個別相談会も実施した。

(全国47都道府県における事業者向け説明会の詳細については「2026年1月施行!～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の実施について」を参照のこと。)

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html>

(全国のよろず支援拠点等における個別相談会の詳細については「取適法個別相談会(よろず支援拠点連携)の実施について」を参照のこと。)

<https://www.jftc.go.jp/event/soudankai/toriteki/yorozu.html>

2 サプライチェーン全体での支払の適正化に関する事業者団体等への要請について

令和8年1月1日以降に発注される取適法対象取引については、手形払が一律に禁止され、また、支払期日を超える満期を設定した一括決済方式又は電子記録債権を使用した支

払も原則として取適法が禁止する支払遅延に該当することとなったところ、公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法対象外の取引を含むサプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

(詳細については令和7年11月11日報道発表資料「サプライチェーン全体での支払の適正化に関する事業者団体等への要請について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251111_yousei.html

3 相談対応及び情報収集の実施

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、取適法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、取適法に関する相談34,810件、優越的地位の濫用に関する相談4,043件の合計38,853件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は取適法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年に中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買ったたき等の違反行為が疑われる委託事業者に関する情報を受け付けている。

4 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

(1) コンプライアンス確立への積極的支援・取引適正化協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、取適法に関する動画の配信のほか、講習会の開催、事業者団体が開催する研修会等への出講を実施している。令和7年度においても、これらの取組を実施した。

また、公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の中小事業者取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買ったたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

(2) 「出張！トリテキ会議」

公正取引委員会は、「取引改善のススメ」をテーマとして、労務費転嫁指針の活用等を推進するため、全国各地の商工会議所や中小企業団体中央会等の協力の下、「出張！トリテキ会議」（取引適正化推進会議）と称する中小事業者団体向けの広報・広聴企画を全国各地で開催している。令和7年度においては、本件企画を107件実施した。

第4 企業取引研究会等

1 企業取引研究会等

公正取引委員会は、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応といった、「企業取引研究会報告書」（令和6年12月25日公表）において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、中小企業庁と共催の「企業取引研究会」を令和7年7月から再度開催しており、令和7年度において4回実施した。

公正取引委員会は、企業取引研究会における議論を踏まえて、前記課題に対応するため、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案、「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』の運用基準」案及び「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案を作成し、令和8年3月12日から意見募集を開始した。

2 知的財産取引適正化ワーキンググループ等

公正取引委員会は、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、令和7年8月から、企業取引研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループを中小企業庁、特許庁と共催で開催しており、令和7年度において4回実施した。また、同ワーキンググループにおける議論を取りまとめた「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」を令和8年3月11日に公表した。

公正取引委員会は、知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論及び当委員会が実施した知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査の結果を踏まえて、中小企業庁、特許庁との連名で「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」案等を作成し、令和8年3月30日から意見募集を開始した。

第10章 フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務

第1 概説

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布され、令和6年11月1日に施行された。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合、業務委託事業者に特定受託事業者への給付の内容等の明示（同法第3条）を義務付け、特定業務委託事業者に支払期日の設定及び当該期日までの報酬の支払（同法第4条）を義務付けているほか、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対し、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合、特定業務委託事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第5条第1項第1号）、②報酬の減額（同項第2号）、③返品（同項第3号）、④買ったとき（同項第4号）、⑤物の購入強制・役務の利用強制（同項第5号）、⑥不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第1号）及び⑦不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第2号）を定めており、これらの規定に違反する行為が行われた場合には、公正取引委員会は、業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告する旨（同法第8条）及び正当な理由なく勧告に従わない場合には命令を行う旨（同法第9条第1項）を定めている。

第2 違反事件の処理

公正取引委員会は、中小企業庁及び厚生労働省と協力し、業務委託事業者を対象として「フリーランスとの取引に関する調査」を実施するなど違反行為の発見に努めている。調査の結果、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしている。

1 フリーランスとの取引に関する調査

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑行為を受けた特定受託事業者自らがその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、特定受託事業者からの情報提供を受動的に待つだけではなく、能動的に調査を実施し、違反被疑行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。その一環として、令和6年度に引き続き、令和7年度において、問題事例の多い業種に係る業務委託事業者3万名を対象に「令和7年度フリーランスとの取引に関する調査」を実施した。

2 違反被疑事件の申出件数、新規着手件数及び処理件数

(1) 申出件数

令和7年度においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に違反する事実があるとして公正取引委員会に申出がされた件数は604件であった。

(2) 新規着手件数

令和7年度においては、新規に着手したフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件は1,626件であった。

(3) 処理件数

令和7年度においては、公正取引委員会は、1,597件のフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件を処理し、このうち、違反行為があると認められた10件について勧告を行うとともに、違反行為又は違反のおそれのある行為があると認めた1,542件について指導を行った。

3 勧告事件

令和7年度における勧告事件は次のとおりである。

一連番号	件名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
1	㈱光文社に対する件	<p>㈱光文社は、自らが出版する月刊誌、週刊誌、文庫本等に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施、撮影道具等の手配等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年2月27日までの間、特定受託事業者31名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年2月27日までの間、特定受託事業者31名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者に明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	7.6.17
2	㈱小学館に対する件	<p>㈱小学館は、自らが出版する月刊誌及び週刊誌に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年12月1日から同月31日までの間、特定受託事業者191名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年12月1日から同月31日までの間、特定受託事業者191名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者に明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	7.6.17
3	島村楽器㈱に対する件	<p>島村楽器㈱は、自らが運営する音楽教室のうちミュージックスクールにおいて行う消費者向けのレッスン、体験レッスン、スクール短期レッスン等の実</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項</p>	7.6.25

		<p>施、当該音楽教室が主催する発表会や音楽イベントでの演奏や運営等の実施等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年2月6日までの間、特定受託事業者97名に対し、本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2)ア 令和6年11月12日に行った本件業務委託について、特定受託事業者1名の本件業務委託に係る報酬の支払期日を「毎月末日締切、翌々月10日支払」として、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を超える期日に定め、当該事業者により明示しており、当該事業者に対し、当該期日に報酬を支払った。</p> <p>イ 令和6年11月1日から令和7年2月6日までの間、特定受託事業者85名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者により明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>(3) 令和6年11月1日から令和7年2月6日までの間、特定受託事業者11名に対し、合計19回の体験レッスンを無償で行わせていた。</p>	<p>(期日における報酬支払義務) 第5条第2項第1号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	
4	㈱九州東通に対する件	<p>㈱九州東通は、テレビジョン放送事業者等から請け負う放送番組等の制作に係る動画撮影、音声収録、出演等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務） 第4条第5項（期日における報酬支払義務）</p>	7.9.26
5	㈱ZWEI に対する件	<p>㈱ZWEI は、会員同士のお見合いの日程調整、会員からの結婚相談に係るカウンセリング、「婚活パーティー」と称するイベントの司会及びマーケティングに係るコンテンツ等の制作等の業務を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、令和6年11月1日から令和7年4月30日までの間、特定受託事業者134名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務）</p>	7.12.5
6	グロービジョン㈱に対する件	<p>グロービジョン㈱は、テレビジョン放送事業者等から請け負う映画、アニメ番組等の制作に係る演出、翻訳、編集、音声出演等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称す</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務） 第4条第5項</p>	7.12.5

第2部 各論

		<p>る。)ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、特定受託事業者55名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2)ア 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、特定受託事業者1名に対し本件業務委託をした際に、請求書の提出が遅れたことを理由として、当該事業者の役務の提供を受けたにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>イ 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、特定受託事業者54名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	(期日における報酬支払義務)	
7	<p>㈱共同通信社に対する件</p>	<p>㈱共同通信社は、自らが企画運営する囲碁や将棋のイベントの立会い、撮影、観戦記の点検・校正、自社が出版する年鑑等の原稿の執筆、自社が運営するWebメディアの記事の執筆、イラスト作成、配信する海外リリースの翻訳、自社が開催するイベント等での講演や撮影などの業務を特定受託事業者に委託している(以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。)ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年2月13日までの間、特定受託事業者45名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年2月13日までの間、特定受託事業者41名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 (取引条件の明示義務) 第4条第5項 (期日における報酬支払義務)</p>	8.2.25
8	<p>中部電力㈱に対する件</p>	<p>中部電力㈱は、総務・広報、人事・労務、経理・法務、研究・開発、設備の管理・評価等に関する支援業務を特定受託事業者に委託している(以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。)ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、特定受託事業者39名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2)ア 令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、特定受託事業者12名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>イ 令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、特定受託事業者2名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者から役務の提供を受けた日から起</p>	<p>第3条第1項 (取引条件の明示義務) 第4条第5項 (期日における報酬支払義務)</p>	8.2.27

		算して60日を超えて報酬の支払期日を定め、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を経過する日までに報酬を支払わなかった。		
9	㈱テレビ北海道に対する件	<p>㈱テレビ北海道は、放送番組の制作に係る動画、音声データ等の作成、ディレクター業務等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年7月15日までの間、特定受託事業者33名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年7月15日までの間、特定受託事業者32名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務）</p> <p>第4条第5項（期日における報酬支払義務）</p>	8.3.16
10	㈱京都放送に対する件	<p>㈱京都放送は、放送番組等の制作に係る構成台本の作成、出演、ヘアメイク、スタイリング等を特定受託事業者に委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、特定受託事業者132名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、特定受託事業者110名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>(3) 報酬を特定受託事業者67名の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、当該事業者に対し令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から手数料を差し引いた。</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務）</p> <p>第4条第5項（期日における報酬支払義務）</p> <p>第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）</p>	8.3.31

第3 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和7年度においては、合計40回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、事務総局の職員を講師として派遣しており、令和7年度においては、職員を81回派遣した。

2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る広報

(1) 広報用動画

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に対する特定受託事業者及び業務委託事業者の理解を深めることを目的として、同法の内容を解説する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上及びYouTube公式チャンネル(<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel/>)に掲載し、配信した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」を設け、パンフレット、動画等の資料、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&A等を掲載した。また、同法の考え方についての相談窓口や違反被疑事実についての申出窓口を当委員会のウェブサイトに設置した。

(3) 集中的な広報

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の認知度及び理解度を高め、業務委託事業者による違反行為の未然防止を図るとともに、同法の違反被疑事実についての申出窓口を広く周知するため、令和7年6月30日以降、イラストレーター兼漫画ブロガーのBUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップし、当委員会のウェブサイト内での同法の特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等の広報活動を集中的に実施した。

3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、4,351件に対応した。

第1 概説

スマホソフトウェア競争促進法は、特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）に係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和6年6月12日に国会で成立し、同月19日に公布された。同法は、同年12月19日に規制対象事業者の指定に関連する規定が施行され、令和7年12月18日に全面施行された。

1 スマホソフトウェア競争促進法の内容

スマホソフトウェア競争促進法は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（以下「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定することとともに（以下指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者の禁止行為及び講ずべき措置を定めている。

具体的には、指定事業者の禁止行為として、①取得したデータの不当な使用（同法第5条）、②個別アプリ事業者に対する不公正な取扱い（同法第6条）、③他のアプリストアの提供妨害（同法第7条第1号）、④基本動作ソフトウェアにより制御される機能の利用妨害（同条第2号）、⑤指定事業者以外の課金システムの利用妨害（同法第8条第1号）、⑥関連ウェブページ等を通じた商品等の提供妨害（同条第2号）、⑦指定事業者以外のブラウザエンジンの利用妨害（同条第3号）、⑧指定事業者が提供する利用者確認の方法の表示義務付け（同条第4号）及び⑨検索結果の表示における自社サービスの優先的取扱い（同法第9条）を定めている。また、指定事業者の講ずべき措置として、⑩データの取得等の条件の開示に係る措置（同法第10条）、⑪取得したデータの移転に係る措置（同法第11条）、⑫標準設定等に係る措置（同法第12条）及び⑬特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置（同法第13条）を定めている。

これらの規定に違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会は、指定事業者に対し、前記①から⑨までについては排除措置命令をすることができる旨（同法第18条）を、前記③から⑥までについては課徴金納付命令を命じなければならない旨（同法第19条）を、前記⑩から⑬までについては必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨（同法第30条第1項）及び正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合には命令を行うことができる旨（同条第2項）を定めている。

2 「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」等の策定

スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に伴い、公正取引委員会は、同法が定める禁止行為及び講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為の明確化するとともに、同法の運用に当たっての方針の明確化によって法の円滑かつ適切な運用に資するため、「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」を令和7年8月20日に策定

した。また、当委員会は、同法における確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針」を同日に策定した。

第2 運用状況

1 指定事業者の概要

公正取引委員会は、令和7年3月26日に、スマホソフトウェア競争促進法第3条第1項の規定に基づき、政令で定める規模（特定ソフトウェア（検索エンジンについては、検索エンジンを用いた検索役務）を月1回以上利用するスマートフォンの利用者の数を各月で平均した数が4000万人）以上の特定ソフトウェア事業者を同法の規制対象事業者として指定している（第1表参照）。

第1表 指定事業者

番号	指定事業者の名称	当該指定に係る特定ソフトウェアの種類
1	Apple Inc.	基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ
2	iTunes(株)	アプリストア
3	Google LLC	基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン

(注) Apple Inc. と iTunes(株)は、共同してアプリストアを提供している。

2 スマホソフトウェア競争促進法に基づく遵守報告書の公表

スマホソフトウェア競争促進法第14条第1項は、指定事業者に対して、毎年度、同法の規定を遵守するために講じた措置及び同法の遵守状況等を記載した報告書（以下「遵守報告書」という。）を公正取引委員会に提出することを義務付けている。

令和7年度においては、令和7年12月18日に、スマホソフトウェア競争促進法第14条第1項の規定に基づき、指定事業者から公正取引委員会に遵守報告書がそれぞれ提出された。当委員会は、令和8年2月17日に、同条第2項の規定に基づき、事業者の秘密を除いて、遵守報告書を公表した。

3 スマホソフトウェア競争促進法に係る関係省庁連絡会議

公正取引委員会は、セキュリティの確保や青少年の保護等を確保しつつ、競争環境の整備を進める観点から、関係省庁とより緊密に連携し、スマホソフトウェア競争促進法の施行準備を円滑に進めるとともに、同法の全面施行後は同法を実効的に運用することを目的として、「スマホソフトウェア競争促進法に係る関係省庁連絡会議」（以下「関係省庁連絡会議」という。）を開催しており、令和7年度においては、関係省庁連絡会議を2回開催

した。

第3 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて、セキュリティの確保や青少年の保護等を図りつつ、特定ソフトウェアに係る競争を促進する観点から、政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項及びガイドラインの内容について検討を行うこと等を目的として、令和6年9月から令和7年7月まで、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」（座長 依田高典 京都大学大学院経済学研究科教授（役職は令和7年7月11日時点））（以下「検討会」という。）を開催した。

令和7年度においては、検討会を2回開催した。また、検討会は、令和7年7月25日に、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会における議論を踏まえた公正取引委員会に対する提言」を公表した。

第4 デジタル競争グローバルフォーラム

公正取引委員会は、令和8年1月30日、東京において、「第2回デジタル競争グローバルフォーラム：協調、イノベーション、そして成長のための政策形成及び法執行」を開催した（オンラインで同時配信）。

第2回デジタル競争グローバルフォーラムでは、各国・地域の競争当局（注）職員や研究者、実務家、関係事業者等が、「共通課題の克服と協力の醸成」、「未来への投資～プラットフォーム型経済において中小事業者がいかに成長するか」及び「原則から実践へ～未来に適合する競争政策」という3つのテーマについて議論を行った。

（注）競争委員会（インド）、競争・市場庁（英国）、競争・消費者委員会（オーストラリア）、取引競争委員会（タイ）、連邦カルテル庁（ドイツ）、公正取引委員会（日本）、連邦取引委員会（米国）並びに欧州委員会競争総局及び通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（EU）が参加。

第5 スマホソフトウェア競争促進法の普及・啓発等

公正取引委員会は、令和7年度において、スマホソフトウェア競争促進法の普及・啓発のため、スマートフォン利用者を対象とした説明会等の開催、事業者団体等が実施する説明会等へのスピーカー派遣、ポスター等を活用した大規模な広報活動、各種SNSでの情報発信等の取組を実施した。また、令和7年10月1日には、アプリ事業者等向けの相談窓口を設置して、情報提供や相談の受付を開始した。さらに、同年12月18日には、同法の規定に違反する疑いのある事実に関する情報を収集・把握し、迅速に対応するため、当委員会のウェブサイト上に申告フォームを設置した。

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。我が国が署名・締結した独占禁止協力協定は、第1表のとおりである。

また、公正取引委員会は、競争当局間の協力・連携の強化に向けて、競争当局間の協力に関する覚書等に署名している。令和7年度において、バングラデシュ及び英国の競争当局との間で協力に関する覚書に署名したほか、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局及び競争総局との間でスマホソフトウェア競争促進法及びEUデジタル市場法に関する協力取決めに署名した。

第1表 我が国が署名・締結した独占禁止協力協定

協定名	状況
日米独占禁止協力協定	平成11年10月署名 平成11年10月発効
日欧州共同体独占禁止協力協定	平成15年7月署名 平成15年8月発効
日加独占禁止協力協定	平成17年9月署名 平成17年10月発効

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和7年度において、第2表のとおり競争当局間協議を行った。

第2表 令和7年度における競争当局間協議の開催状況

相手当局	期日及び場所	公正取引委員会の 主な出席者
韓国公正取引委員会	令和7年9月3日 韓国・ソウル	委員長
米国連邦取引委員会	令和7年9月5日 東京	委員長
中国国家市場監督管理総局	令和7年9月8日 中国・北京	官房デジタル・国際 総括審議官
欧州委員会	令和7年9月12日 イタリア・フィレンツェ	委員長
米国連邦取引委員会 米国司法省	令和7年9月29日 米国・ワシントンD. C.	委員長
中国国家市場監督管理総局	令和7年10月14日 東京	官房審議官（取引適 正化担当）
グアテマラ競争監督庁	令和7年12月3日 フランス・パリ	委員
ニュージーランド商務委員会	令和8年2月5日 東京	委員長
シンガポール競争・消費者委員会	令和8年2月5日 東京	委員長
韓国公正取引委員会	令和8年2月6日 東京	委員長
ドイツ連邦カルテル庁	令和8年3月11日 ドイツ・ベルリン	委員長

第3 経済連携協定等への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和7年度においては、日・バングラデシュ経済連携協定、日・GCC経済連携協定及び日・UAE経済連携協定の締結交渉等に参加した。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第3表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第3表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効

協定名	状況
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP協定）	平成30年3月署名（注4） 平成30年12月発効（注5）
日・EU経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効
日・英包括的経済連携協定	令和2年10月署名 令和3年1月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）	令和2年11月署名（注6） 令和4年1月発効（注7）

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に我が国及び全ASEAN加盟国の署名が完了した。

（注3）平成20年12月に、我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーについて発効した。その後、平成21年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジア、平成22年3月にインドネシア、同年7月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

（注4）平成30年3月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムにより署名された。その後、令和5年7月に、英国の加入に関する議定書が署名された。

（注5）平成30年12月に、我が国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド及びシンガポールについて発効した。その後、令和元年1月にベトナム、令和3年9月にペルー、令和4年11月にマレーシア、令和5年2月にチリ、同年7月にブルネイについてそれぞれ発効した。その後、令和6年12月に、英国の加入に関する議定書が、我が国、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシアブルネイ及びオーストラリアについて発効した。

(注6) 令和2年11月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにより署名された。

(注7) 令和4年1月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて発効した。その後、令和4年2月に韓国、同年3月にマレーシア、令和5年1月にインドネシア、同年6月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和7年度末現在、139か国・地域から152の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）もICNに参加している。

ICNは、主要な22の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

また、公正取引委員会委員は、令和5年6月から、ICNとOECD競争委員会の活動内容の調整役を務めており、ICN及びOECD競争委員会の会合に出席し、相互の活動内容を報告・共有するなどにより、両者の活動内容の重複を防ぐ役割を果たしている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、令和5年10月からアドボカシー作業部会の共同議長代行を務めた後、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告等のため、年次総会を開催している。第24回年次総会は、令和7年5月に英国・エディンバラにおいて開催され、公正取引委員会委員及び事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

令和7年度における主な会議の開催状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和7年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
チーフ・シニアエコノミストワーク ショップ	令和7年4月23日～25日	ハンガリー・ブダペスト
技術者フォーラム	令和7年5月6日	英国・エディンバラ
第24回年次総会	令和7年5月7日～9日	

企業結合ワークショップ	令和7年10月15日～17日	モーリシャス・ポートルイス
デジタルフォレンジックワークショップ	令和7年11月10日～11日	韓国・ソウル
カルテルワークショップ	令和7年11月12日～14日	
アドボカシーワークショップ	令和8年3月16日～17日	アルメニア・エレバン

(2) 各作業部会の活動状況

令和7年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、カルテルに対する法執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。

令和7年度、同作業部会においては、改訂が行われた「カルテルに対する法執行マニュアル」に係るオンラインセミナーが開催され、事務総局の職員が参加した。

また、令和7年11月、デジタルフォレンジックワークショップ及びカルテルワークショップが韓国・ソウルにおいて開催され、事務総局の職員が両ワークショップに参加し、カルテルワークショップではスピーカーを務めた。

さらに、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」の運用を行った。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

令和7年度、同作業部会においては、「企業結合審査に関して推奨される慣行」のうち一部の章の作成作業が行われ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。

また、「企業結合規制と外国直接投資（FDI）審査」に係るオンラインセミナーが開催され、事務総局の職員が参加した。

さらに、令和7年10月、企業結合ワークショップがモーリシャス・ポートルイスにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

令和7年度、同作業部会においては、公正取引委員会が令和3年度に主導した「デジタル市場における競争制限のメカニズム及び是正措置の設計」プロジェクトのフォローアッププロジェクトが昨年度に引き続き行われ、当委員会は報告書案に対して意見を提出した。また、「支配的地位の濫用に対する緊急的な執行ツール」に係るチェックリストの作成作業に当たり意見を提出した。

また、「データ関連の是正措置」や「単独行為事件の執行において利用される証拠プロジェクト」、「排他的取引」に係るオンラインセミナーが開催され、一部のセミナーでは事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。公正取引委員会は、令和5年10月以降、同作業部会の共同議長代行を務めた後、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

令和7年度、同作業部会においては、公正取引委員会が主導する「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」に係る報告書を作成し、第24回年次総会において紹介するとともに、オンラインセミナーを主催した。

また、令和8年3月、アドボカシーワークショップがアルメニア・エレバンにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとしてオンラインで参加した。

さらに、第24回年次総会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2025年アドボカシーコンテストも開催された。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

令和7年度、同作業部会においては、「競争上有効なトレーニング」をテーマとして競争当局向けの研修ツールキットの作成作業が進められた。また、「効果的な競争法執行における経済学」をテーマとして、「法廷における経済学的証拠の提示」に係るオンラインセミナーが開催され、事務総局の職員が参加した。

さらに、令和7年4月、チーフ・シニアエコノミストワークショップがハンガリー・ブダペストにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP：Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和7年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第5表参照）であり、公正取引委員会からは、委員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第5表 令和7年度における競争委員会の開催状況（注）

期日	会議
令和7年6月16日～20日	第146回本会合、第79回第2作業部会（競争と規制）、第141回第3作業部会（協力と執行）
令和7年12月1日～5日	第147回本会合、第80回第2作業部会（競争と規制）、第142回第3作業部会（協力と執行）、第24回競争に関するグローバルフォーラム、第10回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 令和7年6月の第146回本会合においては、①「クラウド・コンピューティング・サービスの提供における競争」、②「モバイル・ペイメント・サービスにおける競争」等が議題とされた。また、同年12月の第147回本会合においては、①「A I インフラにおける競争」、②「銀行業における規制と競争のバランス」等が議題とされた。
- (3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和7年度における主要な活動は、次のとおりである。
- ア 第2作業部会では、令和7年6月の会合において、「競争当局の活動の影響評価」等が議題とされた。また、同年12月の会合においては、「市場実態調査や他の市場分析手法」等が議題とされた。
- イ 第3作業部会では、令和7年6月の会合において、「企業結合規制における効率性」等が議題とされた。また、同年12月の会合においては、「問題解消措置の設計における協力的反トラスト」等が議題とされた。
- ウ 競争に関するグローバルフォーラム（令和7年12月）においては、①「下流市場におけるA I と競争ダイナミクス」、②「ヘルスケア分野における競争」等が議題とされた。
- エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合（令和7年12月）においては、「競争政策及び広範な経済的成果（競争政策が生産性・イノベーション・経済的強靱性をどのようにして形成するか）」に関する議論等が行われた。

3 G7競争サミット

令和7年10月、カナダ・オタワにおいて、カナダ競争局の主催によりG7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席するG7競争サミットが開催され、公正取引委員会委員長が出席した。

同サミットにおいては、競争当局によるセッションや、政策立案部局によるセッションがそれぞれ開催されたほか、競争当局及び政策立案部局による合同セッションが開催され、デジタル分野における競争上の問題、特にアルゴリズムによる価格設定について議論が行われた。G7競争サミットの開催に当たり、G7の競争当局は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約」(Compendium)を更新し、公表した。

同要約は、デジタル市場における競争上の問題に対処するための各競争当局の活動を概観するとともに、例えば、①最近の執行事例、企業結合事例及びアドボカシーの取組、②デジタル分野における競争上の問題へのより効果的な対応のための競争当局の能力強化に向けた具体的な取組（専門部署の設置、専門人材の採用、審査ツール等）、③デジタル分野における競争上の問題へのより適切な対応のための法整備といった共通の取組等に焦点を当てている。

(詳細については令和7年10月3日報道発表資料「G7競争サミットの開催結果について」を参照のこと。)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251003_G7_result.html



4 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域等における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、法曹界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和7年度においては、公正取引委員会は、令和8年2月に東京において第20回東アジア競争政策トップ会合及び第17回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催し、委員長及び委員が出席した。東アジア競争政策トップ会合では、委員長が参加当局間のスタッフが技術支援のニーズや最新の取組に関する情報共有のために連絡を取り合う体制（リエゾングループ）の設立を提案し、全出席当局の賛成を得た。

5 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易・投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、競争政策・競争法グループ（CPLG）が設置されている。公正取引委員会は、平成28年1月からCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和7年度においては、令和7年8月に韓国・仁川で開催されたCPLG会合において、事務総局の職員がデジタル市場に関する取組を含む我が国の競争政策の最近の動向について報告した。また、令和8年2月に中国・広州で開催されたCPLG会合においても事務総局の職員が我が国の競争政策の最近の動向について報告したほか、「競争政策のための市場調査ツールの効果的な利用に関するワークショップ」にスピーカーとして参加した。

6 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADにおいては、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を

及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的として採択された「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）に基づき、そのような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、競争法・政策に関する政府間専門家会合が設置されている。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和7年度においては、令和7年7月にスイス・ジュネーブにおいて第9回競争法・政策に関する原則と規則のレビュー会合が開催され、事務総局の職員が同会合にスピーカーとして参加した。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制の見直しや法執行の強化の動きが見られ、これらの国に対する技術支援の必要性は依然として高い。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これらの国の競争当局等に対し、事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、当委員会は、平成28年9月から日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した技術支援プロジェクトも実施している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から令和7年11月まで、事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、令和7年8月、タイ・バンコクにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

(2) フィジーに対する技術支援

公正取引委員会は、令和7年8月、フィジー・スバにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

(3) スリランカに対する技術支援

公正取引委員会は、令和8年2月、スリランカ・コロンボにおいて開催されたハイレベルの政府関係者等を対象とした現地セミナーに事務総長等の事務総局の職員を派遣した。

(4) 課題別研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法

制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和7年度においては、開発途上国11か国から18名の参加を得て、令和7年9月から10月にかけて東京及び大阪において実施した。

2 J A I F を活用した技術支援

公正取引委員会は、令和5年4月に開始したJ A I Fを活用した技術支援プロジェクト（第3期）を支援してきたところ、令和7年度は、タイの競争法制のピアレビューが完了し、当該プロジェクト第3期は令和7年12月をもって終了した。

3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域の開発途上国に対する技術支援として、令和7年9月及び10月並びに令和8年3月、OECD韓国政策センターが主催する競争法・政策に関するセミナーに事務総局の職員を派遣した。また、世界銀行が主催するモンゴル競争当局向けのワークショップ、日越共同イニシアティブの協力の下に開催されたベトナム競争当局向け研修並びにAcademic Society for Competition Law Asian Chapter (Ascola Asia)及びUP Law Center, University of Philippinesの協力の下に開催されたフィリピン競争当局向けワークショップに事務総局の職員を派遣したほか、公正取引委員会が主催するケニア、南アフリカ及びマレーシアを対象とした研修を実施した。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和7年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和7年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料等の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員長及び委員並びに官房デジタル・国際総括審議官等の事務総局の職員を派遣するなどの活動を、第6表のとおり行った。

第6表 令和7年度における諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催する主要なセミナー等への派遣状況

期日	場所	会議	出席者
令和7年4月1日	米国・ワシントン D. C.	Concurrences & Jones Day & Compass Lexecon 主催ワークショップ	委員
令和7年4月2日～4日	米国・ワシントン D. C.	A B A 反トラスト法部会春季会合	委員
令和7年6月12日	東京	19th Annual I B A Competition Mid-Year Conference	委員長、事務総長
令和7年7月4日～6日	ギリシャ・クレタ島	C R E S S E 2025 Conference	委員
令和7年7月11日～12日	中国・香港	The Antitrust Enforcement Symposium 2025	委員
令和7年8月4日	台湾・台北	台湾当局・I C L E 主催カンファレンス	委員
令和7年9月3日	韓国・ソウル	The 13th Seoul International Competition Forum	委員長
令和7年9月8日～9日	中国・北京	The 11th International Forum on Fair Competition Policy of China	官房デジタル・国際総括審議官
令和7年9月12日～13日	イタリア・フィレンツェ	IBA 29th Annual Competition Conference	委員長
令和7年9月16日	米国・ワシントン D. C.	Georgetown Law 19th Annual Global Antitrust Enforcement Symposium	委員
令和7年9月17日～19日	米国・ニューヨーク	Fordham Competition Law Institute 52nd Annual Conference on International Antitrust Law and Policy	委員
令和7年9月24日～25日	シンガポール	第11回A S E A N 競争カンファレンス	事務総局の職員
令和7年10月2日	タイ・バンコク	T C C T - O E C D Competition Day 2025	事務総局の職員
令和7年10月21日	香港	Antitrust in Asia	事務総局の職員
令和7年10月30日	オーストラリア・メルボルン	Australian Competition Summit 2025	委員
令和7年10月30日	東京	Asian Think Tank Network Forum 2025	事務総局の職員
令和7年11月1日	韓国・ソウル	A C A Annual Conference 2025	事務総局の職員
令和7年11月18日	米国・ニューヨーク	Global Antitrust Economics Conference	官房デジタル・国際総括審議官
令和7年11月26日～27日	シンガポール	G C R Live Law Leaders Asia-Pacific 2025	事務総局の職員
令和8年2月12日	米国・パロアルト	Mastering the Antitrust Landscape for U. S. and Global Transactions	委員
令和8年3月12日～13日	ドイツ・ベルリン	第23回国際競争会議	委員長
令和8年3月25日～27日	米国・ワシントン D. C.	A B A 反トラスト法部会春季会合	委員

第13章 広報・広聴に関する業務

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については第12章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件、取適法違反事件及びフリーランス・事業者間取引適正化等法違反事件に係る法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。令和7年度においては、338件の報道発表を行った。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行っている。令和7年度においては、各地域の有識者150名に対して独占禁止政策協力委員を委嘱し、意見聴取等を146件実施した。

(2) 消費者アドバイザー

競争政策は、一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ、最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ、平成30年5月以降、主要消費者団体等の推薦を得て、消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは、最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって、公正取引委員会の行政運営等にかすこととしている。令和7年度においては、11名の消費者アドバイザーから意見聴取を実施した。

(3) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、取引適正化協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

令和7年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 経済団体及び消費者団体等との意見交換会

ア 概要

経済団体及び消費者団体等との意見交換会を通して、公正取引委員会の取組についてより一層の理解を求め、また、幅広く意見及び要望を把握して今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに、これら団体と継続的な関係を構築することを目的として実施している。

イ 開催状況

令和7年度においては、経済団体（2団体）との意見交換会を2回実施したほか、消費者団体等（10団体）との意見交換会を1回実施した。そのほか、経済団体等に対し公正取引委員会の取組について説明を行った。

(3) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

令和7年度においては、全国8都市（札幌市、山形市、長野市、富山市、福井市、松江市、高松市及び大分市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との意見交換を行った。

このほか、地方事務所長等の事務総局の職員と有識者との懇談会（全国各地区）を92回開催した。

(4) 弁護士会等との懇談会

弁護士等との懇談会を開催し、公正取引委員会の活動について周知し理解促進を図るとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

令和7年度においては、弁護士会との懇談会を15回開催した。

(5) 事業者の工場等への訪問及び懇談会

令和7年度においては、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴という観点から、公正取引委員会の委員等が地方有識者との懇談会で地方に赴く機会を利用し、事業者の工場等を訪問し懇談する取組を18回行った。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、取適法説明会、フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会、スマホソフトウェア競争促進法説明会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナー等を、開催地のニーズを踏まえるなどしてプログラムを組み、1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

令和7年度においては、北海道苫小牧市、山形市、長野市、富山市、神戸市、岡山市、松山市及び大分市において、合計8回の一日公正取引委員会を開催した。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催している。

令和7年度においては、合計84回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行っている。また、大学（大学院等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行っている。

令和7年度においては、中学生向けに合計42回、高校生向けに合計39回、大学生等向けに合計123回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの依頼を受けて、公正取引委員会の庁舎において、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明や当委員会委員との懇談を行うとともに、委員

会会議室などの職場見学に対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

また、競争の大切さや独占禁止法の内容を楽しく学んでもらえるよう「うんこドリル」と連携して「日本一楽しい競争のルールドリル」を作成し、独占禁止法教室等で配布している。

(2) ウェブサイト及びソーシャルメディアによる情報発信

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しているほか、平成26年6月からX（旧 Twitter）及び Facebook の運用を開始し、報道発表等の当委員会に関連する様々な情報を発信している。

また、公正取引委員会のウェブサイト及び平成27年5月から運用を開始した YouTube 公式チャンネルにおいて、独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の概要等を紹介する動画を配信している。

YouTube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する相談等に対しては、文書又は口頭により回答している。また、公正取引委員会ウェブサイトでも意見等の受付を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法等の考え方を説明している。

2 事前相談制度

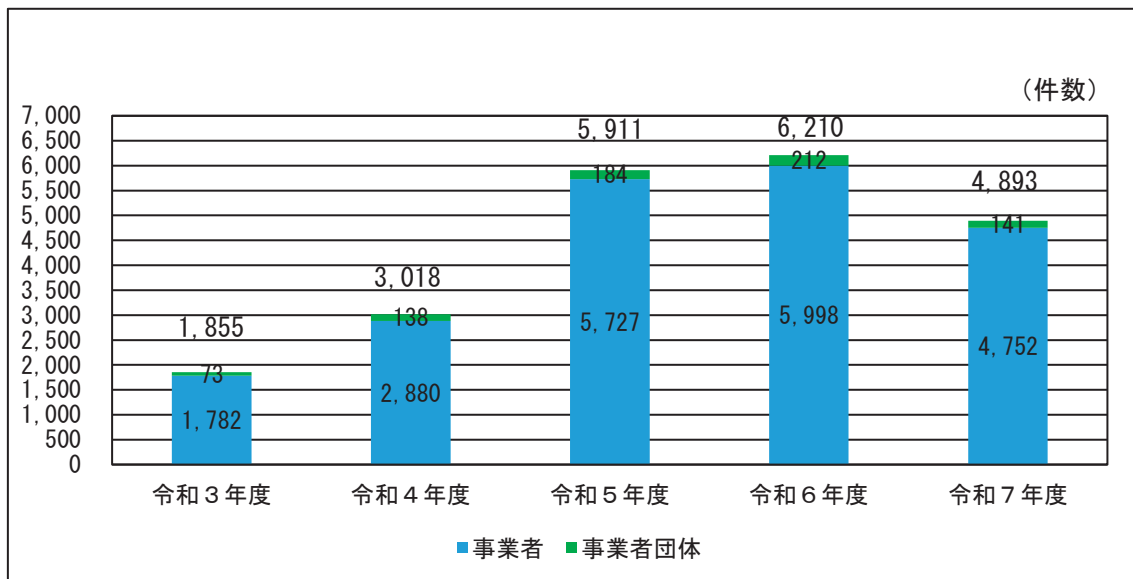
公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

3 独占禁止法に係る相談の概要

令和7年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの4,752件、事業者団体の行為に関するもの141件の計4,893件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和6年度における相談（令和6年度相談事例集）について、令和7年6月25日公表）。

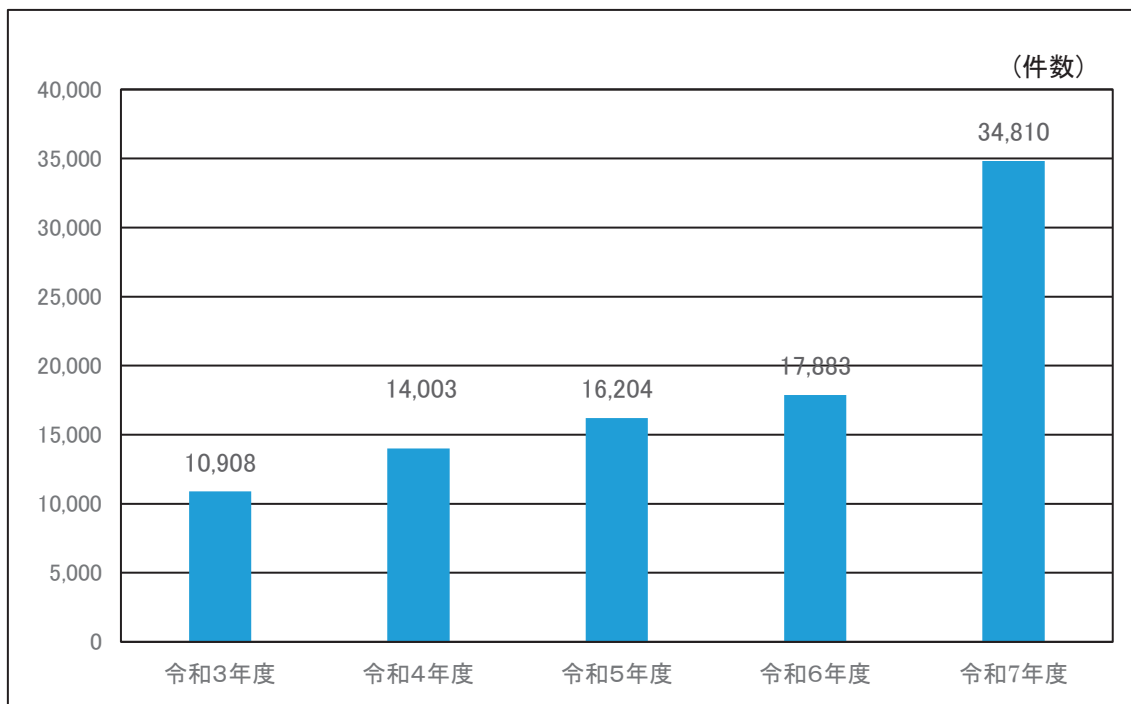
令和6年度相談事例集に掲載された相談としては、事業者の活動に関するものとして、メーカー数社が、温室効果ガス排出量削減に向け、パッケージの一部を小型化・軽量化するための共同研究等を行う取組に関する相談、事業者団体の活動に関するものとして、事業者団体が、特定のガソリンスタンド過疎地において、会員が経営するガソリンスタンド間で休業日を調整する取組に関する相談等がある。

5 取適法に係る相談の概要

令和7年度に取適法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、34,810件である（第2図参照）。

この中には、例えば、取適法の適用範囲に関する相談、発注内容等の明示方法に関する相談、製造委託等代金の支払期日に関する相談、適正な価格転嫁に関する相談、インボイス制度への対応に関する相談等がある。

第2図 取適法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法等に関する相談を受け付けている。また、令和7年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。

7 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

令和7年度にフリーランス・事業者間取引適正化等法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、4,351件である。

この中には、例えば、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用範囲に関する相談、取引条件の明示方法に関する相談、報酬の支払期日に関する相談等がある。

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

1 景品表示法違反被疑事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（同法第4条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（同法第5条）。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反すると疑われる行為について必要な調査等を行っている。

調査の結果、景品表示法の規定に違反する行為があるときは、消費者庁長官は措置命令を行う（同法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

また、事業者が、同法第5条の規定に違反する行為（同条第3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、消費者庁長官は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に3%（注2）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない（同法第8条第1項）。

さらに、消費者庁長官は、同法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる（同法第23条）。また、消費者庁長官は、事業者が正当な理由がなくて同法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（同法第24条第1項）、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる（同条第2項）。

加えて、同法第4条又は第5条の規定に違反する疑いのある行為をした事業者が是正措置計画を申請し（同法第27条第1項）、消費者庁長官から認定を受けたときは（同条第3項）、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととする

で（同法第28条）、迅速に問題を是正する確約手続が導入されている。

（注1）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

（注2）過去10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者の場合は4.5%（同法第8条第5項）。

2 公正競争規約制度

景品表示法第36条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定又は規約を締結し、又は設定することができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和7年度において、消費者庁が措置命令又は確約計画の認定を行った21件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは5件であり（全て措置命令）、消費者庁が指導を行った388件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは22件である（第1表及び第2表参照）。

また、令和7年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った10件（3億3940万円）のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは5件（1億4472万円）である（第1表及び第3表参照）。

さらに、令和7年度において、景品表示法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が指導を行った34件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは15件である。



第1表 令和7年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況


事件	措置命令及び 確約計画の認定	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
表示事件	5 (21)	20 (385)	25 (406)	5 (10)	1億4472万円 (3億3940万円)
景品事件	0 (0)	2 (3)	2 (3)		
合計	5 (21)	22 (388)	27 (409)	5 (10)	1億4472万円 (3億3940万円)

(注) () 内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額

第2表 令和7年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの


一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
1	令和7年9月12日 (株)ジャパネット たかた)	<p>(株)ジャパネットたかたは、「【2025】特大和洋おせち2段重」と称する商品（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和6年10月8日から同年11月23日までの間、「ジャパネットたかた【公式】通販」と称する自社ウェブサイトにおいて、「【2025】特大和洋おせち2段重」、「ジャパネット通常価格29,980円が」、「1万円値引き 7/22～11/23」、「値引き後価格19,980円（税込）」及び「～大人気おせちが今ならお得！～早期予約キャンペーン」と表示することにより、あたかも、「ジャパネット通常価格」と称する価額（以下「ジャパネット通常価格」という。）は、本件商品について同年7月22日から同年11月23日までのセール期間経過後に適用される将来の販売価格であり、「値引き後価格」と称する実際の販売価格が当該将来の販売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品について、当該セール期間経過後に当該将来の販売価格で販売するための合理的かつ確実に実施される販売計画はなかったものであり、ジャパネット通常価格は将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないものであった。</p> <p>（詳細については令和7年9月12日報道発表資料「(株)ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。）</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250912_torihiki.html</p> 	第5条 第2号
2	令和7年9月22日 (株)創建)	<p>(株)創建は、住宅の外壁塗装（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和6年4月18日から同月19日までの間、「創建ペイント」と称する自社ウェブサイトのトップページにおいて、「好評につき期間延長！4/1～4/30まで 外壁塗装の値段だけで 窓の断熱リフォーム 窓リフォーム代追加費用実質0円！」等と表示することにより、あたかも、期限内に本件役務の申込みを行った場合に限り、期限後よりも有利である箇所数の内窓の設置が無料で提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、期限後に本件役務の申込みを行った場合においても、期限内に本件役務の申込みを行った場合と同じ又はそれ以上の箇所数の内窓の設置が無料で提供されるものであった。</p> <p>（詳細については令和7年9月22日報道発表資料「(株)創建に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。）</p>	第5条 第2号


一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
		https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250922_kinki_keihyo.html 	
3	令和7年10月15日 (株テレビ新広島)	<p>(株テレビ新広島は、令和6年11月15日から同月17日までの間及び同月22日から同月24日までの間に「ひろしまゲートパークプラザ」と称するイベント会場で実施した「ひろしまラーメンスタジアム2024」と称するラーメン等を提供するイベント（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、同月10日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、「麺部屋 綱取物語 横綱 チャーシューと炙り角煮の濃厚札幌味噌」、「北海道【札幌】 味噌 広島初」等と表示することにより、あたかも、本件役務において出店していた一部の店舗が広島県内に初出店であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件役務に出店していた店舗は、過去に広島県内で開催された本件役務と同種又は類似のイベントに出店した経歴があり、広島県内に初出店ではなかった。</p> <p>(詳細については令和7年10月15日報道発表資料「(株テレビ新広島に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251015_chugoku_keihyou.html 	第5条 第1号
4	令和7年11月5日 (株アイリスプラザ)	<p>(株アイリスプラザは、日用品等の101商品（以下本事件概要欄において「本件101商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「Qoo10」と称するウェブサイト開設した「アイリスオーヤマ公式通販サイト アイリスプラザ Qoo10店」と称する本件ウェブサイトにおいて、例えば、「ペットキャリー 2WAY アウトドアペットキャリー ブラック PC-S004 L BK メガ割」と称する商品について、令和7年2月27日から同年5月2日までの間、原産国（地）に係る表示として「国内」と表示すること等により、日本が原産国であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件101商品は、中華人民共和国等で生産されたものであった。</p> <p>(詳細については令和7年11月5日報道発表資料「(株アイリスプラザ及び(株)ダイユーエイトに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251105keihyout_ouhoku.html 	第5条 第3号
5	令和7年11月5日 (株ダイユーエイト)	<p>(株ダイユーエイトは、日用品等の113商品（以下本事件概要欄において「本件113商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「Qoo10」と称するウェブサイト開設した「ダイユーエイト.COM」と称する本件ウェブサイトにおいて、例えば、「CB ジャパン やわらかコルクマット 8枚組 防音 衝撃吸収 床面保護 子供 ペット ジョイントマット」と称する商品について、令和7年4月1日から同年5月7日までの間、原産国（地）に係る表示として「国内」と表示すること等により、日本が原産国</p>	第5条 第3号


一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
		<p>であるかのように示す表示をしていた。 実際には、本件113商品は、中華人民共和国等で生産されたものであった。 (詳細については令和7年11月5日報道発表資料「㈱アイリスプラザ及び㈱ダイユエイトに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251105keihvoutouhoku.html</p> 	

第3表 令和7年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの


一連番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
1	令和7年6月5日 (株)新日本エネックス	<p>(株)新日本エネックスは、蓄電池を含む太陽光発電システム機器（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売し、その導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、令和5年4月10日、同月12日、同月17日、同月24日、同年5月2日、同月8日、同月15日、同月18日及び同月29日に、</p> <p>(1) 例えば、「ENEX」と称する自社ウェブサイト（以下本事件概要欄において「自社ウェブサイト」という。）のトップページにおいて、「No.1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」、「No.1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」、「No.1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」、「『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』 『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』 『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でNo.1を取得しました！」等と表示することにより、あたかも、令和4年に、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」及び「知人に紹介したい蓄電池販売」の3項目（以下本事件概要欄において「本件3項目①」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目①の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 例えば、自社ウェブサイトの「お知らせ」と称するウェブページにおいて、「No.1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 No.1」、「No.1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売 No.1」、「No.1 2020 JMR 顧客満足度 No.1」、「3部門でNo.1を獲得しました！」等と表示することにより、あたかも、令和2年に、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「知人に紹介したい蓄電池販売」及び「顧客満足度」の3項目（以下本事件概要欄において「本件3項目②」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目②の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件3項目①及び本件3項目②について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、同社及び特定事業者（委託を受けた当該事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する他の事業者をいう。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該</p>	9989万円

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		<p>表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(詳細については令和7年6月15日報道発表資料「(株)新日本エネックスに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/kyusyu/250605_torihiki.html</p> 	
2	令和8年3月17日 (フロンティア ジャパン(株))	<p>フロンティアジャパン(株)は、太陽光発電システム機器(以下本事件概要欄において「本件商品」という。)を一般消費者に販売し、その導入に係る施工(以下本事件概要欄において「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、</p> <p>(1) 例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、「FRONTIER JAPAN」と称する自社ウェブサイト(以下本事件概要欄において「自社ウェブサイト」という。)のトップページにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」、「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」と表示することにより、あたかも、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品(以下本事件概要欄において「同種商品」という。)並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務(以下本事件概要欄において「同種役務」という。)に関する「北海道エリア太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」の2項目(以下本事件概要欄において「本件2項目」という。)につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件2項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、自社ウェブサイトのトップページにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」等と表示することにより、あたかも、北海道において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目につき、実際に見積りを徴したことがある者を対象に調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る当該項目の順位が第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、(1)の表示については、同社が委託した事業者による調査は、本件2項目について、回答者に対し、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者(当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下本事件概要欄において同じ。)のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト</p>	1119万円

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		<p>(以下「各販売サイト」という。)の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなく、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>また、(2)の表示については、同社が委託した事業者による調査は、「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目について、回答者に対し、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に見積りを徴したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各販売サイトの印象を問うものであり、客観的な調査に基づくものではなく、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(詳細については令和8年3月17日報道発表資料「太陽光発電システム機器等の販売施工業者4社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260317_ho-keihyo1.html</p> 	
3	令和8年3月17日 (㈱エスイーライフ)	<p>㈱エスイーライフは、家庭用蓄電池（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売し、その導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、</p> <p>(1) 例えば、令和5年3月10日、同月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日に、「エコでんち」と称する自社ウェブサイト（以下本事件概要欄において「自社ウェブサイト」という。）において、「エコでんちはおかげ様で家庭用蓄電池販売店 3冠 達成!」、「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」及び「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」等と表示することにより、あたかも、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「保証・アフターサポート満足度」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ」及び「口コミ評判」の3項目（以下本事件概要欄において「本件3項目」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調</p>	2069万円

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		<p>査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(2) 令和5年3月10日、同月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日に、例えば、自社ウェブサイトの「エコでんちの強み」と称するウェブページにおいて、「施工実績12,000件突破」等と表示することにより、あたかも、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数（太陽光発電に係る契約件数を含む。以下本事件概要欄において同じ。）が1万2000件以上であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数は1800件程度であって、1万2000件を大きく下回るものであった。</p> <p>(詳細については令和8年3月17日報道発表資料「太陽光発電システム機器等の販売施工業者4社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260317_ho_keihyo1.html</p> 	
4	令和8年3月17日 (株)SC エージェント	<p>(株)SC エージェントは、蓄電池（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売し、本件商品の導入に伴う施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、「エコ最安値.com」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>(1) 「ロコミ人気 No.1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No.1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No.1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No.1 蓄電池販売会社」等と表示することにより、あたかも、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに本件役務（以下本事件概要欄において「本件商品・役務」という。）及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「ロコミ人気」、「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工事品質満足度」の4項目（以下本事件概要欄において「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件商品・役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」及び「施工実績10,000件!! たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件商品・役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、(1)の本件商品・役務の表示については、同社が委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比</p>	469万円

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		<p>し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>また、(2)の本件商品・役務の表示については、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件商品・役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。</p> <p>(詳細については令和8年3月17日報道発表資料「太陽光発電システム機器等の販売施工業者4社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。)</p> <p>https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260317_ho_keihyo1.html</p> 	
5	令和8年3月17日 (株)安心頼ホーム	<p>(株)安心頼ホームは、蓄電池を含む太陽光発電システム機器、「エコキュート」と称する給湯器及び電気温水器（以下本事件概要欄において、これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売し、それらの導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、令和5年4月7日、同月10日、同月12日、同月17日、同月24日、同年5月2日、同月8日、同月22日及び同月29日に、例えば、「安心頼ホーム」と称する自社ウェブサイトのトップページにおいて、「蓄電池 太陽光発電 エコキュート 電気温水器 九州エリア 口コミ満足度 No. 1」、「信頼の3冠獲得 第1位」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」等と表示することにより、あたかも、九州地区内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度」、「九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」及び「九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」の3項目（以下本事件概要欄において「本件3項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(詳細については令和8年3月17日報道発表資料「太陽光発電システム機器等の販売施工業者4社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命</p>	826万円

一連番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		令について」を参照のこと。 https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260317_ho_keihyo1.html 	

第3 公正競争規約の認定

1 概要

令和8年3月末現在、103件（景品関係37件、表示関係66件）の公正競争規約が認定されている（附属資料7参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

2 公正競争規約の変更

令和7年度においては、9件の公正競争規約について変更の認定を行った（第4表参照）。

第4表 令和7年度に変更の認定を行った公正競争規約

一連番号	公正競争規約の名称等	認定日	告示番号
1	化粧石けんの表示に関する公正競争規約	令和7年7月30日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第7号
2	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約	令和7年7月30日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第8号
3	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	令和7年7月31日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第9号
4	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	令和7年8月8日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第10号
5	飲用乳の表示に関する公正競争規約	令和7年8月20日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第11号
6	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約	令和7年9月3日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第12号
7	眼鏡類の表示に関する公正競争規約	令和7年10月28日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第13号
8	食品缶詰の表示に関する公正競争規約	令和7年12月25日	令和8年公正取引委員会・消費者庁告示第1号

第2部 各論

一連 番号	公正競争規約の名称等	認定日	告示番号
9	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約	令和8年3月31日	令和8年公正取引委員会・ 消費者庁告示第2号

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者（買手）の禁止行為として、①減額又は買ったとき（同法第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（同条第3号）、④報復行為（同条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（同法第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（同法第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、公正取引委員会は、失効前に行われた違反行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していく。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。令和7年度においては、14件の相談に対応した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に対し、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ的確に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和7年度においては、勧告及び指導は行っていない（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和7年度	0 (0)	0 (0)
令和6年度	0 (0)	1 (0)
累 計 (注1)	59 (13)	3,847 (209)

(注1) 平成25年10月から令和8年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和7年度			令和6年度			累計 (注3)		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	0	0	0	0	0	5	457	462
製造業	0	0	0	0	0	0	2	841	843
情報通信業	0	0	0	0	0	0	9	343	352
運輸業（道路貨物運送業等）	0	0	0	0	0	0	2	197	199
卸売業	0	0	0	0	0	0	1	265	266
小売業	0	0	0	0	0	0	13	416	429
不動産業	0	0	0	0	0	0	9	209	218
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	0	0	0	1	1	1	172	173
学校教育・教育支援業	0	0	0	0	0	0	4	128	132
その他 (注4)	0	0	0	0	0	0	13	819	832
合 計	0	0	0	0	1	1	59	3,847	3,906

(注3) 平成25年10月から令和8年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和7年度においては、勧告及び指導は行われていない（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	令和7年度			令和6年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	0	0	0	0	0	6	433	439
買ったたき	0	0	0	0	1	1	57	3,414	3,471
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	0	0	0	0	0	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	0	0	0	0	1	1	59	3,847	3,906

（注6）平成25年10月から令和8年3月までの累計である。

（注7）1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

（3）特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者1名から、特定供給事業者50名に対し、総額558万円の原状回復が行われた（第4表参照）。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和7年度	令和6年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	1名	4名	2,492名
原状回復を受けた特定供給事業者数	50名	703名	299,091名
原状回復額（注9）	558万円	2731万円	92億5177万円

（注8）平成26年4月から令和8年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 消費税の転嫁拒否等の行為に係る考え方の周知

（1）「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

（2）消費税転嫁対策特別措置法の失効後における転嫁拒否等の行為に係る考え方

消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効したが、公正取引委員会は、失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法（取適法）の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

附属資料

令和7年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	215
1-1表 公正取引委員会の構成	215
1-2表 公正取引委員会の予算額（令和7年度予算）	215
2 審決・訴訟関係等	216
2-1表 手続別審決等件数推移	216
2-2表 関係法条別審決件数推移	221
2-3表 告発事件一覧	224
2-4表 緊急停止命令一覧	234
2-5表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	235
3 独占禁止法適用除外関係	236
3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	236
3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル等件数の推移	238
3-3表 保険業法に基づくカルテル	240
3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	241
3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	241
3-6表 道路運送法に基づくカルテル	242
3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）	242
3-8表 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	242
3-9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	244
4 株式取得、合併等関係	246
4-1表 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	246
4-2 統計資料（4-3表及び4-4表）について	247
4-3表 形態別・業種別件数（令和7年度）	249
4-4表 企業結合関係の届出・報告件数	250
5 取適法関係	252
5-1表 定期調査実施件数の推移	252
5-2表 取適法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	253
5-3表 取適法違反行為類型別件数の推移	254
5-4表 自発的な申出の件数等の推移	255
6 フリーランス・事業者間取引適正化等法関係	256
6-1表 定期調査実施件数の推移	256
6-2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	256
6-3表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為類型別件数の推移	256
7 景品表示法に基づく規約及び運用機関の一覧（令和8年3月末現在）	257
8 独占禁止懇話会	260

9 公正取引委員会機構図 262

1 組織・予算関係

1-1表 公正取引委員会の構成

(令和8年3月末現在)

委員長	茶谷 栄治
委員	青木 玲子
委員	吉田 安志
委員	泉水 文雄
委員	矢尾 和子

1-2表 公正取引委員会の予算額（令和7年度予算）

(単位：千円)

事 項	当初予算額	補正後予算額
(項) 公正取引委員会	12,814,445	13,121,606
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	11,458,012	11,505,803
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	290,867	290,867
(事項) 公正な取引慣行の推進に必要な経費	777,953	975,268
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	287,613	349,668
(項) 公正取引委員会施設費	2,556,030	2,556,030
(事項) 公正取引委員会施設整備に必要な経費	2,556,030	2,556,030
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費（注）	474,450	2,121,865
(事項) 情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費	474,450	2,121,865
合 計	15,844,925	17,799,501

(注) デジタル庁に一括計上され、公正取引委員会において執行する予算。

2 審決・訴訟関係等

2-1表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類	年度																												
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	47	31
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

附属資料

分類	年度								
	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類		年度	17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	28 (注5)	29 (注5)	30 (注5)	元 (注5)	2 (注5)	計
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	162 (40)
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1,227 (186)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	5	77 (注6)	168
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	6	77 (注6)	187
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	174 (17)
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11 (注4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11

- (注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。
- (注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。
- (注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。
- (注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終了した。
- (注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。
- (注6) 令和3年2月8日、レンゴー(株)ほか36名に対する件等の審決により、独占禁止法関係の審判手続は全て終了した。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	計
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)		7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	11 (3)	9 (2)	3 (1)	8 (3)	4 (0)	21 (5)	11 (5)	106 (25)	
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)		31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	18 (2)	37 (4)	4 (1)	31 (0)	21 (4)	16 (0)	33 (1)	36 (13)	291 (31)	
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	3	0	0	1	2	0	0	0	6	
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	1	2	0	1	0	1	2	0	7	
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	5	
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	5	
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3	
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	4	
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	

- (注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取

附属資料

の通知が行われたものの件数である。

(注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

2-2表 関係法条別審決件数推移

法令	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20条の6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4条 (旧審判手続)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条 (旧審判手続)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6条 (旧審判手続)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10	
10条 (旧審判手続)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11条 (旧審判手続)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条 (旧審判手続)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14条 (旧審判手続)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条 (旧審判手続)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条 (旧審判手続)	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条 (旧審判手続)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
66条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体会法 (旧審判手続)	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
審決件数 (注2)	5	2	14	(注3) 59	18	(注3) 15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。
(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

元	2	計
0	0	1
3	76	159
4	76	181
2	1	8
2	1	6
1	0	4
0	0	(注4) 7
0	0	17
0	0	641
-	-	26
-	-	4
0	0	32
0	0	(注5) 244
0	0	434
0	0	10
0	0	3
0	0	4
0	0	7
0	0	1
0	0	1
0	0	6
0	0	200
0	0	(注6) 1
0	0	9
0	0	3
-	-	54
0	0	4
0	0	5
0	0	17
0	0	(注6) 2
0	0	4
0	0	13
12	154	2,004

(注5) 独占禁止法第7条の2(旧審判手続)の審決件数には課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また独占禁止法第8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法第49条(旧審判手続)及び景品表示法第9条(旧審判手続)に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

2-3表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	S24.4.28	S25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 S26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であつたところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員はS26.3.11上告したが、前者は死亡したため、S35.3.15控訴棄却、後者はS36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	S24.5.21	S25.11.25	東京高裁 S27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	S24.11.28	S26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名(役員)	S45.4.3	S45.5.26	東京高裁 S46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	S49.2.15	S49.5.28	東京高裁 S55.9.26 最高裁 S59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき) 太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したためS55.11.19公訴棄却 丸善石油(株)専務はS57.10.21及び三菱石油(株)取締役はS57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	S49.2.15	S49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴、残り 2名を不起 訴)	東京高裁 S55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号、第 89条第1項 第2号、第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社、役員 15名)	H3.11.6 (H3.12.19 追加告発)	H3.12.20	東京高裁 H5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金、被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は、 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	H5.2.24	H5.3.31	東京高裁 H5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は、社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た者17名 並びに発 注業務に 従事して いた者1 名)	H7.3.6 (H7.6.7 追加告発)	H7.6.15	東京高裁 H8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金、被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は、平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに、受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第62条 第1項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	H9.2.4	H9.3.31	東京高裁 H9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金、被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は、平 成6年度、平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて、受注予定者を決定す るとともに、受注予定者が受 注できるあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	富士水道工業(株)は H10.1.6、(株)東京量 水器工業所及び同社 管理部長兼工場長は H10.1.7それぞれ上 告したが、いずれも H12.9.25上告棄却

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタほか12名(3社及び受注業務に従事していた者10名)	H11.2.4 (H11.3.1追加告発)	H11.3.1	東京高裁 H12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月(執行猶予2年)	(株)クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油(株)ほか19名(11社、個人9名)	H11.10.13 (H11.11.9追加告発)	H11.11.9	東京高裁 H16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)	コスモ石油(株)ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれH16.3.31、H16.4.2、H16.4.5に上告したが、H17.11.21上告棄却決定(H17.11.26、H17.11.29、H17.12.20確定)
愛知時計電機(株)ほか8名(4社、個人5名)	H15.7.2	H15.7.23	東京高裁 H16.3.26 (1社、個人2名) H16.4.30 (2社、個人2名) H16.5.21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項 (平成14年法律第47号による改正前)	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)横河ブリッジほか33名(26社、個人8名)	H17.5.23 (H17.6.15追加告発)	H17.6.15	東京高裁 H18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) H19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	H17.6.29 (H17.8.1、H17.8.15追加告発)	H17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) H17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) H17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 H19.12.7 (日本道路公団理事1名) H20.7.4 (日本道路公団副総裁1名)	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、H19.12.17に上告したが、H22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、H20.7.4に上告したが、H22.9.22上告棄却決定。

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタ ほか21名 (11社、 個人11 名)	H18.5.23 (H18.6.12 追加告発)	H18.6.12	大阪地裁 H19.3.12 (1社、個 人1名) H19.3.15 (1社、個 人1名) H19.3.19 (1社、個 人1名) H19.3.22 (2社、個 人2名) H19.3.29 (3社、個 人3名) H19.4.23 (2社、個 人2名) H19.5.17 (1社、個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金、 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月(執行猶 予3年から4 年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組 ほか9名 (5社、個 人5名)	H19.2.28 (H19.3.20 追加告発)	H19.3.20	名古屋地裁 H19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金、 被告人に懲 役1年6月か ら3年(執行 猶予3年から 5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	H19.5.24 (H19.6.13追加告発)	H19.6.13	東京地裁 H19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板(株)ほか8名(3社、個人6名)	H20.11.11 (H20.12.8追加告発)	H20.12.8	東京地裁 H21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
日本精工(株)ほか9名 (3社、個人7名)	H24. 6. 14	H24. 6. 14	東京地裁 H24. 12. 28 (1社、個人2名) H25. 2. 25 (1社、個人3名) H27. 2. 4 (1社、個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金、被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は、産業機械用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また、2社等は、自動車用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	1社及び2名については、H27. 2. 4に控訴したが、H28. 3. 22控訴棄却判決。同日、上告したが、H29. 12. 5上告棄却決定。 (H29. 12. 12確定)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社、個人8名)	H26. 3. 4	H26. 3. 4	東京地裁 H26. 9. 30 (1社、個人1名) H26. 10. 2 (2社、個人2名) H26. 10. 3 (1社、個人1名) H26. 10. 6 (1社、個人1名) H26. 11. 12 (1社、個人1名) H26. 11. 13 (1社、個人1名) H26. 11. 14 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は、平成23年10月以降に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、8社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社、個人11名)	H28. 2. 29	H28. 2. 29	東京地裁 H28. 9. 7 (3社、個人3名) H28. 9. 15 (1社、個人1名) H28. 10. 6 (2社、個人3名) H28. 10. 11 (1社) H28. 10. 25 (個人1名) H28. 10. 27 (2社、個人2名) H28. 11. 1 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は、平成23年7月以降に、東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、10社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
大成建設(株)ほか5名(4社、個人2名)	H30.3.23	H30.3.23	東京地裁 H30.10.22 (2社) R3.3.1 (2社、個人2名、R3.3.10 控訴)	被告会社に1億8000万円から2億5000万円の罰金、被告人に懲役1年6月(執行猶予3年)	4社は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道(株)が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって4社が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	2社及び2名については、R3.3.10に控訴したが、R5.3.2控訴棄却判決。R5.3.10に1社1名及びR5.3.14に1社1名が上告。
アルフレッサ(株)ほか9名(3社、個人7名)	R2.12.9	R2.12.9	東京地裁 R3.6.30 (3社、個人7名)	被告会社に2億5000万円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年(執行猶予3年)	3社等は、平成28年及び平成30年それぞれにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、3社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし、もって3社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)電通グループほか12名 (6社、個人6名、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名)	R5. 2. 28	R5. 2. 28	東京地裁 R5. 12. 12 ((公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名) R6. 7. 11 (1社、個人1名、) R6. 7. 24 控訴、R7. 5. 8 控訴棄却、 R7. 5. 19 上告) R6. 12. 18 (1社、個人1名、) R6. 12. 19 控訴、R7. 6. 3 控訴棄却、 R7. 6. 5 上告) R7. 1. 30 (1社、個人1名、即日控訴、 R7. 7. 31 控訴棄却、即日 上告、 R7. 12. 9 上告棄却) R7. 3. 21 (1社、個人1名、 R7. 3. 24 控訴、 R7. 10. 2 控訴棄却、 R7. 10. 3 上告)	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長に懲役2年(執行猶予4年) 被告会社に2億円から3億円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法第60条、第65条第1項	

2-4表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	決定年月日 (注)	決定内容 (注)	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						決定年月日 (注)	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	S30.3.16 S30.7.27 (停止命令の取消し)	S30.4.6	申立一部容認一部却下	(株)朝日新聞社、(株)読売新聞社、(株)毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1、7)	S30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	S30.7.4 S30.12.10 (停止命令の取消し)	S30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	S30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(S30.10.12)
(株)大阪読売新聞社に対する件	S30.10.5	S30.11.5	申立容認	(株)大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(S30.12.8)
(株)北国新聞社に対する件	S31.12.21	S32.3.18	申立容認	(株)北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	S33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(S32.3.29申立棄却)
八幡製鉄(株)ほか1名に対する件	S44.5.7 取下げ S44.5.30			八幡製鉄(株)及び富士製鉄(株)の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	S50.3.25	S50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(S52.11.24) 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下(S50.7.17)
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	H16.6.30 取下げ H16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条(一般指定3、4)			被申立人が、申立てに係る行為を取りやめたので取下げ
楽天(株)に対する件	R2.2.28 取下げ R2.3.10			楽天(株)による出店事業者に対する優越的地位の濫用	独占禁止法第19条(第2条第9項第5号ハ)			被申立人が、申立てに係る行為を変更したので取下げ

(注) 平成25年独占禁止法改正法の施行日(平成27年4月1日)前は、緊急停止命令等の非訟事件は東京高等裁判所の専属管轄とされていたが、同改正法の施行後は、東京地方裁判所の専属管轄とされている。

2-5表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	2	価格カルテル
水産養殖業	1	価格カルテル
総合工事業	3	その他の拘束・排他条件付取引
職別工事業(設備工事業を除く)	1	その他のカルテル
化学工業	1	再販売価格の拘束
プラスチック製品製造業	1	再販売価格の拘束
輸送用機械器具製造業	2	価格カルテル、優越的地位の濫用
生産用機械器具製造業	1	入札談合
道路貨物運送業	1	優越的地位の濫用
運輸に附帯するサービス業	1	その他
繊維・衣服等卸売業	1	価格カルテル
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1	優越的地位の濫用
機械器具卸売業	7	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用
その他の卸売業	2	再販売価格の拘束
各種商品小売業	3	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	3	再販売価格の拘束、取引妨害
飲食料品小売業	2	優越的地位の濫用
その他の小売業	9	優越的地位の濫用、不当廉売
協同組織金融業	1	その他のカルテル
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	その他の拘束・排他条件付取引
娯楽業	5	その他の拘束・排他条件付取引、優越的地位の濫用
医療業	1	その他
協同組合(他に分類されないもの)	5	その他の拘束・排他条件付取引
廃棄物処理業	1	優越的地位の濫用
分類不能の産業	1	その他

(注1) 注意は、不当廉売事案で迅速処理を行ったものを除く。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

3 独占禁止法適用除外関係

3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(令和8年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号） たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 森林組合法（昭和53年法律第36号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・20制度）

(令和8年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
金融庁	保険業法 (平成7年法律第105号)	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和23年法律第193号)	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法 (平成14年法律第154号)	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和28年法律第7号)	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法 (昭和45年法律第48号)	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農事組合法人が行う一定の事業	平成11年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う 一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
特定地域及び準特定地域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化 及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年	
金融庁 国土交通省	地域における一般乗合旅客自動車運 送事業及び銀行業に係る基盤的な サービスの提供の維持を図るための 私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律の特例に関する法律 (令和2年法律第32号)	特定地域基盤企業等の合併 等	令和2年
		地域一般乗合旅客自動車運 送事業者等による共同経営	

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル等件数（注1）の推移

（各年3月末現在）

	根拠法令	適用業種等	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	4	4	4	4
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業、 酒類販売業	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め (注2)	10	10	10	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 (注3)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際) (注4)	[0]	[1]	[2]	[2]
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	3	3	3	3

	根 拠 法 令	適用業種等	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
		海運カルテル (外航) (注4)	[41]	[22]	[30]	[23]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	0	0	0
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	2	2	0	0
12	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 令和2年11月27日施行	特定地域基盤企業等の合併等 (注5)	1	2	2	2
		地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	6	6	7	10
合 計			36 (34)	36 (34)	35 (33)	38 (36)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテル等の件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

(注5) 特定地域基盤企業等の合併等の欄の数は、各年3月末現在で実施期間終了前にある、主務大臣の認可を受けた合併等に係る基盤的サービス維持計画の件数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(令和8年3月末現在)

対象種目	主体	制限事項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率=再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(令和8年3月末現在)

対象種目	主体	制限事項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし

外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	期限の定めなし

3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(令和8年3月末現在)

対象	主体	内容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(令和8年3月末現在)

対象	主体	内容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体(指定団体)	商業用レコードの二次使用料等の額に関する文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体(指定団体)と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3-6表 道路運送法に基づくカルテル

(令和8年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客 自動車運送事 業者	北 部 支 線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客 自動車運送事 業者	読谷線・糸 満 線 (沖 縄)	適切な運行時刻設定のための共 同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客 自動車運送事 業者	名護西線・ 名護西空港 線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共 同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日

3-7表 海上運送法に基づくカルテル (内航)

(令和8年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期 航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための 共同経営 (旅客)	平成12年7月19日	令和9年6月20日
一般旅客定期 航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための 共同経営 (旅客)	平成12年7月21日	令和9年2月15日
一般旅客定期 航路事業者	竹原／白水	適切な運航時刻の設定のための 共同経営 (旅客)	平成12年8月10日	令和9年7月24日

3-8表 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

(1) 特定地域基盤企業等の合併等に係る基盤的サービス維持計画の実施

(令和8年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	基盤的サービス 維持計画の 実施期間
株式会社青森銀行及び株 式会社みちのく銀行	青森県	基盤的サービスの提供維持の ために行う共同株式移転	令和4年 3月23日	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
株式会社八十二銀行及び 株式会社長野銀行	長野県	基盤的サービスの提供維持の ために行う株式取得	令和5年 5月29日	令和5年6月1日 ～ 令和10年3月31日

(2) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営の実施

(令和8年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	共同経営の 実施期間
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	熊本市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年 3月19日 (注1)	令和3年4月1日 ～ 令和8年9月30日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	岡山市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年 3月25日	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	前橋市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年 9月24日	令和3年10月1日 ～ 令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	徳島県南部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年 3月18日	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	長崎市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年 3月18日 (注2)	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	広島市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年 10月18日 (注3)	令和4年11月1日 ～ 令和10年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	岩手県県央部・沿岸部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和7年 2月17日	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	岡山市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和7年 9月19日	令和7年10月1日 ～ 令和12年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	遠紋地域	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和7年 9月19日	令和7年10月1日 ～ 令和10年9月30日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	松江市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和8年 3月17日	令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日

(注1) 本協定には、令和3年4月1日～令和6年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和3年3月19日）、令和4年11月1日～令和7年10月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月20日）及び令和5年10月1日～令和8年9月30日を実施期間とする取組（認可日：令和5年9月21日）が含まれている。

(注2) 本協定には、令和4年4月1日～令和7年3月31日又は令和4年4月1日～令和8年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年3月18日）及び令和6年4月1日～令和9年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和6年3月22日）が含まれている（なお、令和4年4月1日～令和8年3月31日を実施期間とする取組については、令和7年3月14日付け認可により、実施期間が1年延長されたもの）。

(注3) 本協定には、令和4年11月1日～令和7年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月18日）及び令和7

年2月1日～令和10年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和7年1月24日）が含まれている（ただし、令和4年10月18日付け認可に係る取組については、令和7年1月24日付け認可に係る取組の開始をもって終了している。）。

3-9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業、林業、漁業	0	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	
	建設業	3	
	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料	0
		繊維	0
		木材・木製品、家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油製品・石炭製品	0
		プラスチック製品	0
		ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石製品	0
		鉄鋼	1
		非鉄金属	1
		金属製品	0
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	2
		電気・ガス・熱供給・水道業	1
		情報通信業	0
	運輸業、郵便業	1	
	卸売業	1	
	小売業	0	
	金融業、保険業	0	
	不動産業、物品賃貸業	0	
	サービス業	7	
	その他	182	
	小計	197	
信用協同組合	12		
合計	209		

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

4 株式取得、合併等関係

4-1表 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R7. 4. 23	(株)三井住友銀行	SMB Cバリューク リエーション(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得
7. 5. 9	日本生命保険相互会社	(株)F A B R I C T O K Y O	投資事業有限責任組合の有 限責任組合員としての株式 の所有に伴う議決権保有
7. 5. 14	ソニー銀行(株)	内幸町他業高度化等 事業準備(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得
7. 6. 24	(株)東邦銀行	(株)東邦 I T ヒューマ ンソリューションズ	銀行業高度化等会社の議決 権取得
7. 6. 26	(株)七十七銀行	(株)七十七デジタルソ リューションズ	銀行業高度化等会社の議決 権保有取得
7. 7. 25	日本生命保険相互会社	みんなのマーケット (株)	投資事業有限責任組合の有 限責任組合員としての株式 の所有に伴う議決権保有
7. 7. 30	(株)三井住友銀行	(株)S M F	銀行準備会社の議決権取得
7. 8. 6	(株)北海道銀行	(株)平川ワイナリー	投資事業有限責任組合の有 限責任組合員としての株式 の所有に伴う議決権保有
7. 10. 10	日本生命保険相互会社	クローバーラボ(株)	投資事業有限責任組合の有 限責任組合員としての株式 の所有に伴う議決権保有
7. 10. 21	日本生命保険相互会社	ミッドナイトブレッ クファスト(株)	保険業高度化等会社の議決 権取得
7. 11. 18	(株)鹿児島銀行	パステムソリュー ションズ(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得
7. 11. 21	(株)三菱UF J 銀行	衛星データサービス 企画(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得
8. 1. 8	日本生命保険相互会社	メディカル・デー タ・ビジョン(株)	保険業高度化等会社の議決 権取得
8. 2. 10	(株)伊予銀行	(株)田窪工業所	投資事業有限責任組合の有 限責任組合員としての株式 の所有に伴う議決権保有
8. 2. 26	(株)三十三銀行	三十三地域創生(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
8. 2. 27	(株)足利銀行	(株)ウイングITソリューションズ	銀行業高度化等会社の議決権取得
8. 3. 5	(株)北洋銀行	キャリアバンク(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
8. 3. 17	(株)北陸銀行	北陸コンピュータ・サービス(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R7. 6. 2	三井住友信託銀行(株)	三菱鉛筆(株)	年金信託財産の運用に係る議決権保有 社会貢献株式管理信託財産の運用に係る議決権保有
7. 7. 30	みずほ信託銀行(株)	日本国土開発(株)	年金信託財産の運用に係る議決権保有
8. 2. 10	(株)京都銀行	(株)京都新聞ホールディングス	自己の株式の取得に伴う議決権保有
8. 2. 12	(株)三井住友銀行	(株)巴コーポレーション	自己の株式の取得に伴う議決権保有

4-2 統計資料（4-3表及び4-4表）について

- (1) この統計資料は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公正取引委員会が受理した会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出等に関する指標を取りまとめたものである。
- (2) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては新設会社の業種、吸収分割においては事業を承継する会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また、事業を行っていない会社についてはその他に分類した。
- (3) 4-3表の分類のうち、「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち、「前進」とは、株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4-3表 形態別・業種別件数（令和7年度）

業種 \ 形態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出受理 件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	9	4	3	4	0	0	10
製 造 業	41	22	27	5	13	16	78
食 料 品	7	2	4	2	2	0	10
織 維	1	0	1	0	0	2	3
木 材 ・ 木 製 品	2	2	0	0	2	0	2
紙 ・ パ ル プ	0	0	0	0	0	0	0
出 版 ・ 印 刷	0	0	0	0	0	0	0
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭	9	7	4	0	1	8	20
ゴ ム ・ 皮 革	0	0	0	0	0	0	0
窯 業 ・ 土 石	2	0	0	2	0	0	2
鉄 鋼	2	2	3	0	0	0	4
非 鉄 金 属	0	0	0	0	1	0	1
金 属 製 品	0	0	0	0	0	1	1
機 械	18	9	15	1	7	5	35
そ の 他 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0
卸 ・ 小 売 業	44	24	19	21	4	1	61
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	15	8	9	5	3	4	23
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	15	7	9	2	9	2	25
サ ー ビ ス 業	94	43	40	36	26	42	171
金 融 ・ 保 険 業	16	8	9	4	4	18	40
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	5	3	0	1	0	0	5
そ の 他	14	8	11	7	1	19	45
合 計	253	127	127	85	60	102	458

(注1) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

(注2) 令和7年4月以降に届出受理した案件の各業種への分類方法について、令和6年度以前に届出受理した案件に係る分類方法から一部変更している。

4-4表 企業結合関係の届出・報告件数

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9			8,615	5,955	7	2,174			1,546
10			7,518	447	0	1,514			1,176
11			1,029			151			179
12			804			170			213
13			898			127	20		195
14			899			112	21		197
15			959			103	21		175
16			778			70	23		166
17			825			88	17		141
18			960			74	19		136
19			1,052			76	33		123
20			829			69	21		89
21			840			48	15		79
22			184			11	11	3	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19
2	114	1	223			16	7	0	20

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
3	114	3	288			10	17	3	19
4	116	5	270			11	7	3	15
5	121	1	290			12	17	5	21
6	123	0	384			11	20	2	20
7	125	0	405			10	27	3	13

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等を行う場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

5 取適法関係

5-1表 定期調査実施件数の推移

区分 年度	定期調査実施件数	
	対象委託事業者数 (名)	対象中小受託事業者数 (名)
平成16	30,932	170,517
17	30,991	170,878
18	29,502	162,521
19	30,268	168,108
20	34,181	160,230
21	36,342	201,005
22	38,046	210,166
23	38,503	212,659
24	38,781	214,042
25	38,974	214,044
26	38,982	213,690
27	39,101	214,000
28	39,150	214,500
29	60,000	300,000
30	60,000	300,000
令和元	60,000	300,000
2	60,000	300,000
3	65,000	300,000
4	70,000	300,000
5	80,000	330,000
6	90,000	330,000
7	65,000	300,000

5-2表 取適法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)
平成16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099
令和元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	292	8,315
2	8,291	101	1	8,393	4	8,107	222	8,333
3	8,369	94	1	8,464	4	7,922	174	8,100
4	8,188	79	0	8,267	6	8,665	86	8,757
5	8,120	112	0	8,232	13	8,268	47	8,328
6	8,152	119	1	8,272	21	8,230	55	8,306
7	8,156	161	9	8,326	39	8,261	30	8,330

5-3表 取適法違反行為類型別件数の推移

違反行為類型	年度																					
	平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
受領拒否 (取適法第5条第1項第1号違反)	28 (2.1)	30 (1.5)	13 (0.1)	23 (2.0)	6 (0.4)	25 (1.6)	8 (0.4)	38 (1.7)	61 (2.8)	42 (1.9)	32 (0.7)	19 (0.4)	34 (0.6)	23 (0.4)	46 (0.7)	32 (0.5)	40 (0.5)	48 (0.6)	49 (0.7)	48 (0.7)	42 (0.6)	32 (0.4)
製造委託代金の支払遅延 (取適法第5条第1項第2号違反)	751 (57.2)	1,344 (65.0)	701 (57.7)	701 (58.1)	866 (61.5)	790 (61.5)	1,281 (65.5)	1,328 (68.1)	1,250 (56.4)	1,488 (66.1)	2,443 (62.8)	3,131 (66.7)	3,375 (68.0)	3,129 (64.2)	3,371 (64.2)	4,738 (62.8)	4,900 (62.2)	4,069 (57.3)	4,069 (57.3)	3,995 (59.2)	4,094 (57.0)	3,787 (52.4)
製造委託代金の減額 (取適法第5条第1項第3号違反)	142 (10.8)	211 (10.2)	134 (11.0)	112 (9.5)	97 (7.1)	107 (7.0)	176 (9.0)	189 (8.3)	284 (12.8)	228 (10.1)	383 (8.5)	373 (7.9)	489 (8.4)	611 (10.6)	834 (12.2)	1,150 (16.6)	1,471 (18.4)	1,195 (15.2)	1,273 (17.9)	1,090 (16.1)	1,263 (17.6)	1,323 (18.3)
返品 (取適法第5条第1項第4号違反)	23 (1.8)	12 (0.6)	2 (0.2)	9 (0.8)	6 (0.4)	14 (0.9)	9 (0.5)	34 (1.5)	44 (2.0)	20 (0.9)	15 (0.3)	14 (0.3)	15 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.3)	14 (0.2)	15 (0.2)	11 (0.1)	22 (0.3)	21 (0.3)	17 (0.2)	52 (0.7)
買いよたき (取適法第5条第1項第5号違反)	36 (2.7)	44 (2.3)	28 (2.3)	39 (3.3)	68 (4.9)	113 (7.4)	93 (4.8)	166 (7.3)	98 (4.4)	86 (3.8)	735 (16.2)	631 (13.4)	1,143 (19.7)	1,179 (20.4)	1,487 (21.8)	721 (10.4)	830 (11.0)	866 (11.9)	913 (12.9)	879 (13.0)	852 (11.9)	1,006 (13.9)
購入・利用強制 (取適法第5条第1項第6号違反)	95 (7.2)	75 (3.6)	62 (5.1)	41 (3.5)	50 (3.6)	67 (4.4)	59 (3.0)	86 (3.8)	72 (3.2)	60 (2.7)	46 (1.0)	69 (1.0)	78 (1.3)	94 (1.6)	90 (1.3)	72 (1.0)	76 (1.0)	48 (0.6)	50 (0.7)	41 (0.6)	39 (0.5)	23 (0.3)
総務措置 (取適法第5条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	5 (0.1)	1 (0.0)	0 (-)	12 (0.2)	4 (0.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
有償支給品材料等の対価 の不足決済 (取適法第5条第2項第1号違反)	37 (2.8)	62 (3.0)	43 (3.5)	29 (2.5)	15 (1.1)	42 (2.7)	20 (1.0)	45 (2.0)	56 (2.5)	44 (2.0)	60 (1.3)	56 (1.2)	59 (1.0)	92 (1.6)	113 (1.7)	98 (1.4)	78 (1.0)	72 (0.9)	71 (1.0)	61 (0.9)	73 (1.0)	74 (1.0)
割引困難な手形の交付(注1) (下部法第4条第2項第2号違反)	144 (11.0)	190 (9.2)	170 (14.0)	147 (12.5)	221 (16.1)	300 (19.5)	224 (11.5)	280 (12.2)	246 (11.1)	208 (9.2)	253 (5.8)	210 (4.5)	365 (6.3)	324 (5.6)	374 (5.5)	254 (3.7)	314 (3.9)	293 (3.7)	225 (3.2)	197 (2.9)	309 (4.3)	145 (2.0)
不当な経済上の利益の提供要請 (取適法第5条第2項第2号違反)	10 (0.8)	10 (0.5)	5 (0.4)	26 (2.2)	19 (1.4)	49 (3.2)	47 (2.3)	52 (2.3)	57 (2.6)	29 (1.3)	135 (3.0)	161 (3.4)	208 (4.5)	261 (4.5)	348 (5.1)	336 (4.9)	297 (3.7)	332 (4.2)	349 (4.9)	348 (5.2)	408 (6.3)	454 (6.3)
不当な給付内容の変更・やり直し (取適法第5条第2項第3号違反)	47 (3.6)	90 (4.4)	57 (4.7)	48 (4.1)	26 (1.9)	22 (1.3)	38 (1.9)	68 (3.0)	50 (2.3)	45 (2.0)	27 (0.6)	33 (0.7)	49 (0.8)	45 (0.8)	132 (1.9)	590 (8.2)	120 (1.5)	101 (1.3)	73 (1.0)	73 (1.1)	80 (1.1)	332 (4.6)
協議に応じない一方的な代金決定 (取適法第5条第2項第4号違反)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (-)
小計(注2)	1,313 (100.0)	2,068 (100.0)	1,215 (100.0)	1,175 (100.0)	1,374 (100.0)	1,535 (100.0)	1,955 (100.0)	2,286 (100.0)	2,218 (100.0)	2,250 (100.0)	4,529 (100.0)	4,697 (100.0)	5,815 (100.0)	5,778 (100.0)	6,819 (100.0)	7,979 (100.0)	7,878 (100.0)	7,098 (100.0)	6,753 (100.0)	7,177 (100.0)	7,228 (100.0)	7,298 (100.0)
発注内容等の明示義務 (取適法第4条違反)	2,235	3,633	2,603	2,453	2,608	3,300	3,833	3,813	3,987	4,186	4,067	4,507	4,806	5,322	5,964	6,003	5,401	6,697	6,151	5,944	6,242	
手続書の作成・保存義務 (取適法第7条違反)	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629	649	778	745	934	834	556	633	644	
虚偽報告等 (取適法第12条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
小計	2,556	4,278	3,090	3,006	2,905	3,684	4,557	4,528	4,811	5,125	4,551	4,977	5,435	5,971	6,742	6,609	6,937	6,133	7,531	6,710	6,580	6,887
合計(注3)	3,869	6,346	4,305	4,181	4,279	5,219	6,512	6,814	7,029	7,375	9,080	9,674	11,250	11,749	13,561	13,528	14,916	14,011	14,629	13,463	13,757	14,115

(注1) 下部法改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

(注2) ()内の数値は、実定規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

(注3) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるため、違反行為類型別件数の合計欄の数値と5-2表の「措置」件数とは一致しない。

5-4表 自発的な申出の件数等の推移

区分 年度	新規に受けた 自発的な申出の件数 (件)	処理した 自発的な申出の件数 (件)	自発的な申出による 原状回復の金額 (万円)	自発的な申出により 原状回復を受けた 中小受託事業者数 (名)
平成26	47	26	5,217	396
27	52	45	99,147	4,524
28	61	86	64,449	2,551
29	47	46	184,795	1,068
30	73	71	10,843	804
令和元	78	46	5,849	1,926
2	24	58	14,437	3,230
3	32	34	14,896	433
4	23	20	82,106	91
5	39	39	7,770	2,158
6	32	36	35,328	525
7	53	49	121,019	1,234

6 フリーランス・事業者間取引適正化等法関係

6-1表 定期調査実施件数の推移

年度	区分	定期調査実施件数	
		(名)	
令和6		30,000	
7		30,000	

6-2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

年度	区分	新規着手件数 (件)	処理件数			
			措置		不問 (件)	計 (件)
			勧告 (件)	指導 (件)		
令和6		137	0	54	42	96
7		1,626	10	1,542	45	1,597

6-3表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為類型別件数の推移

違反行為類型	年度	
	令和6	7
取引条件の明示義務違反 (第3条第1項)	48 (65.8)	1,126 (41.3)
期日における報酬支払義務違反 (第4条第5項)	24 (32.9)	1,135 (41.6)
受領拒否 (第5条第1項第1号)	0 (-)	0 (-)
報酬の減額 (第5条第1項第2号)	0 (-)	103 (3.8)
返品 (第5条第1項第3号)	0 (-)	0 (-)
買ったたき (第5条第1項第4号)	0 (-)	250 (9.2)
購入・利用強制 (第5条第1項第5号)	0 (-)	3 (0.1)
不当な経済上の利益の提供要請 (第5条第2項第1号)	0 (-)	30 (1.1)
不当な給付内容の変更・やり直し (第5条第2項第2号)	1 (1.4)	80 (2.9)
報復措置 (第6条第3項)	0 (-)	0 (-)
合計(注2)	73 (100.0)	2,727 (100.0)

(注1) () 内の数値は、違反行為全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とらない。

(注2) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので、違反行為類型別件数の合計欄の数字と6-2表の「措置」件数とは一致しない。

7 景品表示法に基づく規約及び運用機関の一覧（令和8年3月末現在）

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	—	発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	(一社) 全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	(一社) 全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
21	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
23	果実飲料公正取引協議会	—	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	(一社) 食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	(一社) 日本メガネ協会 眼鏡公正取引協議委員会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	(一社)自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	(一社)北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	(公社)首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	(公社)近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	(一社)九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約
79	特定保健用食品公正取引協議会	—	特定保健用食品の表示に関する公正競争規約
80	日本オーリーブオイル公正取引協議会	—	エキストラバージンオーリーブオイルの表示に関する公正競争規約

8 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、令和8年3月17日現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者26名をもって開催されている。

会長	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
会員	依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事
	大野 颯司	住友化学(株)取締役監査等委員長（常勤）
	角元 敬治	(株)三井住友銀行上席顧問
	鹿野 菜穂子	慶應義塾大学法務研究科名誉教授
	木村 たま代	主婦連合会常任幹事
	ジョナサン クシュナー	日本マクドナルド(株)執行役員 チーフ・コミュニケーション・オフィサー
	河野 康子	（一財）日本消費者協会理事
	佐藤 郁美	弁護士
	柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科教授
	白石 忠志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	竹川 正記	(株)毎日新聞社論説委員
	武田 邦宣	大阪大学理事・副学長
	武田 史子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	田中 道昭	日本工業大学大学院技術経営研究科教授
	多村 孝子	日本生活協同組合連合会常務執行役員
	野原 佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	福園 昭宏	（一社）全国農業協同組合中央会常務理事
	細田 安兵衛	(株)榮太樓總本舗取締役会長
	水上 嘉久	(株)読売新聞東京本社論説委員
	森 貴子	野村ホールディングス(株)執行役員 ジェネラル・カウンセラー兼コンプライアンス共同統括責任者
	山下 裕子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	由布 節子	弁護士
	吉田 明子	東洋大学経済学部教授
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

（役職は令和8年3月17日時点）

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
230	7. 6. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○ タクシー等配車アプリに関する実態調査 ○ 企業における独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組 ○ フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査
231	7. 11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度及び令和7年度上半期における独占禁止法違反事件の処理状況 ○ 令和6年度及び令和7年度上半期における取引適正化に向けた取組 (下請法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等) ○ 実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針
232	8. 3. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書 ○ 令和6年度における企業結合関係届出の状況及び最近の主要な企業結合事例 ○ 経済安全保障に関連した事業者の取組に関する独占禁止法上の考え方

(注) 令和7年4月から令和8年3月までの開催状況

9 公正取引委員会機構図

